

平成28年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日（3月9日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針説明	6
議案第 1号 与論町行政不服審査会条例	19
議案第 2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	20
議案第 3号 職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 4号 与論町職員の退職管理に関する条例	22
議案第 5号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	23
議案第 6号 与論町債権管理条例	25
議案第 7号 与論町固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例	27
議案第 8号 改正前の与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	28
議案第 9号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	30
議案第10号 平成27度与論町一般会計補正予算（第8号）	31
議案第11号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	36
議案第12号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	39
議案第13号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）	40
議案第14号 平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）	41
議案第15号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）	42
議案第16号 平成28年度与論町一般会計予算	43
議案第17号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算	48
議案第18号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	48
議案第19号 平成28年度与論町介護保険特別会計予算	49
議案第20号 平成28年度与論町と畜場特別会計予算	49
議案第21号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	50

議案第22号 平成28年度与論町水道事業会計予算	50
特別委員会設置及び委員の選任について	51
議案第23号 与論町過疎地域自立促進計画の策定について	52
議案第24号 工事請負契約の締結について（茶花漁港水産生産基盤整備工事）	53
承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を 改正する条例）	56
承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村総合事 務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更に ついて）	57
散 会	58

第2日（3月16日）

一般質問	62
高田豊繁君	62
町 俊策君	69
野口靖夫君	75
林 敏治君	88
喜山康三君	96
麓 才良君	110
散 会	120

第3日（3月18日）

議案第16号 平成28年度与論町一般会計予算	125
議案第17号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算	125
議案第18号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	125
議案第19号 平成28年度与論町介護保険特別会計予算	125
議案第20号 平成28年度与論町と畜場特別会計予算	125
議案第21号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	125
議案第22号 平成28年度与論町水道事業会計予算	125
議案第25号 平成27度与論町一般会計補正予算（第9号）	128
陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や 予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情 (総務厚生文教常任委員長報告)	143
陳情第 3号 南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備について	

(環境経済建設常任委員長報告)	144
発議第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知、予防及びその危険性や 予後を相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出につい て	
(麓才良議員ほか3人提出)	145
発議第 2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について (林敏治議員ほか3人提出)	147
所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）	148
議員派遣の件	151
閉会中の継続審査・調査について	152
閉　　会	152

平成28年第1回(3月)定例会会期日程

月　日	曜　日	日　程
3月9日	水	本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(平成28年度事業予定箇所調査)
3月10日	木	予算審査特別委員会
3月11日	金	予算審査特別委員会 常任委員会
3月12日	土	休日
3月13日	日	休日
3月14日	月	常任委員会
3月15日	火	
3月16日	水	本会議(一般質問)
3月17日	木	予備日
3月18日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成 28 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 28 年 3 月 9 日

平成28年第1回与論町議会定例会会議録
平成28年3月9日（水曜日）午前9時29分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 町長の施政方針説明
- 第5 議案第1号 与論町行政不服審査会条例
- 第6 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第7 議案第3号 職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 与論町職員の退職管理に関する条例
- 第9 議案第5号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 与論町債権管理条例
- 第11 議案第7号 与論町固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例
- 第12 議案第8号 改正前の与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第9号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第10号 平成27度与論町一般会計補正予算（第8号）
- 第15 議案第11号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第16 議案第12号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第13号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第18 議案第14号 平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第15号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第16号 平成28年度与論町一般会計予算
- 第21 議案第17号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第18号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第19号 平成28年度与論町介護保険特別会計予算
- 第24 議案第20号 平成28年度与論町と畜場特別会計予算

- 第25 議案第21号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
第26 議案第22号 平成28年度与論町水道事業会計予算
第27 特別委員会設置及び委員の選任について
第28 議案第23号 与論町過疎地域自立促進計画の策定について
第29 議案第24号 工事請負契約の締結について（茶花漁港水産生産基盤整備工事）
第30 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）
第31 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について）

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田繁君
3番 町俊策君	4番 林隆壽君
5番 喜山康三君	6番 供利泰伸君
7番 野口靖夫君	8番 麓才良君
9番 福地元一郎君	10番 大田英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 竹本由弘君
町民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 吉田勉君
農業委員会事務局長 徳田康悦君	産業振興課長補佐 増尾聰昭君
商工観光課長 富士川浩康君	建設課長 山下哲博君
教育委員会事務局長 田畠豊範君	教育委員会事務局長補佐 増尾聰昭君
水道課長 池田美知博君	与論こども園長 岩山秀子君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 主幹兼係長 川上嘉久君

開会 午前9時29分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成28年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番林 敏治君、8番麓 才良君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書について、監査委員から平成28年2月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第118号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し

上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の施政方針説明

○議長（大田英勝君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

平成28年第1回与論町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政運営の基本方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年9月の町長選挙において、多くの町民から力強い御支持を賜り町長に就任して以来、約半年近くが経過しようとしております。この短い期間の中で様々な行政課題に直面し、私に課せられた役割と責務の重大さに改めて身の引き締まる思いがするとともに、決意を新たにしているところでございます。私の目指す「町民の英知を結集、豊かで住みよいゆんぬ創生」の実現に向けて、平成28年度も職員と一緒に町政運営を積極的に推進してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、国政に目を向けてみると、全国的な人口減少問題が大きな行政課題としてクローズアップされるようになり、平成26年度には「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、その目的を達成する施策事業への緊急支援交付金が創設されました。平成27年度には、即効性のある経済対策として、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金制度」を活用したプレミアム商品券の発行や地域経済への先行型支援事業、地方版総合戦略策定への支援など、各種施策の展開が図られてきているところでございます。

平成28年度においては、全国的に地方版総合戦略に基づいた地方創生の諸施策事業の展開が加速化し、各市町村の地域特性を生かした創意工夫による事業が本格的に推進することとなります。

本町においては、平成27年4月30日に与論町総合戦略推進本部を立ち上げ、各種推進委員会のもとで昨年10月に「与論町総合戦略」や「与論町人口ビジョン」を策定いたしました。

総合戦略の5年間の基本目標として、特に若者をターゲットにした島内外の活発な交流人口の拡大、安心して暮らせる多様な居住環境の創出、協働による生きがいづくりなど、重点化した施策を推進していくこととしております。

近年、奄美群島振興交付金による奄美群島航空・航路運賃軽減事業の効果やS

Sなどの情報発信を拡大し、減少傾向が続いている旅行客の入込客数も増加に転じ、観光産業においては明るい兆しが見え始めているところございます。

このような本町の現状を好機と捉え、映像等を活用したメディア戦略による島の情報発信や宿泊施設のリニューアル事業、空き家情報の活用による住宅の確保、スポーツ施設の整備による交流人口の拡大、定住促進などを重点化し、積極的に事業を推進していくことにしております。

また、事業をより効果的・効率的に推進するため、まちづくりの基軸となるDMOを創設し、商工観光、農業、水産業等を複合的に組み合わせることにより、事業者等の連携を深め、地域活性化を推進してまいりたいと考えております。

さらに、自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの活用を図り、環境保全を重視したエコタウンの創出を図るべく、各種事業の導入により環境に優しく、住みよい豊かなまちづくりの推進を図ってまいる所存であります。

本町の「第5次与論町総合振興計画」は今年で6年目を迎えます。これまでこの計画に基づいた各分野における様々な取り組みを進めてきておりますが、本計画の「第2期実施計画」と併せて創生法に基づく「与論町総合戦略」の重点施策を地域活性化の突破口として一層推進し、本町の生き残りをかけた持続可能なまちづくり、明るい未来へのまちづくりに向けて、本町の基本理念である“共に創ろう未来への架け橋”的もと、積極的に進めてまいる所存でございます。

次に、平成28年度の予算編成の大要について申し上げます。

まず、平成28年度の国の予算は、「経済・財政再生計画」の推進、「一億総活躍社会」の実現とTPPを踏まえた対応を着実に、かつ整合的に進めていくことが必要であるとの基本的な考え方により予算編成され、一般会計予算は対前年度比0.4%増の約96.7兆円となっております。

一方、県における新年度の一般会計当初予算は、「行財政運営戦略」を踏まえた行財政改革を着実に進めながら、経済や雇用の回復に努めつつ、明るい展望を持って着実に歩みを進め、県勢の発展を図る観点から「力みなぎる・かごしま」、「日本一のくらし先進県」の実現に向け、「新たな未来への挑戦“安心・活力・改革”」の予算として編成を行い、対前年度比1.0%増の約8224億円となっております。

こうした中、本町の平成28年度一般会計予算の編成に際しましては、ごみ焼却施設整備事業や多目的運動広場整備事業等を重点に、対前年度比7.89%増の46億7329万2000円の規模となりました。

また、特別会計については、国民健康保険事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療などの合計で対前年度比7.14%増の16億801

5万円となっております。加えて、企業会計の水道事業会計については、対前年度比1.78%減の1億8775万円となっております。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算総額は、65億4243万5000円で、前年度に比べて5.48%の増となっております。

次に、一般会計を中心に歳入歳出予算の概要について御説明を申し上げます。

1、主な歳入予算について申し上げます。

一般会計歳入予算のうち基幹的収入である町税は3億1661万7000円で、対前年度比約177万9000円、0.6%の増、地方交付税は19億5020万円と前年度より29万2000円の減額で計上しております。

国庫支出金につきましては6億6731万4000円で、前年度より1643万9000円の減額、県支出金は3億6821万8000円と前年度より8597万8000円の増額となっております。

町債の総額は10億2290万円となり、うち臨時財政対策債が1億1300万円、辺地債が1億7200万円、過疎債が7億2840万円などとなっております。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から4992万5000円を繰り入れして対応することとしております。

2、歳出予算におけるおもな事業等について申し上げます。

一般会計歳出予算のうち主な施策・事業について御説明申し上げます。

まず、総務費の新規事業として地域おこし協力隊活動事業費605万9000円、民生費の臨時福祉給付事業費2864万円、衛生費ではごみ焼却施設整備費7億3705万9000円、農林水産業費においては茶花漁港水産生産基盤整備等の漁港管理費1億1896万1000円、基盤整備促進事業費1億7373万円、教育費では多目的運動広場整備事業費1億8450万8000円などを計上しております。

なお、町債の元利償還に係る公債費につきましては、対前年度比でマイナス6.7%、3786万1000円減の5億3178万1000円となっております。

次に、新年度の具体的な施策・事業について、各分野ごとに御説明申し上げます。

第I 保健・福祉・医療

1. 保健衛生について

(1) 健康づくりの推進

- ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21」に基づき、健康づくり事業・施策の継続実施

- ② 各種がん検診・結核健診の実施及び受診率向上対策の推進によるがん及び結核の早期発見と予防対策
- ③ 各種団体との連携による「健康福祉フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④ 「8020運動」の推進による妊娠期から高齢者までの歯科口腔保健対策事業の継続実施

(2) 母子保健の推進

- ① 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の継続実施
- ② 妊婦健診に対する公費助成の拡充
- ③ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
- ④ 地域ICT利活用事業の利活用による安全・安心出産の推進
- ⑤ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付継続
- ⑥ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対し、離島地域不妊治療支援事業による公費助成を継続実施

(3) 感染症対策の充実

- ① 定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施
- ② 追加ワクチンの定期接種に係る予防接種事業の推進

(4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化

- ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的な充実

2. 医療・介護・福祉について

(1) 国民健康保険事業（事業勘定）及び後期高齢者（長寿）医療制度の推進

- ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るため、健康づくり活動、訪問指導、心の健康づくりなどに力点を置いた保健事業の継続実施
- ② 加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実
- ③ 「特定健康診査等実施計画」に基づいた実績の検証と推進
- ④ 県後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者医療（長寿）医療制度の円滑な運営及び事業推進
- ⑤ 生活困窮者の自立支援の推進
- ⑥ 市町村民税非課税世帯及び年金生活者等支援を対象とした臨時福祉給付金の継続実施
- ⑦ 国民年金施策の推進

(2) 高齢者福祉の増進

- ① 老人クラブ等の運営活動の継続支援
 - ② 敬老者に係る施策事業の継続支援
 - ③ 独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実
 - ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
 - ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等支援活動の強化（総合相談や介護予防事業、権利擁護事業等への取り組み等）
 - ⑥ 認知症支援施策の推進
- (3) 障害者福祉の推進
- ① 与論町障害者福祉計画に掲げるノーマライゼーションの具現化に向けた施策・事業の継続推進
 - ② 障害者（児）施設入院面会旅費補助事業（町単独）の継続実施
 - ③ 身体障害者バス無料乗車券の交付による生活支援の継続実施
- (4) 児童福祉の充実
- ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」の継続実施
 - ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の量的拡大・確保、保育の質的改善の推進
 - ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策事業の推進
 - ④ 児童手当法による児童手当の支給（6月・10月・2月）

第II 産業の振興

1. 農業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、平成28年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の確保に努め、次の農業農村整備事業を実施してまいります。

(1) 県営農地整備（畑地帯担い手育成型）

岸元地区の継続整備

(2) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）第二真正地区の継続整備

(3) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）叶地区の継続整備

(4) 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の新規整備

(5) 農業基盤整備促進事業前浜地区の継続整備

(6) 多面的機能支払い交付金事業の実施

2. 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は、円安による輸入資材の高騰や農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減

少及び消費者の食の安全安心への関心の高まり、加えて国のＴＰＰ合意を受けて、ますます厳しい環境になってきております。

このような中にあって、本町の農業振興については、安定生産を目指した、さとうきび、畜産・輸送野菜、花き・果樹を重点品目とする複合経営の一層の推進を図ってまいります。

(1) さとうきびの振興について

- ① 早期の生産回復・増産を図るため、薬剤防除や生産向上対策としての健全苗植付けのための圃場の設置や調苗班設置等への助成
- ② 農家の経営安定対策のため、関係機関・団体との連携強化による農業共済制度の加入促進

(2) 園芸の振興

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のための種子代及び自家種芋確保対策、トンネル施設及びパイプハウス等の資材代の一部助成
- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業の活用による農家経営の安定

(3) 畜産の振興

畜産については、昨年度後半より価格が上昇し、安定して好調を維持していますが、引き続き次のこと取り組んでまいります。

- ① 優良素牛導入補助金の増額による高齢母牛の更新と増頭
- ② 飼料作物種子導入による低コスト飼料の確保
- ③ 敷料供給による畜舎環境の改善及び防疫対策の徹底

(4) 環境保全型農業の推進

- ① 堆肥センターの良質堆肥を活用した環境保全型農業の推進
- ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及びかごしま農林水産物認証の推進

(5) 耕地防風林の造成推進のため防風林用苗木代の一部助成の実施

3. 水産業の振興について

水産業につきましては、漁業資源の減少や漁価の低迷等、依然として厳しい状況にありますが、離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施するとともに、農林水産物輸送コスト支援事業の活用による漁家の経営安定を図ってまいります。

4. 漁港の整備について

漁業従事者の漁船の安全確保と施設整備の充実を図り、漁港として機能保全を図ってまいります。

- ① 茶花漁港水產生産基盤整備
- ② 麦屋漁港機能保全計画策定
- ③ 南海岸防災基本計画に基づく漁港区域の事業化推進

5. 治山・海岸保全事業の推進について

ハキビナ海岸の整備につきましては、平成27年度から実施されている海岸防災林造成事業の継続整備と平成28年度新規採択予定の海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）の推進に努めてまいります。

6. 商工観光業の振興について

町内の商工観光業については、百合ヶ浜等ヨロン島の海の魅力に関する特集を中心に、全国ネットのテレビ局や海外の旅行雑誌に取り上げられることもあり、平成20年度以来7年ぶりに入込客数が6万人を超え、町内においては商工業者を中心に活況を呈してきました。

また、国の施策においては、奄振事業による与論一那覇間の船舶運賃及び航空運賃の軽減事業の拡充など、交流人口の増加に寄与する流れとなっております。28年度は、これらヨロン島への来訪機運の高まりを追い風にして、さらなる入込客を目指し、与論町総合戦略及び第5次総合振興計画との整合性を図りながら、以下の施策を進めてまいります。

(1) 商工業の振興

27年度に引き続き、旅行客向け商品券事業の継続実施により、町内の消費喚起を促し、商工業の活性化を図ってまいります。併せて、平成24年、25年の台風災害対策への利子補給補助事業等セーフティネット施策についても継続して進めてまいります。

(2) ヨロンパナウル王国観光振興事業の実施

来訪機運の高まりや町内の活気が出始め、希望が見えてきたことで総合的な島づくりを推進する組織の設立や町民が主体となった地域経済の活性化など、自主的かつ継続的な取り組みをこれから課題として捉え、これらの解決のために以下の取り組みを実施してまいります。

① 与論町まちづくりDMOの設立への取り組み

（島内外の多種多様な人材を活用し、観光振興による島づくりをすすめる組織（DMO）の設立に向けた設立準備委員会の設置）

② 沖縄北部との連携

（国頭村など沖縄北部地域との連携によるスポーツイベントや、旅行商品券付きモニターツアー等の実施により、テレビ・ラジオ等のメディアを活用した交流人口の拡大を図る）

(3) 誘客対策の実施

誘客対策については、これまでの取り組み内容を精査し、より効果的に施策を推進してまいります。

- ① 航空・船舶会社や旅行会社との連携及び協力によるツアーコース等誘客活動の推進
- ② 県観光連盟や奄美群島観光物産協会及び沖縄県コンベンションビューロー等との連携によるスケールメリットを生かした誘客活動の展開
- ③ メディアを活用した広報宣伝
- ④ ヨロンマラソンやヨロン島ファン感謝祭等のイベントを活用した情報発信
- ⑤ 多目的運動広場を活用した合宿や修学旅行等の積極的な誘致
- ⑥ 「ゆんぬ体験館」を中心に、島全体を体験フィールドとした体験型観光（修学旅行等）の推進
- ⑦ 魅力ある観光地づくり事業等の県単独整備事業や奄振事業の積極的な活用による観光地としての景観整備
- ⑧ 商工会、観光協会と連携したフットパスの推進

(4) 受入態勢の充実

ヨロン島が魅力ある観光地として持続可能な受入態勢の充実を図ってまいります。

- ① 貴重な自然や文化を観光資源として活用するための景観美化の推進及び体験メニューの充実や新たな旅行商品の企画開発
- ② 民泊受入等着地型観光の受入態勢の推進

(5) DMO組織設立を見据えた地元推進体制の充実

与論町まちづくりDMO設置に向けて既存の取り組み等の見直しも含め、継続可能な自立型組織の体制づくりを進めてまいります。

- ① 将来のヨロン島観光を担う人材の育成・ガイドの養成。
- ② 関係機関及び各種団体等の役割分担の明確化や連携体制の強化
- ③ 文化交流やスポーツ活動等を通して女性が活躍できる地域づくりの推進
- ④ 観光ルネッサンス事業の具現化とヨロン島の最高の観光資源である「自然」と「人」を活かした観光「ゆんぬツーリズム」の推進

第III 生活基盤の整備

1. 道路・交通について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振

興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道

- ① 久保里線・増木名線の改良舗装整備
- ② 朝戸城線の舗装整備
- ③ 社会資本整備総合交付金継続事業上田線及び那間茶花線の改良舗装整備、船倉茶花線交差点改良舗装整備
- ④ 町道の部分改修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑤ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進

(2) 県道

茶花小学校前交差点の事業化推進と、東区十字路や那間自治公民館前等の未改良区間の事業化推進及び空港茶花線について、早期着工整備が図られるよう要請してまいります。

(3) 港湾・空港

県と連携し、与論港における運行船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性と利便性や円滑化が図られるよう港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるよう努めてまいります。

- ① 与論港の岸壁面のエプロン補修、用地舗装
- ② 与論空港における要改善箇所の改修や空港の安全利用の推進
- ③ 与論港コースタルリゾート飛砂対策

2. 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備を推進してまいります。

- (1) 公営住宅ストック総合改善事業の実施
- (2) 県営住宅指定管理業務の執行
- (3) 家賃収納事務の更なる合理化

3. 水道事業について

水道事業については、公営企業として使命と責任を十分認識し、経営コストの削減に努め、町民生活に欠かせない安全・安心な生活用水の安定供給に努めてまいります。

- (1) 水質の安定
 - ① 净水場の機能充実
 - ② 水源地の水質監視

(2) 経営の安定

- ① 料金改定の検討
- ② プラントの運転コストの削減
- ③ 高い有収率の維持継続
 - (ア) 配水量流量監視システムによる流量監視
 - (イ) 老朽管の耐震管への布設替

(3) 施設の危機管理体制の整備

- ① 台風時の監視システムの充実
- ② 耐震化等安全対策の実施

4. 農業集落排水事業について

集落排水事業については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 管理運営

- ① 施設の機能診断
- ② 施設の適正管理運営による環境汚染の防止
- ③ 加入率の向上と生活環境の保全及び収入の確保

5. 環境保全について

環境保全については、町環境総合計画に沿って、次のことを推進してまいります。

(1) ごみ処理

- ① 適正なごみの分別意識や不法投棄防止・ごみ収集所美化等の啓発
- ② リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R運動」の推進による循環型社会の構築
- ③ 町内で排出される可燃ごみ排出量抑制及び廃棄物処理費用関連の財源確保等のため、一般廃棄物処理手数料の改正及び平成29年度実施に向け一般ごみ有料化の準備
- ④ 平成29年度供用開始に向けた新ごみ焼却処理施設の早期完成及び諸準備

(2) し尿処理

し尿処理施設建設に向けた準備を進めながら、合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業）を継続実施し、住環境整備及び地下水の水質保全を図ります。

(3) 美ら島づくり（緑化推進）

花と緑豊かな島づくりのため、町全体の取り組みとなるような花の苗の提供や島のイメージにふさわしい花木の植栽、沿道の緑化整備を推進し、自然と環境に対する意識が高まるような島づくりを進めてまいります。

6. 消防防災・防犯・交通安全について

消防防災・防犯・交通安全については、次のことについて取り組んでまいります。

(1) 消防防災

- ① 広報活動等、町民の防災意識の高揚の推進
- ② 消防団員の補充や訓練の実施、消防資機材の整備や防災行政無線の維持管理の充実による消防防災体制の強化
- ③ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施
- ④ 徳之島操法大会参加による消防操法の向上

(2) 防犯・交通安全の推進

- ① 防犯灯の維持管理等
- ② 与論町防犯協会と交通安全協会を統合した与論町島中安穏協会（仮称）の設立による防犯・交通安全啓発活動の推進

第IV 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法並びに教育基本法の理念、県の教育方針、地区教育行政の教育目標に基づき、第5次与論町総合振興計画を踏まえ、国際化・少子高齢化・高度情報化など、変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めてまいります。

学校・家庭・地域社会等との一層の連携を図り、あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりを目指し、与論町の教育的な伝統や風土を生かした誠の教育・生涯学習を推進してまいります。

そのために、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、社会で自立できる生きる力を育む教育、開かれた学校・信頼される学校づくりや地域全体で子どもを守り育てる環境づくり、生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興を重点施策として掲げ、教育委員会の活性化を推進し、教育行政の充実を図ります。

1. 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進について

基本的な生活習慣を身に付け、法やきまりを遵守し、規律ある適切な行動ができる主体的・積極的な人間を育てることが重要であると考えます。

本町は、「誠の島」と謳われ、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠である」と讃えられている美しい自然と風土がございます。この環境を生かし社会でたくましく生き抜くために、他人を思いやる心や夢や理想を持ち、粘り強く学び努力をする礎となる体力・気力を醸成する教育を推進してまいります。

2. 社会で自立できる生きる力を育む教育について

子供たちがグローバル化し、変化の激しいこれからの中学校で、適切に対応して生きるために、ICT教育環境の整備を充実し、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進してまいります。

特に、月1回の土曜授業実施2年目として、昨年の成果を踏まえ、内容の充実に努める所存です。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできたふるさと・郷土や国を愛し、誇りにする態度を養うことや、望ましい勤労観・職業観を習得するための教育を推進してまいります。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子供の状況に応じた教育の推進に努めてまいります。

3. 開かれた学校・信頼される学校づくりの推進について

学校の教育活動を適正にするため、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聞くことができる、学校評議員会の充実に努め、開かれた学校づくりを推進してまいります。

また、教職員の資質向上に努め、学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して、保護者・地域との連携を深め、安全・安心な信頼される学校づくりを推進してまいります。

さらに、こども園・小学校・中学校・高等学校との連携を充実させ、心の教育、ウンヌフトウバ学習、英語学習などにおける一貫した教育の推進に努めてまいります。

少子化に伴う学級減に歯止めをかけ、中学校・高等学校全学年2学級を維持するとともに、一人ひとりの進路実現につなげる魅力ある学校づくりを行うため、ふるさと留学制度の周知を図り、島外からの留学生募集に努めている所存です。

4. 地域全体で子供を守り育てる学校づくりの推進について

教育の振興は、地域・保護者の担う役割が大きいと考えております。本町はPTA活動が活発であり、伝統、体育・スポーツ・文化的な地域行事も受け継がれており、子供を「島の宝」として地域で育てる風土が残っております。

今後も、種々のグループ、コミュニティ、関係機関等の活性化、さらに相互の連携の充実を図り、地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進してまいります。

5. 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興について

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化について学べる環境づくりを目指してまいります。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものであり、そのための新たな施設として整備が始まる多目的運動広場の活用方法の検討や今回で3回目となる「危機的状況にある言語・方言サミット」全国大会の本町開催等を行い、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむ活動を推進してまいります。

第V 町政運営の推進体制

行財政改革等を柱とした町政運営の推進体制につきましては、主な事項として、次のように取り組んでまいります。

1. 行政改革等について

- (1) 業務の外部委託及び指定管理者制度の検討
- (2) 人事評価制度の導入
- (3) 庁舎整備計画の推進
- (4) 地域おこし協力隊による地域活性化の促進

2. 財政改革について

- (1) 町税等の基幹的な歳入確保及び徴収率の向上及び横断的徴収体制の強化
- (2) ふるさと納税の推進

3. 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映
- (2) まちづくり懇談会と町政モニター制度の活用
- (3) シンクタンク創設によるまちづくりの推進

むすびに

以上、平成28年度の町政運営に係る基本の方針と当初予算の概要等について御説明を申し上げました。

これからの方策・事業等の推進に際しましては、『第5次与論町総合振興計画』における「第2期実施計画」と昨年10月に策定した「地方版総合戦略」を基に、より効率的で効果的な行財政の運営に努めてまいる所存でございます。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ねてお願い申し上げます。

以上で、平成28年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 町長の施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。35分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第1号 与論町行政不服審査会条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第1号「与論町行政不服審査会条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第1号、与論町行政不服審査会条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の改正に伴い、行政不服審査法第81条により、地方公共団体におかれる審査機関としての組織運営等について定めるための条例でございます。

御審議していただき、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といったします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、与論町行政不服審査会条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、与論町行政不服審査会条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の条項、文言、期間等について改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する

る条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第3号 職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第3号「職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山元宗君） 議案第3号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、地方公務員法の改正による人事評価制度の施行に伴い条例の一部を改正するものです。

御審議いただき、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第4号 与論町職員の退職管理に関する条例

○議長（大田英勝君）　日程第8、議案第4号「与論町職員の退職管理に関する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君）　議案第4号、与論町職員の退職管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の改正に伴い、法第38条の2第8項、法第38条の6第2項の規定に基づき、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、新たに条例を制定するものです。

御審議いただき、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6番。

○6番（供利泰伸君）　質疑ではありませんが、第3条の職員であったものであって、括弧してからまた次であったものとありますが、これはこのままでいいですか。第3条の管理またはというので、あと括弧で仕切っていますが、退職手当、通算予定職員というのを仕切っていますが、であったものであってというのが載っていますが、それでいいですか。

○議長（大田英勝君）　総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　ちょっと重複している感じとなっていますので、これは再度確認して、もし誤りであれば訂正したいと思います。

○議長（大田英勝君）　暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午前10時46分

再開　午前10時59分

-----○-----

○議長（大田英勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　第3条について、管理または監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものについて職員であったものの次なんですが、括弧が入って退職手当通算予定職員が来まして、さらに括弧が来ているということで、この職員であったものは離職後2年間のところにつながっていくということで、このとおりでございます。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町職員の退職管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町職員の退職管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第5号「与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第5号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、行政不服審査法の改正等及び平成27年8月6日付けの人事院勧告並びに平成28年度から新たに「与論町地域おこし協力隊員」を設置することなどに鑑み、本町職員の給与を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） スクールソーシャルワーカー、行政専門嘱託員、与論町地域おこし協力隊ということになっているわけですが、この方々は正規職員でもないわけ

ですよね。臨時職なのか、非正規なのか、身分はどういう位置づけになるんですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、県からの派遣という形で嘱託で、週1回ですけれども、そういう形で雇用をしております。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 与論町地域おこし協力隊員の身分なんんですけど、これは非常勤の特別職ということになります。

○5番（喜山康三君） 嘱託員は。嘱託員も、おこし隊も。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 行政専門嘱託員も同様でございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私がお聞きしたいのは、今、役場にいる臨時職員の皆さんが多いらっしゃるわけですが、臨時職員は6ヶ月で更新しなくちゃいけないとかという形になっておりながら、こういう方々がどういう身分であるか、またいわゆる社会保険とか、例えばそのスクールソーシャルワーカーの場合の社会保険が入るかとか、いろいろあると思うんですけど、その辺はどうですか。スクールソーシャルワーカーの場合。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 社会保険で、ちょっと確認をさせてください。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第6号 与論町債権管理条例

○議長（大田英勝君） 日程第10、議案第6号「与論町債権管理条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第6号、与論町債権管理条例について、提案理由を申し上げます。

町の債権管理の中で町税や保険料等は強制徴収公債権が適用され、地方税法等の滞納処分の例により処分することができます。一方、公債権の中の非強制徴収公債権や司法上の原因による発生する私債権には自力執行権がないことから滞納処分ができず、債権の回収には裁判所による回収手続きが必要となります。また、私債権については、時効期間の経過のみでは債権が消滅しないことから、長期滞納状態となり、不良債権化し存在しております。このため、本条例を制定することにより、滞納処分等を進め、町の債権管理の適正化を図りたいと考えております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） この条例は、ただいま町長から御説明があったわけですが、これは今に始まったことではなくて、過去にもいろいろと問題がございました。我々は議会人として、常に、特に監査が終わって決算審査をするときにいつも指摘してまいりました。これはどういうことかといいますと、こうして滞納処分をしなければならなくなつた理由はあると、必ずあるんだよと、これをあなたたちはどういうふうに認識をしておられるかということを役場職員の方々に何回も、そしてこれは改めなければならないということで指摘してまいりました。ところが、そこには原因があるんですね。この滞納処分をして、不能欠損ということで処理しようというお考えは、それは簡単です。これは一番簡単な技なんですが、どこに原因があるかといったら、その場の、いわゆる直近、例えばお金を借りて、そのまま放置しておくんですよ。しばらくしたら職員は人事異動で異動するわけです。そうした場合にはどういう現象が起こるかといいますと、前の課長がやられた、前の職員がやられたことだからあまりわかってないわけですよ。これを引き継ぎ事項としておい

とくということはあまりしませんからね、どこの課でも、我々一般庶民でも。だからそういうことの中で、それをずっと置きっぱなしにしていたというのが大きな原因なんです。だから、これは今回は旧診療所の滞納処分の不能欠損だということであります。これだけに関わらず、ほかのところにもあるんです。例えば肉用牛導入基金だとか、町から台風災害でお金をお借りして、その返済が支払われないときのその処分とかですね、あるんです。それは、その時々の課長によって大分これが変わるんですね。あるいは担当者によって変わるんです。だから私たちが申し上げたいことは、必ず決算審査の中で言われた指摘事項は、執行部の皆さんのがぜひ守っていただきたいということなんです。そうしないと、税の不公平感が強くなつて、町民の方々に払い損だという意識を持たれたら、ほかの固定資産税や保険税、すべてに関して大分不公平感をもつてこういう処分をしなければならないという事態も起きてきます。だから、我々は常に真摯に決算審査のときに言わされたことは、常に我々議会人も、皆様方も意識して行動していただかないと、これは大変なことになると思いますが、そこで町長から、私が今申し上げたことが間違っているのか、正しいことなのか、今後どうしようと思っておられるのか、そこら辺をお聞きしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当にもっともなことだと思います。私も、実際にこの旧診療所の実態見て、手が付けられない状態だったというようなことで、できなくて、またいろんな引っ越し等があつたりしてというようなことで、一生懸命再現しようとしたんだけれどもやっぱりできなかつたというようなことで、今回については何とかできないというようなことで皆様方に提案を申し上げたわけですけれども、今後本当におっしゃるとおりに、血税でございますので、町民に不公平感がないように一生懸命努力していきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） ここで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町債権管理条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、与論町債権管理条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 与論町固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第7号「与論町固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、与論町固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

これは、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の全部改正に伴い、現行の固定資産評価審査委員会条例について、改正並びに文言の改めと条項の追加整備を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第8号 改正前の与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第8号「改正前の与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第8号、改正前の与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行され、現在経過措置により教育長の委員の任期中に限り、旧教育長体制による運営がなされており、教育委員の定数については3人となっております。現在の定数条例でいきますと、次期、新教育長の任期から教育長は委員でなくなることから、教育委員の定数については2人体制となります。新教育委員会制度へのスムーズな移行や教育長の事務執行をチェックするという委員の役割、保護者委員の専任、教育・学術及び文化に関し識見を有する者、男女共同参画の視点からの者を含めるなど、幅広い人材を得ることが必要であるということから、今回改正前の与論町教育委員会委員定数条例の委員定数を3人から4人にするものであります。

なお、新教育委員会制度移行後の教育委員定数条例についても、今後委員定数を2人から3人へ改正を行いたいと考えております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） これは、法律の改正に伴う理由ではないような感じを受けるんですが、いかがですか、これについては。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） そのとおりでございます。法律が変わったからというのではありません。現在、奄美地区の教育委員は大和村と与論町だけが委員は3名となっております。それで5名が望ましいことですけど、かつての身を切る改革の中で

与論町も3名になっていたというふうに理解をしております。それで今回、やはり保護者という立場や女性という立場も教育委員も含めて、本来は5名にしていきたい、戻すべきじゃないかという意見も踏まえながら、教育委員会で、あるいは総合教育会議でもんだ結果、人口減少も考えなきやいけない、予算も考えなきやいけない。その上で、しかし女性の参画、男女共同ということを含めると、さらにもう1点、新教育制度に移行する前の制度でしますよという法改正があるものですから、一旦1名増をきちんと確保しておいて、そして新たに新教育長制度になるときにそれが動かせるように、現時点ではこのまま3名でよろしいわけです。そのときに、新しくまた法改正をしなきやいけないためには、旧法の中で適用しているものを3名ということをしたいということで、今回、1名増をお願いするというのを含めているという意味でございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） そもそも3名の人数で委員会そのものが成り立つかというのが私、当時意見を述べた覚えがあるんですけど、やはり今、教育長がおっしゃったように、予算がないから人を減らすとか、そういういわゆるコンセンサスを得るために一定の意見を伺うためのものに対して、そこまで経費削減をする必要があるのかということに非常に疑問がありまして、もちろんちょっと脱線しますけど、議員の削減のこともそうなんんですけど、やはり今の国会の議員の削減のことも同じですね、またそれと今おっしゃられたように、今の委員の中に女性の方もいらっしゃらないと。やっぱり幅広く教育関係に関しては意見を取り入れる立場からも、私は何で1人なのかと、5人ぐらいはいいんじゃないかという考え方もありまして質問したわけですが、校長もされた町長と教育長ですので、ぜひこの辺はもっと、私は5名ぐらいはぜひお願いしたいなど、そういう気持ちでいますので、ぜひ今後ともそういう形でお願いしたいなど。

以上でございます。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、改正前の与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、改正前の与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第9号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第13、議案第9号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成28年度税改正の大綱（平成27年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度を引き上げるとともに国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、同様の措置を講ずるため、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） これは、課税額を少し上げるような感じで受け取るんですが、このことによって本町のいわゆる保険税の税収関係とかにどのような影響が今後考えられるか、これについて御説明いただければと思います。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（竹本由弘君） 御説明申し上げます。

最高限度額の引き上げということで、多少の保険税額が多くなります。そして、また5割軽減、2割軽減につきましても若干5,000円とか1万円とかの増になるということで、それについても若干増額が見込まれるということになります。

以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第10号 平成27度与論町一般会計補正予算（第8号）

○議長（大田英勝君） 日程第14、議案第10号「平成27度与論町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、平成27度一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、国庫補助金の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金545万円、廃棄物処理施設整備事業補助金1億8448万4000円、県支出金の子ども子育て支援交付金874万4000円など、それぞれを増額し、財政調整基金繰入金1億7766万5000円、ごみ焼却施設整備事業債1億9360万円など、それぞれを減額しております。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費の情報セキュリティ強化対策事業2642万8000円、民生費の子ども・子育て支援事業費337万円など、それぞれ増額し、民生費の介護保険事業費1196万2000円、衛生費のごみ焼却施設整備費6080万5000円など、それぞれ減額しております。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6159万2000円を減額し、

歳入歳出予算の総額は46億7902万2000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） 3点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目に23ページであります。23ページの民生費、与論こども園、それから茶花こども園、そして那間こども園ということで、この予算書、当初予算、最終補正を見るたびに、毎年思うことは、本当にこの執行部の皆さんには、このこども園のことを考えておられるのかなということで、本当に日頃からそう思っております。なぜかといいますと、ここを十分聞いていただきたいと思います。

まず、いずれも当初予算では減額されているんですよ。そして、補正で増額申請されているんです。そして最終的には、また減で補正されているんですね。こういうことを見ますときに、ほかの予算書の中でこんなに、最初は少なくて、そしてそれから盛り上げて、盛り下げて、締めくくると。こういうことを思うときに、まじめに考えておられるのかということを一番思うんです。私は、こういう予算のつくり方は間違っている、そう思っています。なぜかといったら、今度、一般質問で少子化ストップということで質問をさせていただきますが、その中で十分町長と担当職員の方々と議論をしてまいりたいと思っておりますが、これは、いいですか、皆さん、我が島にとっては、いつも教育長が言われます、与論島の高校の存続の維持、これは大変だと、だから喫緊の課題として県外から、島外から与論高校存続のために子供たちを呼ばないといけないということで、今御苦労されているんですね。そう思うときに、基本的な地元の足下を知らないで、外から一時しのぎで引っ張ってこようという考え方方が間違っているわけなんです。その意味において、私は今回来る一般質問のときにやりたいと思っておりますが、概略してどういうことかといいますと、お聞きしたいことは、先ほど当初に申し上げましたように、子育て、これは与論島の基本であるということをまず考えていただきたい。それからもう1点は、職員の方々が本当にこれで、この待遇で、待遇でいいのかと思うときですよ、本当にこれだけの予算を300万円、あるいは400万円、このお金をですよ、これは無駄遣いをしておられませんよ。職員の方々は、臨時職員の方々の給与体系を見てください。一番最低ですよ、低いですよ。そういう中で、子どもたちを預かる、朝8時から来られた、夕方5時過ぎまでおられて、そしてその間はまた子どもたちの遊ぶ道具を企画されて、一緒に行動しながらですよ、気が休まること

はないんです。こういうことを思うときに、我々は役場職員、行政職員の皆さんも、議会人も、まず子どもをいかにして産み育てていくかということが基本だと思うんですね。そういう考え方について、教育長と町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがたいことで、現場をよく御存知だと感じております。そういう意味では、給与体系という話が出ましたが、様々な関係で待遇の見直しも、また全体の中の視野でしていかないといけないし、また中で勤める有資格者を増やすというようなことも課題の一つだと感じております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） だから、今日はこれぐらいで止めておきますが、一般質問の中で職員のいわゆる処遇、臨時職員の給与体系、このことについて集中的に議論をしてみたいと思いますので、これはこれでとどめておきたいと思います。

32ページです。耕地関連の予算であります。耕地関連事業費、この中に町単独工事費ということで100万円の予算が減額されております。交通安全標識関連ということで、交通安全の施設関係ということでございますが、今ですね、ぜひ一つ総務課の方々、交通に関する方々にお願いしたいことは、もう一回再点検していただきたい。交通安全に関わる、あるラインの部分だとか、標識関係を再確認していただきたい。相当補修するところがあります。これは、事故が起こってからでは遅いんです。誰かが言う前に、皆さんが現場に行かれて、いろんなところを回りながら、交通標識関係はどうなのかということ、この認識を持っておられたら、すぐ簡単にできることです。そういうことを気にするときに減額補正というのはありがたいことではありますが、逆に言えばそれだけ興味がなかったということも言えるわけですからね。だから、ひとつ総務企画課長が代表して、これは耕地関連予算だけれども、この件に関して今後どう考えられるのか、御答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御説明いたします。

3月補正につきましては、3月31日までに執行ができない予算に關しましては、事前にわかるものに関しては不用額として決算で残らないような財政運営をしてほしいということで、各課にお願いしております。今回のこの交通安全施設に係る町単独耕地関連事業というのは、当初補正前の額が1878万円ありまして、そして今回100万円の減額となっておりますが、そういったことで事業をしてこられた結果での不用額の補正残ということで考えております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） それは、当然ですよ。予算を計上して、余った分は補正予算で減額するというのは当然のことです。私が言っているのはそういうことではなくて、せっかく予算を計上したわけだから、その交通安全施設対策というものは普段から、年度末になってからではなくて、常日ごろから意識していただいて、それを修繕していくべきではないかということを申し上げているんです。どうかそこら辺をひとつ、御理解いただきたいと思います。これは、私が言っていることは、総務企画課長はおわかりだと思いますから、もう再答弁は要りません。

続きまして、同じ32ページであります。農林水産業費でございますが、その中で農林水産業の輸送コスト支援事業、このことについてちょっと聞いてみたいと思います。これは、兼ね日ごろから農家の方々が私にいつも聞いたりすることがあるんですね。団体、例えばJAとかを利用している団体には輸送コスト支援事業を適用するのに、何で個人の方々が輸送する沖縄とか鹿児島に送った場合に、その個人の方々には支援がないと、そういうことでは不公平ではないかと。そこら辺はひとつ同じ奄振の交付金を使うわけだから、そこら辺にもひとつ目を配っていただけないかという話があるんですね。

産業振興課長、そこでお聞きしたいんですが、どうですか、そこら辺は今現在どのようにこの支援事業に取り組んでおられるのかという中身と、その個人と団体の輸送コスト支援事業の中身について御説明していただけませんか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（増尾聰昭君） 現在、水産物と農産物、また15品目について輸送コストの支援をしております。おっしゃるとおり、個人につきましてははっきりと把握して、それをまたちゃんと支援できるようなことを県のほうとも打ち合わせをして、できるようなものであれば早急に取り組んでいければというふうに考えております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今担当課長が申し上げましたように、個人と団体との差が非常に開きすぎるということなんですね。我々議会としてもこのことは見捨てられないということで、各常任委員会の委員長を中心にしてですね、沖縄県や鹿児島県、県の職員とか、あるいは国会議員にお願いしまして、何とかこの輸送コスト支援事業に協力してもらえないだろうかということで全力を挙げて議会としてもやってきております。その結果、これが生まれてきたと私は自負しております。だから、こういうことは我々団体のためにやっているんじやなくて、町民全体、大島郡の郡民全体のためにこの所得をいかにすれば上げられるかということで考えたわけでありますから、そういうことを考えるときに、個人と何で団体が、これは差が付くのかと

いうことをまず理解しなければならないと思うんですね。私は町長が鹿児島に何回かわかりませんが、あるいは議長はそういう折衝はできませんから、町長とか副町長が県に行かれたら、そういう部署を回られて、そういうことで我々はやっているんだから、ひとつそれだけの制度があるわけだから、制度がないから新しく制度をつくってくださいということじゃないわけですから、新しい制度ができたわけだから、これをいかにして我が町民の所得向上のために活用するかということありますから、町長は積極的に県庁に行かれるときはぜひ担当部署に足を運んでいただきて、今、担当課長から説明がありましたように、この格差をなくす。この個人経営者支援ということをしていかなければ、これは本当に与論島でしかできないという腹づもりで、そう思っておられるかもしれません、そういうことですのでぜひ頑張っていただきたいということで思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に貴重な御指摘、ありがとうございます。私も何回か鹿児島に行く機会がございます。そういうようなときに、できるだけ町民の要望、また議会の要望を担当の係の方と話をしていきたいというように、要望ということありがとうございます。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

1番。

○1番（林 敏治君） 26ページの環境対策費の中で、廃屋解体撤去の補助金が22万6000円減額となっておりますが、この理由をちょっと説明願います。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

27年度は2件の申請がありまして2件実施をしておりますが、最高額60万円までということで、その残額が今残として残している現状でございます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） このことにつきましては、一般質問でも私は取り上げておりますが、町内を見渡すと、4、5軒やっぱり景観を著しく阻害しているものがあると私は考えています。特にヨロンマラソンですね、ヨロンマラソンのコース、あるいはまた県道、そういうところにちょいちょい見られますので、ぜひ今後、このことはまた再度検討されまして、ひとつ予算をきちんと執行していただきたいというふうに考えております。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、平成27度一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成27度一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時25分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第11号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（大田英勝君） 日程第15、議案第11号「平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山元宗君） 議案第11号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で国庫支出金304万9000円、県支出金185万円、療養給付費等交付金521万円、前期高齢者交付金3万円、一般会計繰入金208万6000円をそれぞれ減額計上し、共同事業交付金87万円、諸収入2618万円増額計上しております。

歳出では、共同事業拠出金2583万6000円の増額計上、総務費40万7000円、保険給付費701万4000円、後期高齢者支援金150万円、前期高齢者納付金3万円、保健事業費206万円をそれぞれ減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） この国民健康保険税のことですが、大体いつもこの時期には減額補正で組むわけですよね。最終補正が5月ごろに最終で上がってくると思うんですよ。そうなった場合、これは会計年度が違うから一旦減額しておいて、そして28年度にまた新規に補正で増額計上すると、それで帳尻を合わせるという形になると思うんですが、私はこの会計処理の方法がなんか納得がいかないんですよ、毎年これを審査するにあたってですね。というのは、27年度で使った金ですよね、それが足りないからということで5月で補正が出る。最終的な帳尻を、会計年度が5月になるわけだから。だから、これらを、これは税務課長なのか誰かわかりませんが、それをわかっている担当者で、私が思っている会計の処理の仕方についてどう思っておられるのか、お聞きしたいと思うんですね。もし私が何を言っているのかわからなければ、あなたが答弁してからもう一回質問しますからね。よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（竹本由弘君） お答えします。

どうしても野口議員が言われるのはもっとだと思います。その中で、徴収について5月末まで頑張って徴収すると。特に我々この1月から3月期が農繁期になりますので、そのときに一生懸命、特に中心的に農業をなさっていらっしゃる方々を中心にお願いに回っているという実状でございますが、そういったことで頑張った上でどうしようもないときに繰上充用なり、一般会計からの繰り入れをする関係上、頑張った結果において決算をくくるという考え方からもってこのようになっております。どうぞ御理解と、また御協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） その徴収においての話ではなくて、徴収はわかります。お金があるときしか徴収できませんからね、それはわかります。私が言っているのは、会計年度が違うのに、また繰上充用で最終調整するというところですよね、いわゆる28年度の5月に最終調整するわけです。27年度の分をね、わかりますよね、そ

の国民健康保険の特別会計ですよ。そうした場合に、普段私がいつも疑問に思うのは、その年度が違つてから、それしか帳尻を合わせられないかも知れないけれども、ほかにも現在わからないからこうなるかも知れないというお気持ちもわかります。だけど、やっぱりそこら辺はですね、いったん減額補正するというよりは、何とかこの分を、例えば国民健康保険の特別会計の基金あたりに積み立てておいておいて、別途に基金あたりの積み立てを置いといて、それから一般会計から足りない分を補填するというやり方のほうがベストじゃないかと思うんですよ。もう最初から一般会計に一応減額補正、返納してから、また改めてするというよりは、これは大体水物でどれだけになるか、誰も予測はできませんね。これは私たち議員もそうです。予測できないから、5月補正で調整することになっているわけなんですが、だからそれを基金あたりにもっていったほうが明朗会計でわかりやすいんじゃないかという気がして質問しているわけなんです。どうですか、そこら辺は。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（竹本由弘君） 税務課からお答えできる立場としては、やっぱり税の徵収ということでございまして、予算の構成につきましては、また改めて町民福祉課長のほうからお願いできればなと思います。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。

国保特別会計の場合は、そういうもろもろの事業の締めくくりというのは3月中旬から以降の時期にならないと、それが、全体の額がつかめない部分がございまして、その後、一般会計等の足りない部分は繰り入れをしながらやるわけですけれども、その会計年度ということにつきましては、またがっているような状態ではありますが、そこら辺の事業との絡みがありますので、そこはまたちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私もあまりわからぬで質問しております。また、答弁するあなたもあまりわかつてないようですね。お互い様ですので、今度しっかり二人で考えましょう。よろしくお願ひします。検討をお願いします。特に山町長はシンクタンクが非常に好きなもんで、二人の空っぽのシンクタンクじゃなくて、実のあるシンクタンクをつくっていきたいと思いますから、ひとつそれまでにいろいろとあらゆる角度から検討してね、ちんぶんかんぶんの質問ではなくて、ちんぶんかんぶんの答弁でもなくして、実のあるシンクタンクをつくってやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第12号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

○議長（大田英勝君） 日程第16、議案第12号「平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山元宗君） 議案第12号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で後期高齢者医療保険料に151万1000円、雑入に3万7000円を増額計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に151万1000円、保健事業費に3万7000円を増額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第13号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（大田英勝君） 日程第17、議案第13号「平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第13号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは歳入で、国庫補助金969万6000円の増額、国庫負担金164万8000円、支払基金交付金3070万円、県支出金600万円、繰入金1193万2000円の減額、雑入58万4000円の増額となっております。

歳出では、総務費91万円、保険給付費3698万8000円、諸支出金15万円、予備費195万2000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第14号 平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第18、議案第14号「平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第14号、平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で繰入金25万4000円の減額となっております。

歳出では、総務費25万4000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第15号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（大田英勝君） 日程第19、議案第15号「平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第15号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

平成27年度人事院勧告に基づく給与改定に伴い、営業費用の人件費予算組み替えを行うものでございます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20から日程第26までの議案については委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第20 議案第16号 平成28年度与論町一般会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第20、議案第16号「平成28年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第16号、平成28年度与論町一般会計当初予算について、提案理由を申し上げます。

平成28年度一般会計当初予算の総額は46億7329万2000円となり、対前年度比約7.89%の増額となっております。

歳入の主なものとしまして、町税が3億1661万7000円と前年度より177万9000円の増額、地方消費税交付金が7000万円と前年度より2500万円の増額、県支出金が3億6821万8000円と前年度より8597万8000円の増額で計上しております。

地方交付税におきましては、前年度とほぼ同額の19億5020万円となっております。

町債の総額は10億2290万円となり、うち辺地債が1億7200万円、過疎

債が7億2840万円などとなっております。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から4992万5000円を繰り入れて対応することとしております。

次に、歳出の主なものとしまして民生費で子ども・子育て支援事業1億5720万円、衛生費でごみ焼却施設整備費7億3705万9000円、農林水産業費で漁港管理費1億1896万1000円、基盤整備促進事業1億7373万円、土木費で町単独改良事業費6672万4000円、教育費で多目的運動広場整備事業1億8450万8000円などを計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） 大局的な観点から質問させていただきます。今、町長の提案理由の説明の中で説明がされておりませんでしたので、大局的な質問でございます。

そこで、予算の概要説明の6ページの農林水産業費で、7ページですけれども、農林水産物輸送コスト支援事業ということで、午前中も質問させていただきました。そこで私がちょっと追加的に質問してみたいと思います。私はなぜ午前中、ああいう質問をしたかといいますと、これは金子衆議院議員との意見交換会の中でこうすればいいじゃないかという代議士からの提案があったから、その提案に基づいて質問したわけなんです。ですから、実現できる可能性があるものであるから質問しているわけでありまして、ただ単に軽い気持ちで質問しているわけではないんです。どういうことかといいますと、輸送コスト支援事業というのは、個人と団体に差があるということを午前中質問しました。じゃその個人に対してはどうするかということを金子先生と二人で話し合ったところ、個人に対しては役場の中に調整機能を持てばいいじゃないかと、役場の場内にね、いわゆる産業振興課の中にそういう内容を取り扱う部署をつくればいいじゃないかと。そうすれば支援できるじゃないかということを、これは御本人が言われたことなんです。ああ、なるほどと。そして、それを県を持っていけば、県は聞いてくれるだろうか、先生に私質問したんですよ。なぜ私が、皆さんがそう思うんであるならば、なぜ県に対して声を大にして言わないんだと。それを言わないと、それが当たり前だと思って県は動きませんよと。だから、それに対して我々国會議員としても動くということだったから、午前中はああいう質問をしたんです。ですから、そういうことを念頭に入れて、ぜひひとつ、これは前向きにできることですから、全力を挙げていただきたいということ

とが一つ。これはもう答弁は要りません。

次に進みます。その上のはうに基盤整備促進事業というのがあります。これが1億7300万円計上されておりますが、この基盤整備事業に関してもしかりです。これも金子代議士と一緒に話をしている中から生まれてきまして、同じ奄美の中でもそれぞれの離島、それぞれの地域によって基盤整備の整備事業が違うじゃないかということを本人のほうから言われてきたんです。だから、この地域は平張りが必要だ、この地域は畠地帯総合整備事業が必要だ、この地域は何々が必要だというその地域によって全部変わるわけだから、その特殊性を生かして、与論島であるならば与論島で必要なものが要求できるようなことをすればいいのではないかと。そういうことで一つにがんじがらめにならないで、奄美全体の予算だから、これをそうしなければならないということじゃなくて、その地域地域の特性を生かした、地域に必要な予算の要望をしていいんではないかという金子先生からのありがたい言葉なんですよ。これは政治的な問題で担当課長とか町長、副町長あたりが行かれたら、できることなんです、と私は思っています。できるからこそやってあげると御本人が言っておられるわけだから、ぜひひとつそういうことを念頭に入れて、問題解決のために頑張っていただきたいということが、これは大局的な話ですので答弁は要りません。

同じく7ページ、観光施設整備事業費でございます。これは一般質問でもしますから詳しいことはあまりしません。ここでは大局的な質問をさせていただきます。これは、1月の下旬に鹿児島市で議員研修がありました。観光振興、いわゆる魅力ある観光地づくりという研修があったんです。その中で言っておられることはどういうことかといいますと、これからは奄美群島は、非常に観光のニーズがすごいんだと。重要な地域にあたるんだということを言っておられまして、その次の朝、県知事のお話を聞く機会がございまして、県知事もそう言っておられました。奄美は非常にこれから観光に力を入れるべきだということを言っておられまして、それで先ほど、話は前後になりますが、講師の話によりますと、この魅力ある観光地づくりの予算をほとんど鹿児島県は、こう言っちゃ失礼ですけれども、同じ鹿児島県の中でも長島町が一番ぶんどっていくと。そういうことなんですよ。これは県の特別な事業で、県単事業ですよね。そういう事業を長島町は、非常に強い要望をしてきて、長島町がほとんど取って、言葉悪いけれども持つていかれる。だから、そういうことをなぜ奄美の人たちがしないのかというような感じで言っておられましたね。だからその点、私は、これは皆さんおられる中で、商工観光課長と町長にお話を、特に副町長が商工観光課長を担当しておられた経緯がありますから、その元課長にお聞きしたいと思います。どう思われるか。魅力ある観光地づくりのために

はどうすればいいか。これはやる気があるか、ないかですけれども、お互い何かありましたらお聞かせください。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） この件につきましては、私ども与論の場合は県の補助金をいただいて、本当に100%でできる事業なもんですから、主に島の西側の遊歩道の整備、あるいは空港のミニパークの整備とか、そういうものを年次でさせてもらっていたいただいておりますが、東側の大金久海岸、あるいはその他の事業につきましては、奄振予算でやっていただくようにと、昨年の12月の鹿児島に上京した際に県の観光課のほうから御指導もいただいております。確かにおっしゃるとおりに、もっともっと事業計画をして、やはりいろんな古びた施設とかありますので、そういうものも順次やっていければ、他の島と対等にまたいろんな格好も、支度もできるんじゃないかというふうには考えて、一応担当の井立田さんの方にもいろいろお願いをしてまいったところでございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ただいま副町長からありましたとおりだと思います。具体的には、県の魅力ある観光地づくり事業としまして、具体的に例を挙げればハジヒキパンタの事業、そしてノロシダイ、農協の倉庫のところですね、そして先ほどありました空港の東屋、寮、また東側に子どもの施設があります。そして、議員の皆様方が今回1月にその陳情に行かれましたビドウの遊歩道の整備ということで、我々も今回、24年からですかね、魅力ある観光地づくりの事業をやっているのが現状であります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 県議と県庁の職員との意見交換会の中で、本町議会の町俊策先輩が声高らかに、この新しくできる清掃センターの周辺の景観整備を非常に進めるべきじゃないかということをしかるべき言っておられまして、これは議会を代表して町さんにお願いして、町さんがしかるべき御質問をされたわけなんですが、我々は本当に今、その一帯の清掃センター、リサイクルセンター、最終処分場ということで、そして本町の玄関口である空港、港がいろいろできているわけなんですね。そういうことから考えても、我々は向こうの辺一帯をきれいに観光美化、整備してですね、本町のいわゆる何といいますか、子供たちの道徳教育の場としても使えるような環境整備をする必要があるんじゃないかと私は思っているんです。だから、その点から今御質問したわけでございますが、どうか一つやればでき

るということはどういうことかといいますと、県知事もですよ、県の担当者も、それを待ち構えている、待っているということなんですよ。だから、皆さんのが届かないからできないんであって、やろうという役場職員のお姿があれば、これは協力しますという確約を取りまして、我々は喜んで帰ってきたところなんです。どうか全力を挙げて頑張っていただきたい。お願ひします。

終わります。

○議長（大田英勝君） ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番（喜山康三君） 山町政になって初めての新年度予算の編成ということで伺いたいんですけど、町長が立候補したのはいろんな思いがあって、町民のために尽くしたいという思いで立候補され、当選されたわけですが、前任者のいろんな大型事業とかが次々あって、なかなか町長ならではの事業に思い切ったことができたのかなと思いながらこれを見ているんですが、町長は今回のこの予算に対して、こういうことに自分の思いを込めて予算を組んだんだと、そういうのがあればお願ひしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山元宗君） この事業につきましては、町民の皆様の生活の向上というようなことで、産業の振興というようなこと、それから教育の振興について何とか予算を配慮していただければという思いがあります。

大型事業につきましては、前町長が計画されたものをできるだけ早く推進、振興していくようにというような気持ちであります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今回、一般質問の中で最も多いのは、いわゆる出産や子育て支援について3、4名以上の方がこの辺に重点を置かれているんじゃないかなと、また普段から総務委員会でも、国・県・自治体すべてが今の少子高齢化に向かってどうするかということを抜本的に考え直さなくてはいけないと、そういうことが今の一一番取り組むべき最大の行政課題、いわゆる政策課題ではないかと思いますが、ぜひこの辺にも今後運用にあたって、ぜひ御配慮いただいて、そういう環境をつくって島を持ち上げるようにぜひしていただくようお願いして、終わります。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第21 議案第17号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第21、議案第17号「平成28年度与論町国民健康保険

特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第17号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比1.03%増で9億1401万8000円となっております。

歳入につきましては、前年度比増減の主なものとしまして、国民健康保険税263万9000円、療養給付費等交付金776万3000円、前期高齢者交付金38万4000円、共同事業交付金4501万9000円、繰入金1412万2000円の増、国庫支出金586万5000円、県支出金4501万9000円を減額計上しております。

歳出につきましては、前年度比の主なものとしまして、総務費102万3000円、保険給付費1237万7000円、後期高齢者交付金834万円、諸支出金100万円の増、保健事業費19万4000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第22 議案第18号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第22、議案第18号「平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第18号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の規模は、対前年度より145万7000円の増額となっております。

対前年度比増減の主なものとしまして、歳入では後期高齢者医療保険料297万5000円、繰入金1007万4000円の増額となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1304万9000円を増額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第23 議案第19号 平成28年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第23、議案第19号「平成28年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第19号、平成28年度与論町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は6億7026万2000円で、対前年度より3813万9000円の減額となっております。対前年度の増減の主なものとしまして、歳入で保険料528万9000円の減額、国庫支出金947万4000円、支払基金交付金1678万1000円、県支出金547万7000円、繰入金110万9000円を減額計上しております。

歳出では、総務費106万6000円の減額、保険給付費3505万円、地域支援事業費52万3000円、予備費150万円をそれぞれ減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第24 議案第20号 平成28年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第24、議案第20号「平成28年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第20号、平成28年度与論町と畜場特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は26万4000円で、対前年度より239万3000円の減額となっております。

対前年度の増減の主なものとしまして、歳入で使用料7,000円の減額、繰入金238万6000円を減額計上しております。

歳出では総務費239万3000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第25 議案第21号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第25、議案第21号「平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第21号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比25.58%増で、3031万4000円となっております。

歳入で分担金13万8000円、使用料1192万9000円、国庫補助金200万円、繰入金1624万4000円、歳出で総務管理費2025万3000円、事業費210万円、公債費786万1000円を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第26 議案第22号 平成28年度与論町水道事業会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第26、議案第22号「平成28年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第22号、平成28年度与論町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

業務の予定量は月平均給水件数2,766件、年間給水量59万1000立方メートル、1日平均給水量1,619立方メートル。建設改良費8541万8000円となっております。収益的収入で、営業収益1億7286万4000円、営業外収益1488万5000円、収益的支出で営業費用1億7658万2000円、営業外費用966万8000円を計上しております。資本的収入で、工事負担金35万円、補償金100万円、資本的支出で建設改良費8541万8000円、企業債償還金1215万9000円を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第27 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君） 日程第27「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議案第16号から議案第22号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第22号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に供利泰伸君、副委員長に麓 才良君。

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

日程第28 議案第23号 与論町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（大田英勝君） 日程第28、議案第23号「与論町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第23号、与論町過疎地域自立促進計画の策定について、提案理由を申し上げます。

平成28年度から平成32年度までの5年間、過疎対策事業債の起債が受けられるようにするため、与論町過疎地域自立促進計画の策定にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に基づき、議会の議決を求める。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） 重ね重ねなんですが、こういう推進計画をずっと議会に度々出されてきて、いつも目を通しながら思うのは、ハード面のことばっかりが多すぎて、小中高生の支援とか、給付の問題とか、そういうソフト面での自立、そのための手立てがかなり少ないというか、相変わらず同じようなことを、同じようなもので出てくる感じで、町長も新しい町長を迎えたわけです、副町長も。ぜひこのあたりでこの計画の立て方そのものも、もう少しそういうところにも踏み込んで、今後検討していただく。これになければ、別の形ででも組み込んで強力に推進していくだくよう教育長、町長、副町長、力強いリーダーシップを發揮してもらって、この重要な問題について取り組んで、こういう計画の中にでも取り入れて進められるようお願いします。

以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、与論町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、与論町過疎地域自立促進計画の策定については可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第24号 工事請負契約の締結について（茶花漁港水產生産基盤整備工事）

○議長（大田英勝君） 日程第29、議案第24号「工事請負契約の締結について（茶花漁港水產生産基盤整備工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 議案第24、工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

平成27年度茶花漁港水產生産基盤整備工事（27-2工区）について、指名競争入札執行の結果、株式会社ムトウ、代表取締役武東愛一郎と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） この事業について、カラー刷りの資料をいただいているのですが、事業の中身がわからないんですけど、どんなもんですか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） 御説明いたします。

この事業につきましては、平成24年度に漁協から陳情がございまして、24年度に議決をいただきまして、業務委託をして26年度まで至っております。そし

て、27年度において測量設計業務の委託を行いまして、26年度から27年度繰り越しで、今、消波ブロックを2工区に分けて、26、27年度にかけて279個製作をいたしました。そして、27年度末にまた300個のブロック制作をいたしまして、今回この27年度の2工区におきまして消波ブロックの製作と、それから消波ブロックの取り付けを行うこととしております。

詳細の中身につきまして、ちょっと申し上げます。これは、護岸の改良で上部工が18.2メーター、そして北防波堤の改良が62.3メートルでございます。そして、消波ブロックの据付工が394個、これは北防波堤ですね。そして、護岸が88個になります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これが、こうして図面をいただいているのは、平面上いたしているわけですよね。立面がどうなっているか。いわゆる陸側からのロケーションの問題、景観の問題もあります。この辺の景観のこととか、これができるることによってどういう景観になるんだと。このことについて、周辺住民との話し合いとか、意見徴収とともにされましたでしょうか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） お答えいたします。

この事業につきましては、漁協の組合員の方々と協議をいたしまして、漁協の要望に応えた形で今計画を立てております。この事業につきましてはかさ上げが2メーターほどになる予定でございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前から越波の影響で被害が出ているということですね、その必要性は認めて、普通の方というか、状況をわかっている方は、ぜひこの災害防止とか、いわゆる漁船の保全から必要だなということは申し分ないと思うんですよ。しかし、それに伴って、つくり方とか、やり方とか、いろんな方法があったんじゃないかなと。だから、いずれにしても、先ほど町長が言われた施政方針の中にも言わされたように、やはり事業をするときに1カ所から陳情が出たら、それに、はい、はいやるんじゃないなくて、その辺の地域の方々とか、あるいは観光からの視点とか、様々な意味から、そういう意味での地域の意見を吸い上げて事業を進めていただきたいと。12月の一般質問の中でも言ったことはこれなんんですけど、ぜひですね、やるなという意味じゃないんですよね、このやり方とか、手法とか、あるいは設計のあり方、垂平設計のあり方も、垂直のあり方もいろいろあると思うんで、いろんな形で知恵やそういう情報を得ながら、こういう事業というのは今後進められるよう

にしていただきたいと。ぜひ、この内容でこういう事業がされるということは、漁港の方々とか一部の方々以外はほとんど知れ渡っていないと思うんですよね。この工事が済んだときに、やはり相当のいろんな意見が出てくるのは、もうこれは目に見えているなと。ぜひ、そういうこともありますので、観光業とかその辺とのすり合わせをしながら、以前は企画課とかがあって企画課で調整とかいろいろされていたみたいですが、今はそういうことじゃなくて、こういう様々なプロジェクトを進めるときに、やはり全課長、全課でこの話を、コンセンサスを取りながら、ぜひ住民との話し合いの場とか、意見を受けながらぜひやっていただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） この問題はですね、この漁業協同組合からこれをつくってほしいという陳情書が出ていましたよね。それに対して環境経済建設委員会において慎重なる審議を重ねて、じゃその工法はどのようにするかということまではしていましたけれども、ある程度予測はできたわけなんです。その予測できた工事を、今、県にお願いしまして完全に遂行しようとしているこの時期です。大切な時期に、文句を付けるようじや、これ駄目なんですよ。こんなことやっていたら何ができますか。仕事をするときには少しあは協力的な気持ちを持ってしないと、何でもかんでも文句を付ければいいというものではない。どうかひとつ、皆さん御理解いただいて、ここにおられる議員諸君は気持ちよく感謝を込めて大賛成していただきたいと私は申し上げたいと思います。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、工事請負契約の締結について（茶花漁港水産生産基盤整備工事）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、工事請負契約の締結について（茶花漁港水產生産基盤整備工事）は可決されました。

-----○-----

日程第30 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

○議長（大田英勝君） 日程第30、承認第1号「専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）について、提案理由を申し上げます。

内閣府・総務省令第6号が平成27年12月25日公布、平成28年1月1日施行に伴い、与論町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。主な改正内容といたしましては、地方税関係書類のうち申告の主たる手続と併せて提出された一定の書類について、個人番号の記載を要しないこととするものであります。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の

一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第31 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について）

○議長（大田英勝君） 日程第31、承認第2号「専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山元宗君） 承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について）について、提案理由を申し上げます。

鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部に組合市町村から加入の申請があり、同組合の規約の変更について専決処分いたしました。

主な変更としては、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に「垂水市」を、議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害等に対する補償に関する事務に係る組合市町村に「伊佐北姶良火葬場管理組合」を加えるものです。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について）は承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月16日、本会議（一般質問）であります。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時40分

平成 28 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 28 年 3 月 16 日

平成28年第1回与論町議会定例会会議録
平成28年3月16日（水曜日）午前9時00分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 竹本由弘君
市民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 吉田勉君
農業委員会事務局長 徳田康悦君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 富士川浩康君	建設課長 山下哲博君
教育委員会事務局長 田畑豊範君	教育委員会事務局長 田畑豊範君
水道課長 池田美知博君	与論こども園長 岩山秀子君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 主幹兼係長 川上嘉久君

開議 午前9時00分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、高田豊繁君。2番。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先般通告いたしました一般質問の通告の要旨に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

1 新規就農者の支援対策について

(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく新規就農者の増大を図るための青年等就農計画の認定状況、青年就農給付金の給付状況はどうなっているか。また、町長は、青年等就農計画制度を今後どのように活用し、どのように推進していく考えであるか。

2 福祉サービス業務の運営強化対策について

(1) 社会福祉協議会においては、障害者自立支援協議会の設置に伴う相談支援業務やデイサービス等の介護福祉業務が増大していることから、有資格者の相談員や職員を増員し、運営強化を図る必要があると痛感されるが、町長は要員の配置や増員に伴う補助金等の拡充計画についてはどう考えているか。

3 保安林の整備について

(1) 寺崎海岸は、先の大型台風によって防風防潮林が壊滅し、背後地への災害が懸念されるが、県と連携し早急に保安林整備を推進する考えはないか。

(2) 整備箇所は個人名義になっているようだが、今後どう対処していく考えであるか。

以上、4項目につきまして質問いたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、高田議員から質問がありました1番の新規就農者の支援策について申し上げたいと思います。

認定新規就農者制度は、平成26年度から新たに始まった制度であり、本町では

1名が認定されております。また、青年就農給付金制度は、研修中に受給される準備型と営農開始後に受給される経営開始型があり、本町では準備型1名、経営開始型を6名が受給しております。認定新規就農者に認定されると、青年就農給付金をはじめ様々な補助事業や優遇措置の対象となることから非常に有利であり、今後の就農希望者については制度の活用推進を図ってまいります。

青年就農給付金については、農地面積が少ないとことなどから兼業での就農希望者が多いことや、受給要件が厳しく新規就農者であっても必ず受給できるとは限りません。また、専業就農希望者については、できるだけ給付金を活用できるよう県とも連携しながら取り組んでいるところであります。昨年から新規就農者支援協議会を設置し、給付金を活用しながら先進農家の研修生の受け入れも行っており、今後とも新規就農者の育成確保に向けて取り組んでまいります。

次、2番の福祉サービス業務の運営強化策について答弁いたします。

現在、社会福祉協議会が対応している介護相談支援件数は、年間1名の相談支援員が50件前後となっており、それに伴う計画・アセスメント等を実施しております。また、受け皿としての事業所が足りないことも課題となっております。加えて、島内民間病院の通所介護の閉鎖に伴い、現在の体制が20人から30人以上に増加することから、ますます業務の増大が見込まれ、スムーズな運営が危惧される状況にあるものと痛感しております。

このようなことを踏まえ、今後とも相談支援事業所運営の事業費等を確保しつつ、資格取得やスキルアップ研修等について積極的に支援し、増大する需要に適切に対処してまいりたいと考えております。

次、3番、保安林の整備についてでございます。寺崎海岸の防風防潮林は、御指摘のとおり台風等で壊滅し、後背農地を含む生活圏に被害を及ぼす恐れがありますので、県と保安林整備について協議を行い、保安林緊急改良事業等による整備を検討してまいりたいと思います。

同じく保安林の整備について。個人名義の保安林については、保安林指定承諾を得る必要があります。保安林に指定されることにより、伐採の制限、他用途への転用制限等のほか、固定資産税の非課税措置等の恩典について説明し、事業への理解を求めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。それでは補足と、付随して質問したいと思います。

まず、第1点目のこの新規就農者の支援対策についてでございますが、この制度

は農村の過疎化対策や後継者育成のための事業であります、Iターン、Uターン者の農業経営就農支援に関する国の昨年度からの新しい制度でございます。その対象といたしましては、18歳以上、そして45歳未満の青年、65歳未満の知識技能を有する役員が過半数を占める法人であって、農業経営を開始してから5年以内のものということになっております。かつ認定農業者は除かれるということになっておりますが、これらは国から出ている趣旨をちょっと読ませていただきますと、新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善、発展段階まで一貫した支援が重要である。このため、平成26年度から青年等就農計画制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、市町村が青年就農計画を認定するものである。市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施することであるということになっております。この認定を受けた、いわゆる認定就農支援者のメリットといたしましては、無利子型の青年就農資金の融資、そして就農給付金の給付、経営所得安定対策助成認定新規就農者への農地集積の促進助成等でありますが、この事務内容の進捗状況と審査体制についてちょっとお伺いしたいんですが、今現在、この27年度でこの認定関係に申し込みをされている農家の青年は何人受け付けているでしょうか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の質問にお答えしたいと思います。

今現在、27年度で申請が完全に上がってきてるのはございません。相談として今上がっておりますが4名ほどございます。そのうち、3名ないし4名の方は、まず自分の家に持ち帰りまして、やっぱり先ほども答弁で町長が申し上げていたとおり、まず耕作面積が小さいという観点から、一応産業振興課で話を聞いた上で、兼業農家が多いということも懸念されることから、一応持ち帰ってちょっと1年ぐらいはとか、2カ年ぐらいは、まず自分で一生懸命そういった就農で本当に農業人としてやっていけるかということを考えながらもう一度来ますという方もございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そこで、やはり与論町の過疎化対策、あるいはまた農政の今後の農業後継者の確保の面からも、国は、一歩進化させた形での農業後継者の支援体制を整備しているわけですが、この法制度につきましては、農家の青年たちもまだまだわからないところもいっぱいあるわけですよね。役場職員、県の職員に比べましたら、皆未熟なわけですので、法制度につきましても町民全体への説明会や個別

説明会を開催するなど県にもヒアリングをしながら、ひとつ粘り強く農家の方々があがりたいと思えるように、そして与論島に帰って農業をしたいと思えるように、そして、農地を増やすことも含めながら、今後とも事務当局の推進をお願いいたしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

まずその点につきまして、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大変、そのとおりだと思います。本当に法というのはなかなか難しくて、いざ取りかかろうとするときにそこでつまずき進められないので、ぜひおっしゃられたように、この説明会等も開ければというところです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今まで議会の私どもとしましては、農水産物の輸送コスト支援対策等につきまして、県議会、あるいは県当局に強い働きかけをいたしまして、幾分かといいますか、少なからず農政の、農業所得の向上のためにも頑張ってきてるわけですが、今後ますます農家のスキルアップという点からも、この制度がまた十分に生かされるよう希望して、この問題についてはひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、社会福祉協議会の運営体制の強化についてであります、先般の予算委員会の中でも町民福祉課長とも論議をしたわけですけれども、ただいまの答弁書によりますと事業費、支援制度の体制にもいろいろ手を尽くしていきたいということでございまして、資格取得や職員のスキルアップ研修等についても積極的に支援していきたいという内容でございました。御承知のように民間病院の介護支援の一部撤退によりまして業務の増大、あるいは先ほども申し上げたとおり相談支援事業としての存在の大きさ、やはり地域全体に対するそのステーション的な役割もございまして、私どももまた総務厚生文教委員会は特に取り組んできて、皆様方にいろいろ御指導をいただいたところでございますけれども、ようやくレールに乗ってきているところでございます。

そういうことで、十分配慮はされているかとは思いますけれども、やはり現場の声もいろいろ聞くわけですが、先ほど50件前後という相談支援件数が上がってきてるわけですけれども、その事務作業はもちろんですけれども、その個別的な相談、カウンセリング的なところがやはり不足しているようなところがあるということを改善するということでございますので、こういった方々に対するその適材ですね、これを発掘していただいて、またそういう方々もあるかと思うんですよね。そういう方々を行政と事業所と一緒にになって取り組んでいって、島全体のこれは政策

でございますが、これは民間団体の仕事という認識、捉え方じゃなくて、行政も一体になって取り組んでいただくという姿勢が必要かと思うんですよ。そういうことで、もちろんこの補助金、助成金等もですけれども、そういったところまで一步踏み込んだ形での運営体制の充実を図る必要性があると思われますが、町長と、それから町民福祉課長の現在の考え方をお伺いしたいと思います。よろしく、どうぞ。

町長からお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） この福祉サービスにつきましては、本当にこう民間病院などの設定もありまして、今、これから運営についてみんなで考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございますし、また本當に行政とその福祉協議会等と一緒にになりながら福祉サービスや相談支援についても充実していきたいなどいうふうに考えております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。

かねてより社会福祉協議会等の事業等につきましては、いろいろと議会の皆様におかれましても体制等のことですとか運営等、いろいろ御指導いただきまして感謝申し上げます。具体的には、28年度の7月ごろからいろいろ認定介護福祉士ですか、それから介護職員等々の資格取得のための初任者研修等を実施するよう計画しております。また、町長の御答弁にもありました中で、そういう増員というような部分がございますので、相談支援員の拡充という意味合いでも、今後福祉協議会ともしっかりと協議しまして、いろいろ予算の許せる範囲内でそういうような運営費と、それからスキルアップ研修、その他の研修等を含めた形での支援員の確保といいますか、そういうことをまたしっかりと想っていきたいと思っております。

いろいろ研修等もさらに精査研究しまして、充実させて何とか支援員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。近いうちですね、委員長を中心にいたしましてまた現場のほうにお伺いすることかと思いますけれども、また行政の皆様方と話し合いができるようお願いいたしまして、障害者等を抱える家族の方々の負担軽減が図られたり、彼らが将来は立派な納税者として頑張れるように、全員でまた温かく頑張っていけたらと思います。

次に、3番目の寺崎海岸のことについて質問をさせていただきたいと思います。

先ほど御答弁をいただきまして、保安林緊急改良事業等により整備を検討してまいりますという答弁でございました。24年、25年の大型台風によって、もう本当に見る影もない、これはもう寺崎ばかりじゃなくて、中金久区、大金久区、それからシイラ、ハキビナもですね、大変甚大な被害を受けたわけですけれども、なかなか立ち直りできていないような状況にございます。

寺崎海岸の場合は、ハキビナ、それから港とかですね、そういった古い護岸と一緒に、昭和40年代に整備されたというふうに思うわけですけれども、大体180メートルぐらいの護岸が整備しているわけですね。そして、モクマオウとかアダンが防潮林、防風林として植栽されておりまして、その背後地には寺崎墓地がございまして、これまで大変静かな環境で墓地の神様も暮らしていたと思いますが、大変今、厳しい状況にございます。また、民間団体の援助等によりましてボランティアで町民がみんなで出ていって植栽もしたんですけども、またその後の台風で、これもまた幼木のうちから大変壊滅的な、一網打尽にされた状況に今あるわけですね。特に私ども、東海岸と南海岸を重点的にこれまで目を向けてきたような気がするんですよ。ハキビナ、それからそのシイラ東、南を、ややもするとこの北海岸のところには何か視点がちょっと弱かった気がいたしまして、これはまた私ども、ちょっとこれはまずかったなという考え方も今持っているわけですけれども、これからでもとにかく整備する必要があると思います。またそして、その40年代といいますと、かれこれもう50年の年月が経とうとしているわけですけれども、この護岸的にもコンクリートの寿命から考えましてもそろそろその寿命が来ているようないころもあるんじゃないかと、このように思いまして、それから今の天端高が十分でないと。やはり昔の基準と今の基準とは大分高さが、天端高というのが違ってくるわけですけれども、またそのリーフの内側の珊瑚礁も壊滅している関係で波の高さ、いわゆる沖合からの波が直接入ってくるような状況にありますと、やっぱり越波もかなり厳しいんじゃないかと。大変危惧、懸念しているわけでございます。

そういうことで、1月のときにちょっと私どもの議員の研修会がございまして行って確認をしようと思ってですね、森づくり推進課ですかね、そこに行きました、趣旨というのは、寺崎海岸が県の保安林台帳にぴしゃっと載っているものかどうか。そうすると、行ったんですが小さく、もう楕円形的に載ってはいるんですね。それで一安心して、今後どのようにしたらいいかということで担当の方にも聞いてみたんですけども、やはり国費を伴った事業で本格的にやるほうが一番望ましいのではないかという御指導でございましたので、産業振興課の担当にもそのようにつないでありますが、まずおっしゃることは直接県庁に上げないで、大島支庁の林務課に現地を見ていただきながら、その幅の問題とか、所有権の問題とか、それか

ら護岸の高さの問題とか、いろいろそういった調査をしていただきながら、緊急的にはできないかもしれないけれども、国費をベースにした大きい事業でやってもらう必要があると思いますということでございました。そういうことで、町長も大島支庁には行かれるかと思いますので、ひとつ林務にも要請していただけたらどうかと思います。

それから、付随しますけれども、その護岸の長さだけじゃなくて西側のほうはちょっと護岸はないんですけど、山のようになっていますけれども、向こうも壊滅している状況にありますので、そこも含めて整備する必要があるのではないかと思います。その土地の所有権のことについてちょっとお伺いしますが、個人の所有権のままもちろん保安林指定はできるわけですけれども、そのほかのところにある用地は、全て公用地になっていますよね。ハキビナにしても、大金久にしてもですね。赤崎は保安林指定されているんでしょうけれども、いわゆるそのどうでしょうかね、公用地、墓地もそうですよね、寺崎墓地は。寺崎墓地も個人名義のまま今なっていますよね。そうすると寺崎墓地も茶花も含めて、シナハはちょっとわからないですけれども、ここは、ほとんど町有地になっている状況にあるかと思うのですが、この辺を公用地にするという必要性、必然性というのはどんなもんでしょうかね、町長。公用地にしたほうがいいと思いますが、それはもちろん所有権、所有者が同意してもらわないといけないと思いますけど、町長の考え方をちょっと。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変難しい質問が出てまいりましたが、結局墓地とか海岸線、本当に町として理想的に支援していくのは、やっぱり町有地、公有地にしていったほうが本当にありがたい、またいいことだとは思います。でも予算が伴ったり、個人のまた考えもあったりして、大変厳しい面があると思いますけれども、今後やっぱり全体的に町の発展を考えますとこういう方向に振り分けをしていくように今後また勉強していかなければというふうに思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 関連するわけですけれども、クロハナの墓地もそうじゃないかと思うんですが、一応そういう両立ての相談をしていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。私は売ってもいいよというお答えなのか、そのままにしてから一応許可だけいただいて使用させていただくという方法もあるわけですけれども、そういったことも含めて、今後地権者の方々と御相談されたほうがいいのではないかと思います。

それから、最近予算委員会でも言いましたが、自転車で観光される女性の方々、中高年の方々とかが与論島にも来島されているようですけれども、トウマイの浜の

ところにもレリーフができまして、一つの観光スポットとして、パワースポットとしてという形で、今、非常に好評のようですが、そういった感じで北海岸のほうもこれまでの東海岸一辺倒ではなくて、やはり北海岸の、映画のロケもされたところですけれども、これからまた注目を浴びるのではないかと思うんですよ。そういうことで、今の東海岸、あるいは西海岸とトータル的な植栽、あるいは護岸の造成によって、トータル的な観光スポットとしてもこれから非常に活用できるのではないかということを考えられますので、道路も整備されていますから、そういうことで今後とも相対的に念頭に置かれまして、ひとつ、墓地におられる方々もですけど背後地の方々もこれから安心して暮らしができるように御配慮をお願いいたしたいと思います。町長、最後にひとつ、お願ひいたしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今まで結局、南海岸等は直接波が立ったり、東海岸から北海岸に掛けてはリーフ等があつたりして、被害が少し緩かったものですから、ついついそのことについて、防風林等についても回復が遅れたんじゃないかなというふうに思います。おっしゃるとおり、島の海岸線が観光の目玉になりつつある。全部で気をつけながら、できれば与論島36選みたいな、その各海岸、海岸のポイント、ポイントにこういう案内板をつくったり、あるいは整備したりして、本当にサイクリングしながらそこにで一休みできるような、そんなことができればなと常々思っているんですけども、これもまた予算との関係がありますので、みんなで検討しながら、本当に与論の観光がいかにこれから進んでいくか、またみんなから愛される島になるかとみんなで知恵を出し合っていかなければというふうに思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 大変素晴らしい、力強い御答弁をいただきまして、安心して私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、3番、町 俊策君に発言を許します。3番。

○3番（町 俊策君） 3番、質問をいたします。

1 環境保全対策について

- (1) 新ごみ焼却処理施設の建設については、くい打ちの基礎工事が始まっているが、本計画は最終的に期別の工事内容も含めて幾らの金額で工事契約し、その平面・立面・側面等はどのように設計されているか。
- (2) 周辺の環境美化等については、どのように配慮されているか。
- (3) 現在、リサイクルセンターに搬入された一般廃棄物は野面に分類・集積

しているが、これを町民が廃棄する際に、自分たちで分類し廃棄できるよう廃棄物ヤードにコーナー（仕切り）を設置することで管理を容易にし、景観を保持するとともに、台風時の飛散を防止して安全性を確保する考えはないか。

2 監査結果に基づく事務改善について

- (1) 定期監査の結果、指摘された事項をどのように認識し、その改善対策を課・機関等の組織でどのように議論し、具体的対策をどう講じているか。

以上について質問をいたします。回答をお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。

まず、環境保全対策について、ごみ焼却炉関係ですけれども、新ごみ焼却処理施設工事の進捗状況については、平成27年8月に11億9988万円で工事請負契約を締結し、官庁申請手続き等を進め、毎月2回行われている設計・施工監理会議のもと、離島のモデル的なごみ焼却処理施設として平成29年3月の竣工を目指しております。本年、2月1日より敷地整地、施設位置の決定、仮設事務所などの設置工事を行い、2月15日よりくい打ち工事を開始し、3月末までに83カ所のくい打ち作業を完了する予定になっております。

同時に、プラント機器製作についても、愛媛県松山市の工場において着手しております。また、平面図、立面図等の設計図等については、今、添付させていただきますので御参考ください。また、平成27年度の出来高5億3743万3000円、44.7%を目指し業務を進めているところであります。建設に向けて御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

周辺の環境美化等についてであります。新ごみ焼却処理施設周辺に係る環境美化等については、東面を除く西面、南面、北面の三方を防風塩害対策としての築山を設け、塩害に強い植栽で緑地帯をつくり、景観に配慮した整備を行います。また、敷地内外周辺には現在の環境を生かしつつ、樹木や草花等を植え、来客者の情操に対応した整備を行ってまいります。

さらに、魅力ある観光地づくり整備事業により、空港から与論港供利地区に至る遊歩道の整備計画及びヨロン駅周辺の整備等と関連して、自然景観を生かした公園整備を進めてまいります。

廃棄物の分類集積でございます。新ごみ処理焼却施設用地とリサイクルセンターの敷地は、1メートルぐらいの段差ができます。新ごみ焼却処理施設の外構工事の完成に伴い、両施設の利便性と景観を考慮しながら、仕切り壁や看板等を設置してまいります。また、町民の皆様がごみを分類しやすいように配慮するとともに、異

常時の飛散と安全性の確保のため、万全の整備を進めてまいります。

新ごみ焼却処理施設は、最先端技術を導入し、日本の離島のモデル的施設として、案内は英語版も作成し、日本国内や海外からも見学ができるように配慮されていることから、リサイクルセンターの粗大ごみの分別状況等と併せて環境教育の場として活用できるよう周辺景観整備も含め検討してまいります。

監査についてでございます。監査業務については、毎月実施されている例月出納検査をはじめ、決算に伴う水道事業会計・一般会計・特別会計決算審査、全事務事業に係る定期監査等が毎年度実施されております。監査結果については、適正かつ効率的な行政運営を推進する上で最も重要であり、結果内容を真摯に受け止め、適切な対応に努めているところでございます。特に指摘内容により府内共通事項に係るものは定期課長会等において協議し、共通理解を図りながら改善を指示しているところでございます。また、部署ごとの指摘事項については、各部署において担当職員に改善内容を説明し、適正な事務処理の徹底を行っているところでございます。

今後も監査結果に基づく指摘事項については、全職員が重く受け止め、繰り返し指摘がないよう職場研修などを通じて職員の資質向上を図りながら、行政運営全般にわたる事務事業の改善や組織及び行財政運営の合理化の徹底に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 質問事項の1番の1について、質問をいたします。今日、始めてこの平面図をもらいましたけれども、我々はこの焼却炉施設の財源については、わざわざ陳情を出して、根回しをして、そしてこの財源を獲得する事ができるところまでいったわけですが、もちろんこれは担当者がおりまして、野口議員ですが、たまには役に立つことをしているなと思って感謝しているところであります。その努力に報いること、していることは、課長は知っていると思うんですが、その結果が出た後の課長は当然のごとく何の説明もない、こうなりました、ああなりました、ありがとうございましたという意思の疎通が図られてないんじゃないかなという気がいたします。その辺のところをもう少し議会とも意思の疎通を図られるようお願いをいたしたいと思います。

それから、この設計図面も今、配られたわけですけれども、これについては、質問が多いわけです。特に反対派の方々もいらっしゃるわけで、まだ看板の撤去もされてないような状況下の中では、我々賛成したものにとって非常に彼らに対する、聞かれれば説明しなけりやいけないし、また賛成の方々にもさらなる支援をお

願いするためにも知っておかなければいけないわけです。そういうことについて、全く我々の立場を配慮していただいてない。今日、もらいました。だからこういったことも含めて、もう少し議会に対する配慮をお願いしたいと思います。質問の内容とは若干違うかもしれませんけれども、もうわかっていることありますので、予算計画等、その他は申し上げませんが、とにかく今日持ってきて、こうですと言われてもという気がします。

それから、特に煙突については、この反対の方々を含めて多くの方々が一つ疑念に思われているところもあります。設計図をちらっと見ているんですが、煙突の高さが記入されてない。どこに書かれていますか。先ほど渡されて見たんですが、一体地上から何メートルの煙突なのか、それがちょっとわかりにくい。鉄塔を測つて、物差しであてればわかることでしょうけど、普通の設計図には一番てっぺんも、一番G Lまで設計図には書かれているはずなんんですけど、それが途中で切れで、ちょっとわかりにくいです。我々は、議会としては賛成して、応援しているわけですから、とにかく議会には町民の方々からどんな疑念も抱かれない説明ができるような形のものをお願いしたいと思います。心掛けていただきたいと思います。

それから、清掃センターの完成予想図は、一応モデルとして伊江島の清掃センターの施設をもって町民の方々にはこういうものになりますという説明をしておりまして、それから我々議会も伊江島に行きましていろいろと視察をしてまいりました。その結果については、所管事務調査報告として第114号の議会だよりで報告しております。それで、我々が知っているのは、この伊江村の清掃センターの外観、あるいはその内容的なものでありますて、その後、一回現在のものを見せられたことがあります、これについても町民の皆様が一番心配されているところでありますから、我々議員もですが、我々はある程度はわかります、施設に行って説明受けておりますから。住民説明はできるだけ多く開催したほうがいいとのことであるということですが、委員会とかそういう代表者の集まりではいろいろ説明されるんでしょうけれども、人が集まる、集まらないは別としても、やはり住民にわかりやすい形で、何回も説明されたほうがいいのではないか。行政と住民との信頼関係がそこに結ばれていくんじゃないかなという気がいたします。内容について、一つ一つをほじくり返すつもりはありませんけれども、景観の配慮等も考えていらっしゃるようですが、なぜ事前にそういうことを町民に知らせないので。質問されてから、やっと腰を上げて説明するようでは遅いんですよ。みんないろいろ心配しています。ですから、ぜひこれらについても今後いろんな施設をつくられるときには、住民の考えもそこに入れることができれば、利便性などが図られて、使い勝手のいい施設が整備されるようお願いしたいと思います。

1番の1については、苦情になりましたけれども、非常に近年にない多額の金額を投資しております。そして、これには環境課、あるいは商工観光課の課長さんたちも非常に興味をもって、そして私どもの言い分に賛成を表明していただいております。そういう形の中で予算を確保しておりますので、今後、県や国との信頼関係といったものを含めて十分な配慮をお願いいたしたいと思います。

以上で1番の質問は終わります。

続きまして、1-2、周辺の環境美化等についてどのように配慮されているかということありますので、先ほどの答弁でいただきましたので、それ以上の回答はないと思いますのでここは省略いたします。

それから、環境保全対策については、これも立派な答弁がされておりましすし、全く同感でありますので、このとおり実施をされるよう強く要望したいと思います。

監査結果に基づく事務改善について質問をいたします。いわゆる答弁がされておりますのでこれ以上の答弁はないと思いますけれども、その監査結果報告を見ますと、とにかく指摘事項が多すぎる。結局、公務員である、職員の事務処理が指摘を受けないようにと思う配慮から質問したわけですけれども、もちろん当然指摘事項については改善されていると思いますけれども、どうかその辺の町民と議会、それから行政と議会との接点については、もっと緊密に連絡が図られるようにお願いしたいと思いますが、今後の対応について町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。町民との説明、いろんなことについて、今後真摯に今の御指摘を受け止めて、町民にいろんな大きな事業をするときには説明しながら、また理解を得ながら進めていかなければというふうに考えているところです。

それから、会計監査につきましては、これは答弁しましたように月1回の定期の課長会を開いております。そこで、監査については指摘されたことを真摯に受け止めて、今後そういうことがないように、指摘されないように、会議を進めて協議していくみたいというふうに思いますし、各部署のことについては、また各課でそれについて適正な措置ができるように、今後みんなで気をつけていきたい。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 煙突は、一体何メーターになるんですか。それと、この配置図、これはちょっとおかしいんじゃないですか。よくわかりにくいんだけど。配置図についてはいいです。煙突は何メーターぐらいなんですか。

それと、四角い枠の中に丸い煙突が立てられているわけですが、これは補強のための枠なのか。それから、これは何製で、今後の維持管理についてはどのような

配慮がなされているのか。その点のことについて質問いたします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

その前に、先ほどのいろいろ議会の方々に配慮が足りなかつたことについておわりを申し上げます。実はこれまで県にも国にもお願いしながら、予算的な問題がちやんとした回答がなかなか得られなかつた関係で、皆さんに御報告するのが難しい状態でございました。また、工事の中身につきましても発注方式がちょっと違つていまして、工程会議をしながら進めていく関係で、またその外観的なものも確定ということではなくて決めながらやっていくという感じになっているもんですから、町民の皆さんにすぐ持つていって、こうですよという報告は難しいところもありますと、こういうことになっておりますが、お許しをいただきたいと思います。

煙突の高さでございますが、今のところ一応38メーター、今、海拔11メーターで地盤高を設定しておりますが、それから38メーターということで、航空法とか航空局などに諮りながら計算していっている高さでございます。

それと、煙突の高さにつきましては、できるだけ低くということでお願いをしていまして、その施設の中身を今詰めているところですが、いろんな機械の状況によって煙突の高さが1メーター低くなったりとか、そういうことも今考えておりまして、38メーターが決定ということではございません。上のほうはいきますけれども、その高さのそれとか、ダイオキシンを測定する場所の高さの関係とか、いろいろあるもんですから、今のところまだ予定では38メーターと計画をしております。

それと、その煙突の周囲ですが、鉄骨ということで塩害対策を施した強い感じの鉄骨で中の煙突がエステンという形の設計になっております。煙突の材料ですが、エステンというちょっと焼却の空気が出るときに、それが回るときに冷やされて露点とかができたりするわけですが、それが腐食の原因になる関係で、その腐食に対応できるようにということでエステンという材料を使うことになっております。周りの四角については、今回、コンクリートの煙突じゃなくて四角の鉄骨で囲んだような煙突の形になっております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 要するに反対者がいるということを絶えず念頭においていただいて、その方々にも納得できるような、そういった進め方をしていかないと、今後いろんな事業において町民が積極的に行政に協力するという姿勢が薄っていくのではないかと。一つには、まちづくり懇談会等に見られるように非常に人数の集まりが悪いというのもその辺と一緒に、共に、町民と共に一緒にやっていこうとい

う、そういう皆さんの対応が薄いのではないかと。その原因の一つだと思われますので、今後ともひとつ、町民との対話を、いろんな点において密にされていかれるようにお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時05分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、野口靖夫君に発言を許します。7番。

○7番（野口靖夫君） 久しぶりの一般質問で、自分自身もびっくりしております。町長、一般質問とヤジは議会の花という言葉があるんですね。これ誰が言ったかわかりませんが、後でもう一回再度質問します。ヤジと一般質問は議会の花。それで、これは同じ花でもよっちゅう咲く花はあまり見あたりはしないですね。たまに出るから美しくてきれいだし、かわいい。こういうことで、私は年に1回か2回しか一般質問をしません。だから、恐らく私の質問は、かわいくて、美しくて、町長もなるほどと御理解いただけるんじゃないかと思います。

今回は、私は2点について質問を申し上げているんですね。まず第1点は、観光振興です。次は、少子化をいかに止めるか。そして、子育て支援をすることによって、その支援によってストップできるということで少子化対策ができるのではないかと、こういう観点から今日は質問しようと思いまして、この2点。そして、その2点の中でも、3つずつ質問しております。いわゆる6点ですね。

それでは、観光振興についてお伺いいたします。まず、観光振興というのは、通告しておりますが、この魅力ある観光地づくり、これが一番大事だと思いますね。そこで、本町はほかに類のない、いわゆる海、自然があるわけなんです。この自然を生かした観光、今も圃場整備とか、そういう関係で国定公園からも外されそうになるし、また自然遺産からも外される。こういう立場に立っているわけですね。昭和47年ごろは、与論島は奄美の中で、この琉球弧の中で素晴らしい観光地だということで昭和47年から56年までは、この自然が好きだということで観光客が殺到し、与論ブームが起きてきたわけなんです。そこで私がきょう質問したいのは、この失われた自然環境を再生して、もう一度観光スポットとして強力にアピールする必要があるんじゃないかと。いわゆる植栽事業しかもうないんですね。それと、珊瑚礁の再生とか、そういうことしかないんです。ですから、そういう自然環境を

再生し、それをもう一度強力に売るというのが第1点でございます。この点について、町長がどう思っておられるかということがまず第1点。

次は、合宿とか、あるいは修学旅行、スポーツイベントなどがあります。こういうのは、行政と民間と観光協会が三位一体となって強力に推し進めていかなければ、この誘致活動は展開できない。また、実際、お客も呼べないと思っております。修学旅行は、14、5校から4、5校ぐらいに減ってきております。これはどういうことかといいますと、日本全国にそういう機運が高まって、やっぱり与論は魅力がなくなったということなんです。いわゆる町行政も、それに対して応えてないということなんですね。ですから、それをこれからどうするかということを、第2点でお聞きしたということなんです。

第3点は、日本全国にある市場に対してどう強烈にアピールしていくかということなんです、発信していくかということなんです。これに対しては、どう取り組もうとしておられるかということをまずお聞きしたい。この3点であります。

それから、先ほど申し上げましたように、大きい質問の中の第1点は、少子化をストップすることは子育て支援しかないんだという私は持論を持っておりますから、そういう観点から質問したい。

その1点目に出産支援がまず最初にあると思います。今、県においても、国においてもそれなりにこの出産支援に対しては、あるいは離島の出産支援に対しては強力に進めようとしておられます。それを我々離島に住んでいる我々町民が、いかにそれを先取って、その対策を講じていくかということにあるのではないかと思っておりまして、それに対して町長はどう思っておられるかということをまずお聞きしたい。

その2点目に、どうしても子供を生み育てるためには、生んだ子供たち、幼児を安心して預けられる、そして預けてからお母さんも職場に復帰して働く、お父さんも自信を持って仕事ができる。保育園、いわゆるこども園ですね、その受け入れ、本町においてはこども園です。そのこども園の受入体制をどうするかによって大分変わってくると私は思うんですね。

私は、職員数、正職員の数が少ないと思っております。それともう1点は、臨時職員。臨時職員の待遇が非常にかわいそうだ。その待遇を改善しない限り、我が町の保育行政はうまくいかないんじゃないかなと思っております。今、国会において、あるいはマスコミの中では、保育士の数が足らなくて問題になっていますね。介護離職、保育士離職、こういうのが起きています。これはどういうことが起きているかといいますと、待遇ですよ、待遇。特に臨時職員。朝8時から夕方6時ごろまで、あの小さな1歳から右も左もわからない子供たちを保育園に預けますね。その

子供たちが何か飲んで詰まらせて、あるいは落ちて大けがをするんじやないかということ、生命を守る立場に置かれている職員の方々がどういう処遇に置かれているかということを我々はよく認識しなければならないと思っているんです。そういうことからして、町のこども園、保育園の実情、ハレルヤ保育園もですね、そういうところについて、町長はどう認識されていて、どのようにしてそれを改善していくか。こういうことをお聞きしてみたいというのが第2点です。

第3点は、これは日本全国どこでもですよ、我が町のことだけではありません。奄美の中でも、鹿児島県内でも、日本全国津々浦々、子供の医療費を助成しようと、この子育て支援のためには、私は議員になりたての昭和59年からずっと私の持論なんですが、義務教育の期間中は、子育て支援だと思うんです、子育ての期間中だと思っているんです。だから、その期間中は、せめて子供たちの医療費の助成をする必要があるんじやないかと、こう考えております。

そこで、町長は、実際に教育現場におられました。教育現場におられて、特に小学校におられて、子供たちの医療費を助成すれば親の負担も減って、もうちょっと自信を持って子育てできるんじやないか。少子化に歯止めが効くのではないかと、こう思われた時期もあると思います。恐らく今もそう思っておられると思います。

この3点についてお聞きしてみたいと思います。お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず、観光振興の1番でございます。お答えを申し上げたいと思います。

植栽事業につきましては、平成24年度から県の魅力ある観光地づくり事業と奄振事業を活用し、港、空港周辺の公園整備や大金久海岸の周辺美化事業を行ってまいりました。今後も、島にある樹木をできるだけ活用して、与論島の玄関口である港や空港周辺の公園整備及び周辺美化事業と、メインの観光スポットである大金久海岸周辺の公園整備を進めてまいりたいと考えております。

また、地方創生加速化交付金を活用し、テレビ番組等の誘致やイベントを開催し、国内外に広く情報発信を行い、入り込み客の増大を図ってまいります。

次に、修学旅行やスポーツ、あるいは合宿等の誘致のことでございます。特産品開発の支援については、奄美群島広域事務組合が派遣している特産品アドバイザーによる指導や新規特産品開発に対しての助成事業を活用しております。今後は、地域おこし協力隊員と協力しながら、特産品の開発に努めてまいりたいと思います。

修学旅行や各種スポーツ大会、合宿等の誘致につきましては、受入体制の充実を図りながら、個人旅行客も含めバランスの取れた誘致活動や情報発信に努めてまいる所存でございます。

次に、3番のメディアに取り上げていくということでございますけれども、特に昨年は百合ヶ浜をメインに与論島がメディアに多数取り上げられ、その影響もあり、昨年の旅行入込客数は大幅に伸びております。都会にはない美しい自然の魅力が広く大衆の目にとまることで、まずは与論島に行ってみたいと思うきっかけとなることは間違いないと考えております。その上で、細かな取材を通して島独特の景観や風習に加え、自然だけではない島の人との交流など、多種多様な魅力が発信されていることで、より一層行ってみたいという気持ちを増しているものと考えております。

このようなことから、より一層魅力ある景観づくりに努めながら、あわせてメディアへの積極的なアピール展開、誘致による情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援のことでございます。本町の出産支援関係については、島外健診の交通費で最大14回までの交通費及び宿泊費のほか、出産待機の際の交通費及び宿泊費の助成を行っております。特に島外出産支援事業につきましては、妊娠婦の方が島外の産科医療機関を利用せざるを得ない場合には、妊娠健診や出産待機に要する経費の一部を助成するものであり、支援基準総額の3分の2を県と町で半分ずつ助成するものです。特にハイリスク妊娠の場合、大事を取って安心・安全の観点から早めに島外へ長期滞在する場合や実家の里帰り出産を選択するケースも増えつつあります。これらに関しましては、総じて多大な出費を余儀なくされる場合が多いことから、今後、交通費や宿泊費の自己負担軽減について、県の支給基準の拡大要請や町独自の助成策を検討し、支援制度の拡充に努めてまいり所存でございます。

次、こども園等への受入体制のことでございます。こども園の充実につきましては、幼児の安全性の確保と保育環境の整備の観点から、職員体制の整備を含め重要な施策であると考えております。こども園の職員採用につきましては、保育士と幼稚園二種以上の両資格を有している者を採用基準とし、職員採用を行っているところです。最近の採用状況としては、平成27年度に3名を採用、平成28年度に2名の新規採用となっております。平成29年度以降につきましては、与論町職員定数条例の定数を基本として、全庁的な職員配置を総合的に判断しながら、年次的に採用を行ってまいりたいと思っております。また、臨時職員の待遇につきましても、平成28年度については府内全職種ともに一律の賃金の引き上げを行いますが、平成29年度以降につきましては、経験年数や他職種との賃金構成など十分精査検討しながら待遇改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供の医療費助成の件でございます。医療費の助成支援につきましては、

将来の日本を背負っていく子供たちを安心して生み育てていくための力強い施策であると認識するものであります。本町では、就学前までの乳幼児を対象に疾病の早期発見、早期治療を促進し、乳幼児の健康保持を支援することを目的に県単扶助2分の1の乳幼児医療助成制度を実施しており、それなりの効果があるものと考えております。また、医療費支援の充実につきましては、子育て支援の観点から永続性が重要であると痛感するところであり、御提案にありますシンクタンクの設置活用についても課題や施策の協議の場として必要不可欠であると認識する次第でございます。なお、国においては子どもの医療制度のあり方に関する検討会を設置し、医療負担の状況や自己負担のあり方など、課題や対応について検討することとしていることから、今後、検討会の議論の動向を注視するとともに、県の補助基準について本町としても引き続き拡大を求める要望を行いながら、財政状況を勘案しつつ、さらなる支援策の充実について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 町長、私は一般質問とヤジは議場の花だということを申し上げました。こういうことを聞いたことはありますか。どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 一般質問については聞いておりませんが、ヤジは議場の花だということはよく耳にいたします。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） これは、私がつくった言葉です。私がつくった言葉ですので、恐らく知らなくて当然だと思います。それはそれとしておいて、町長が壇上で答弁されたことは、もう一回ちょっと私が朗読させていただきます。観光振興対策についての1問、それについて最後には「増大を図ってまいります。」、とあります。質問の1－3については、「メディアへの積極的なセールス展開・誘致による情報発信に努めてまいりたいと思います。」、そして3点目には、「支援制度の拡充に努めている所存でございます。」、ほとんど前向きに検討するという御答弁であります。ですから、前向きに検討するのはよろしいんですが、私がお聞きしたいのは、本当に前向きに検討して、いつから実施されるのか。また先ほど御答弁の中にも、「財源的な問題がありますので」ということも答弁されました。それも私は頭の中に入っているんです。財源が非常に本町は乏しい、厳しいということもわかつています。わかっているからこそ、質問しているわけなんです。そこでお聞きいたします。この観光振興の第1問ですが、私は特にこの質問の中では、自然、この田舎、こういう環境を再生して、もう一回観光をアピールをする必要があるの

ではないかという気持ちで、趣旨で、質問を申し上げました。こういう質問をする前に、我々は常任委員会の中で、委員長のもとに、我が町の観光は、我が町の農業とか、各常任委員会の所管する問題についていつも話し合いをするんですね。その中で、我が町が遅れている問題、これから取り組むべき問題、どうすればできるという問題、この問題をあらゆる角度から議論するわけなんです。そして、その議論をしてから、これは我が町も遅れているわけだから、違う先進地に行って視察をして、見聞を広げて、本会議で委員長のもとに我が町の観光はどうすればいいんだということを所管事務調査報告という形で委員長報告をするわけなんです。ですから、執行部の皆さんには、特に課長の方々は、ここに参与しておられる方はそれを全部聞いておられます。聞いて、それに対して我々はどうするべきかということを考えるべきなんですね。だから私が申し上げているのは、ほとんど所管事務調査が生かされてないということを申し上げたいんです。我々が先だって、私が環境経済建設委員長のときに、島根県の隠岐の島の海士町に行ってまいりました。この与論島よりも、外界離島で大変な島なんです。だけど、そこは日本全国から注目されているんですね。そこの町長の名前は山内さんというんですが、その町長の発想はすごいんですよ。全国の自治体の首長の方々や議員の方々が全部そこに集中して、視察をして、また教育長の方々とかですね、そしてそこに、海士町に習えということであつてきました。それを私は延々と委員長報告でいたしました。ところがですね、それが全然生かされてない。我が町は確かに条件不利地域ですよ。条件不利地域であるんだけれども、沖縄という大きなパイプがある。鹿児島からの船も飛行機も飛んできている。そういう海士町よりも大変なところじゃなくて、いいところもある。それを生かさないというのが我が町の非常に失態だと思うんですね。海士町の視察の委員長報告も議会事務局にありますから、それを見てですね、ぜひ参考にして実践をしていただきたい。

それから、この間、供利委員長を中心にして鹿児島県の長島町に行ってまいりました。長島町は、自然を生かした観光をテーマにやっているんですね。というのはどういうことかといいますと、長島町には変な岩がたくさんあるんです、ゴロゴロとした変な岩がある。その岩を生かして、公園整備をやっているんです。その公園整備をして、すごい場所になっているんですね。鹿児島県の魅力ある観光地づくりという補助事業があるんですよ。その補助事業を全部長島町がぶんどっていって、使って、町の整備をしている。そういうことによって、それも供利委員長にここで、所管事務調査の報告もさせていただきました。これも全然生かされていない。こういうことは、問題だということを申し上げているんです。何でせっかくあるのに、職員も同行しているんですよ、我が委員会に、一緒に。だから職員も少し考え

ていただいて、検討するんじゃなくて、これから実践するんです、やるしかないんです。そういうことを肝に銘じてしなければなりません。と思うときに、富士川商工観光課長が今年で勇退されるというお話を聞きまして、私は残念ですよ。彼は優秀な男です。もうちょっと頑張っていただきたかった。そこで、富士川課長、あなたにお聞きしたい。あなたも長島町に行きました。あの自然を生かした観光地づくり、魅力ある観光地づくりということで鹿児島県が先導してやっているあの事業に対して、あなたはどう思われましたか。御感想をお聞きしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。

長島町は、公園整備とか、遺跡の後とか、公園整備ですね、それを魅力ある観光地づくりという事業を取り入れまして、これは県営の事業なんですが、この事業をうまく取り入れた観光地づくりをしていると思います。また、その石については河原の石みたいに丸い石がありまして、それを生かした石積み花壇に個人あるいは役場などの団体で植栽をして競ってまちづくりということに励んでいます。

一方、我が与論町はどうなのかということありますけれども、県の魅力ある観光地づくりの事業をお願いし、24年から空港の近く、そしてビドウ、そして観光拠点ということで事業がありますが、今年は県議にお願いして、ぜひこの一番最後にこれまでの事業のひと通りの整備ということで港から空港の間の遊歩道の整備をなんとかお願いしていただき、まだ採択ということはわかりませんが、可能性としては少しあるかなということに思っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） しっかりお願いしたい。

次に移ります。次は、私はこう質問しております。修学旅行の問題、合宿、スポーツイベント、こういうものをさらに誘致するためにどうすればいいかということを今、町長からお聞きしたわけなんですが、先ほどの答弁では非常にインパクトが弱い。これでは、本当の誘致事業はできないんです。また、平成28年度の一般会計の当初予算書の中身を見てもそれなりの予算を計上されておりません。だけど私は、特別委員会においては満場一致、私の気持ちは賛成いたしました。これは、山町長がやろうとしておられることですので、私は与党として、山町長の与党としてですよ、応援したいということで賛成いたしましたが、これは今のままでは甘すぎると私は思っております。どうかひとつ、そこら辺をやろうと思えばできることなんです。先ほども申し上げましたが、修学旅行が14、5校から4、5校になってきているんですね。合宿等も減ってきてる。この実態が、今、我が町にとってどういうことかということはすぐわかることなんです。一生懸命誘客活動をしておら

れる、これからもやるんだというお気持ちもわかりますよ。だけれども、私から見たらほとんど途絶えてきている、乏しくなってきているんです。ということはどういうことかといいますと、日本全国が修学旅行やスポーツイベント、合宿等の誘致合戦なんです。その中で、我が町のやり方というものの特異性を出さないと負けます、条件が負けます。だからそのときには、オンリーワンの誘致活動をしないといけないと私は思っておるんですね。それでは、どうすればいいか。自然ですよ、自然。自然を生かした誘致活動をするんです。先ほど申し上げました。それと、もう1点は、三位一体と申し上げました。観光協会、行政、民間、この三者が一体になって誘客活動をしなければなりません。そう思うときに、久留副町長は以前、商工観光課長をしておられました。彼は、見識は非常に素晴らしい男でありますから、今も何か前に向かってどうしようというお考えがあると思いますが、副町長のこれに対するお気持ちをお聞かせいただきたい。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 本当に観光の誘致につきましては、1日や2日でできるものではありませんので、根気強く多方面からお願いをしていく以外にないと思っております。例えば修学旅行につきましても、行政の我々も直接何回か学校の訪問もさせていただきました。その中で感じてきたことは、担当の先生方の気持ちをいかにしてつかんでいくか。他の島にはない魅力というのをどうやって訴えていくかということが一番問題だというふうに思っています。この修学旅行の減少につきましては、先の韓国での船舶の事故等もありまして、それから大分保護者のほうが船を使っての修学旅行については懸念された部分もあります。しかし、相変わらず根強い人気の学校もありますので、そういうところをもう一度掘り起こしながら、さらに視点を変えて、九州方面とか、いろんな日程の都合もありますので、その辺のことをまた考えながら、担当部署と相談をしながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） これは、しっかりやっていただきたい。

次に移ります。私は、この問題について最後になりますが、メディアに積極的な誘致活動をしていただきたいということで質問しています。どういうことかといいますと、今、奄美大島本島はLCCの格安航空が運行している関係で75万人も観光客がいるんですね。以前は与論島と比較してあまり変わらなかったんです、観光客に関してはですよ、あんな大きな島が。それだけ魅力がなかったということなんです。今度は福岡や大阪からLCCを運行していただきたいという要請をしている

んですね。そして、プロ野球の選手まで合宿に来たんですね。28年の予算審査のときに私は申し上げました。あの三儀山の運動公園を活用して、それ実際に使われている。誘客活動によって増やすことができるためには、最低10年かかりますよということを奄美市の市役所の職員が言っておられたんですね、そういうことをこの間、28年度の予算審査の中で申し上げました。そういうものなんです。例えば、先ほどこの間の予算審査の中でも言いました。田畠局長がサッカー場をつくっておりまます。その誘致の問題でも10年かからないと本当の中身は見えてこないんです。だから、その間は一般町民が不平不満を必ず言います。だけどそれをどうすればいいかということは、この間も申し上げましたが、もう今からですよ、完成してからでは遅い。今から年次的にどういう計画をして、どのようにしてやっていくかということを考えていかなければ遅いんです。ということをこの間申し上げました。そうしないと、せっかくつくった施設が駄目になる。それに対しては、町民は必ず不満が出てきますよ。だから不満が出てくるのを御理解いただくためにも、私たちはこういう計画で、このように行動しておりますということを町民に示さないと、莫大な町民の血税を使うわけなんです。そういうことからしても、早期の取組が必要なんです。だからこの間も申し上げましたように、この誘客活動においては10年後しか実を結ばないわけだから、それに向かって今は何をなすべきかということを考えていかなければ、必ず失敗しますということを申し上げているんです。旧笠利町の総合グラウンドがあります。その総合グラウンドに芝生が植えてあったのですが、変な草が生えて使いものにならなくなつて町民からバッシングを受けたという経緯もあるんですね。そういうことも以前の議会の中では私は申し上げました。そういうことを今やらなければならないということ。そして、それに向かって何をするべきかということをぜひ考えていただきたいということを申し上げて、この観光振興については、随分頭のいい、素晴らしい方々がお揃いのようでございますから、これで終わります。

次に移ります。次は、この少子化というもの。これは、日本全国どこもそうだと思います、少子化に対しては非常に最近は敏感です。何とかこれを止めなければならない。止めなければならぬと誰でも思っているんだけれども、それを止める手段を考えなければならないわけなんですね。考えて、実践しなければならない。止めなければならないと思っているんだけれども、前に進まないじや、これは話にならないわけなんですね。そういうことからして、ぜひひとつこの問題に対しては真剣に考えていきたいと思うんですが、先ほど町長の御答弁の中に、それなりにやつておられると、私もわかります。新聞紙上に掲載され、鹿児島県も、その出産支援に対しては宿泊日数を増やして援助しようと、負担を減らしてあげようと取り組ん

でいただいているわけなんですが、我が町、町はどうするかということなんです。特に教育長は今一生懸命、伊江島などの島外から与論高校存続のために留学生を募集しようということで一生懸命頑張っておられます。その取り組む姿勢はわかります。それは、いいことなんだけれども、一時しのぎなんです。我が町の人口を増やさなければならない、これが基本なんです。そのためにどうすればいいかということが一番問題であって、今そこら辺から連れてきて、帰ったらもうおしまいですよ。それもいいことですよ。だけれども、根本的な問題を解決しないで、何ができるかということなんです。そのために、出産支援に対してはもうちょっと我々は真剣に考えてね、議会も執行部も、いつも町長が言っておられる、シンクタンク、そういうことにたけている町民がおられるわけです。そういう方々をお呼びして、一つの会を組織して、シンクタンクをつくるんですよ。先ほど申し上げました、今度はまたこども園、保育園に対する考え方、医療支援のことなどを、そういうシンクタンクの中で協議していただくんですよ。財源をどこからどう確保するかとともに問題ですよね、財政は厳しいわけだから。それは考えればできることなんです。ほかの市町村がやっているわけだから、我が町だけの問題じゃないんです、これは。そういうことなんです。

そのことを念頭に置いて質問させていただきます。出産支援については前向きに検討されるということだから、出産支援は置いておいて、2番目のこのこども園、小さな幼児を預かって保育業務をされるその教育現場、この現場を、私は教育現場といいつも言うんですが、預ける場所じゃなくて教育現場なんです。これは、教育というべきだと思うんですよね、子供たちの、児童の。それから考えるときに、今我が町のこども園はどうなっていると思いますか。本当に厳しいですよ、実情は。正職員の数、今年は3人採用しました、と言っておられますが、全然足りません。ほかの保育園以外のところを見てください、比較してみてください。全く足りません。これは、私もわかります。それから、臨時職員の賃金、朝の8時ごろから夕方の6時ごろまでですよ、もう気の休まるところはないんです。それを一般職員と比較してみてください。全然違いますよ。そこを我々認識しなければならないのです。これは、山町長が学校現場で一番感じておられたところです。そして、今度は、8%から10%に消費税を上げようとしている。税金は上がり、給料は目減りしていく、生活もしなければならない。その方々にも生活権があるわけですから。我々はこの人たちの処遇を、待遇を考えなければならないと私は思っているんです。お

そこで、いつも本会議場にこども園の3人の園長がいつも出席していただいているが、中には今回の定例会で御退職される方々もおられるようですけれども、今

まで過去の経緯も踏まえながら、これからどうすればいいかという、その自然のお気持ちを3こども園の園長の先生方に一人ずつ、私の一般質問の時間がなくなりますから、簡潔明瞭に御答弁いただければと思います。

まず、年上とかありませんが、我が与論中学校に近い岩山秀子園長からお願ひします。

○議長（大田英勝君） 与論こども園長。

○与論こども園長（岩山秀子君） 最初に御指名していただきまして、本当にありがとうございます。

こども園のことを議会でもこのように取り上げていただいたことを、本当に大変ありがとうございます。御感謝の気持ちでいっぱいございます。御指摘のように正職員の確保、そして臨時職員の待遇に関しては、私も日ごろから改善していく必要があるということを常々痛感しているところでございます。正職員、また保育士の臨時職員を含めましての待遇改善は、人材の確保、または保育の質の向上を図る上でとても重要なことだと思っています。今、こども園は、正職員が少なく、ほとんど臨時職員で対応しているのが現状です。また、今の現状では有資格者を公募しましてもなかなか確保できず、ほとんど臨時職員で対応している大変厳しい状況の中で運営しているのが現状でございます。せめて各クラスに正職員が配置されて、子どもたちの安心・安全な保育が展開され、いろんな子育て支援に対する要望・ニーズも多岐にわたっておりますので、こども園の充実を図ることが一番重要なことではないかなと思っているところです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 茶花こども園長。

○茶花こども園長（阿多とみ子君） 年齢はちょっと若いですが、よろしくお願ひいたします。

ただいまの質問に対しお答えいたします。3こども園の共通するところを答えさせていただきます。

その前に、このような質問をしていただき、幼児教育の現状を話す機会をいただいたことに感謝申し上げます。課長会や町議会議員、町教委合同訪問等の中で現状を伝え、正職員の増員と臨時職員の責任と労働に見合った賃上げや現在の保育環境の改善をお願いしているところです。幼保一元化によりこども園へ移行し、保育的な面、教育的な面、子育て支援など、いろいろなことがこども園に求められるようになりました。反面、予算の削減、予算の縛りもあります。また、勤務状況は正職員と臨時職員の割合が逆転し、2対8の割合であり、正職員、臨時職員ともに責任が重くのしかかっているのが現状です。

このような人材不足、保育環境を改善するためにも有資格者を募っておりますが、責任と労働に見合った賃金ではないためか、応募がないのが現状です。健全なこども園を維持し運営するためには、優秀な人材を計画的に確保し、安定した幼児教育の現場の維持を図っていくことが必要と思われます。今現在、こども園では1年を通して月曜日から土曜日まで週6日間、朝は7時30分から開園し、夕方は18時30分で閉園です。計1日11時間の勤務時間になっております。最終は19時を超えることもあります。このような状況の中、正職員3名から4名で事務もおらず、その他全員臨時職員で構成されております。

こども園の要望としては、一つ、労働力と責任に見合った金額、ベースアップをお願いしたいと思います。

二つ、こども園においては副園長クラスから最年長の保育士の年齢差が21歳の開きがあります。健全な運営を維持するためには、臨時職員の中にも経験豊富で力量があり、周りと協調してやっていけるような優秀な職員もおりますので、中途採用等も考慮していただければありがたいと思います。

三つ、こども園は命を預かる現場です。0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳児の各クラス担任の1名は、ぜひ責任の持てる職員をお願いできればと思っております。現在、6名必要なところに2名だけが正職員で、あとは臨時職員が担当しております。

四つ、その他複数担任にも有資格者の配置が必要ですが、現在不足しているため、県監査より指摘指導を毎年受けております。このことからも有資格者の確保をお願いしたいと思います。

五つ、自然災害が多発としている現在、台風や地震災害などへの備えとして、耐震検査や施設の老朽化に伴う施設の点検整備等が課題だと思われます。

いろいろありますが、安全・安心を第一にし、子ども・子育て支援事業計画の中にも子供は島の力であり、社会の希望であり、未来をつくる力ですと、うたわれております。与論の明るい未来をつくるためにも、議員の皆様方と町当局の皆様方の御力・御知恵をいただき、子供の最善の利益を目指して職員の採用、雇用、適切な人事配置を図り、幼児教育の安定と資質の向上を図っていければと願っているところです。皆様方の多方面からの御指導、御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 那間こども園長。

○那間こども園長（高田りえ子君） ションシシューヤワーチャネーシュルムヌカティ
パナシシミタバーチトートウガナシ重複いたしますので、先ほど阿多のほうからお

話をさせていただいた部分が私たちの願いでもあり要望でもあります。そのほかに、少し私のほうから思いを述べさせていただければなと思っております。

実は、昨年7月に鹿児島県の研究大会がありまして、その中の大島で発表する機会がありました。そのときに、与論のよさを生かした我が園の島の文化、ウンヌフトゥバを取り入れた特色ある教育として発表させていただきました。そのような恵まれた機会に感謝をしつつ、発表させていただきましたけれども、こうして島内だけではなく、もう島外へと走っていかなければならぬ、私たち保育士の現場ではあります。また、理事指導助言、研究保育という役も持ち回りで回ってきます。ただ島内だけではいけない。すると、ますます質の高い保育・保育士が求められている現状でございます。その点もやはり考慮していただいて、採用枠を増やしていくだければと思っています。

先ほどから臨時職員のということが取り上げられておりますけれども、本当に年齢差が20歳ぐらい違うんですね。その年齢差、その期間に採用枠があったならば、採用したことでしょう。できたことでしょう。だけどその採用枠がなかった。この現場で子供の育ちにとっては先輩、中堅、新人がいて、幅広い人が関わって初めて心の育ち、学び合いができる部分ですけれども、その中堅がいないことはとても子どもたちにとっては損失ではなかろうかと思っております。子供の成長は待ってくれません。人づくりは人がなしえるもの。その中堅をぜひ採用枠をつくっていただき、子供たちのために中途採用をしていただければなと思っています。

もう1点だけ、少子化が問題になっていると思います。どうぞその少子化問題でも、この30代の後半、40代の後半ができるわけですから、それもプラスをしながら与論の文化の継承の観点からも、子供とともに与論の文化を大切にする先生をぜひ中途採用していただき、臨時職員の賃金も労働に見合った賃金体制であれば、改善して、受け皿を強化することができれば、積極的に保育に努め、よりよき保育が展開され、島の宝である可能性のある子供たちのためにできるのではないかと思っております。

まだいっぱい述べることはありましたけれども、後からまた話しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 3保育園のこども園の園長から御答弁をいただきました。大体現場はこうだと思います。私もそう思います。ここら辺を我々はしっかりと受け止めて、改善をしていかなければ、少子高齢化に歯止めが利かないと私は思っております。どうかひとつ、この気持ちはこども園の皆さんだけじゃなくして、等しく子どもを預ける方々からも話を私は聞いております。そのためには、安心して子育て

できる島にしていただきたいと思います。

次に進みます。町長、財源が非常に厳しい、医療費の問題は、今すぐにはできないかもしれないけれども、前向きに検討していくという御答弁がございました。私は今すぐにしてくださいということではなくて、これはどうしても財源を伴うことありますから前向きにやればできることですので考えていただきたい。また、この事業は鹿児島市でも既に完全無料化でやっているわけなんです。大阪市でもやっているわけなんです。向こうは財政が非常に潤沢だからと言われるかもしれません、そうではないんです。それをやりくりして、みんなやっているところなんです。奄美の中でもそれをやろうとしている市町村もたくさんございますので、その辺はひとつ前向きに御検討いただきたい。私は持ち時間があと3分しかありませんので、もうちょっと話をしたかったのですが、申し上げたいことは、今現実的に我が町の観光・行政の進め方、あり方、あるいはまたマスコミ等で今言われております例の「保育園落ちた、日本死ね」とかですね、今、東京あたりで大きな問題になって、非常に評判になっている。こういうことから鑑みて、この子育て支援というものは強力に進めていかなければ、我が町の将来、日本の国家にとってもそうなんですけれども、我が町のことを考えるときには待ったなしの解決すべき課題だと思いますので、ぜひひとつ副町長、あなたの仕事ですよ、これは。町長は外交、副町長は内政と言われている。そのことからしても、ぜひ全力を挙げて、前向きに検討だけじゃなくてやるんだという気持ちを持っていただきたいと思います。そういうことからして、私の質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 7番、野口靖夫君の一般質問を終わります。

次は、1番、林 敏治君に発言を許します。1番。

○1番（林 敏治君） 平成28年第1回定例会の一般質問を行います。

1 地方創生対策について

- (1) 人口減少と超高齢化社会に歯止めをかけ地方を創生するためには、早急な取り組みの必要性が痛感されるが、具体的にはどのような手順で、どう計画的に推進していく考えであるか。

2 廃屋の撤去対策について

- (1) 本町は観光地であることから、島の個性的で魅力あふれる恵まれた美しい景観を維持・保全するため、これを著しく阻害し、かつ、防火・防犯上も問題のある廃屋を解体し撤去していく考えはないか。

3 共同墓地の整備について

- (1) 近年少子高齢化や人口減少などで墓のあり方や価値観も多様化してきていることから、墓がない場合には希望すれば島内外からその利用を申し込

むことのできる共同墓地、納骨堂を整備していく考えはないか。

4 緊急医療体制の整備について

- (1) 奄美にドクターへリが導入されることにより、奄美大島、徳之島、三島、十島等全域がカバーされる体制が整うが、本町においては沖縄県のドクターへリや自衛隊のヘリを利用している実状にある。同じ離島や僻地ではあっても、奄美大島を中心とする緊急医療体制とは様々な点で異なることから、地理的に不利な条件下にあることで、離島の谷間となり、緊急医療面で取り残されていかないか懸念される。今後、関係機関と緊密な連携を図りながら、救急医療体制の充実の必要性が痛感されるが、対策をどう講じていく考えであるか。

5 自衛隊訓練場の誘致について

- (1) 昨年は陸上自衛隊が総合グラウンドで通信訓練を行い、今年も陸上自衛隊の音楽隊によるふれあいコンサートが開催されたが、これらの実績も踏まえ、本町を自衛隊訓練場、保養地にすべく、積極的にその誘致を図る考えはないか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、人口減少、高齢化社会の歯止めということでございます。人口減少及び超高齢化問題については、本町において最も重大な行政課題と考えております。本町の人口動態を見ると、社会動態による減少の影響が大きく、特に10代後半から30代前半の若者の減少が顕著となっており、総人口の推移に大きく影響をしております。

このことから、平成27年度に各種推進委員会のもとで策定した与論町総合戦略に基づき、「まち・ひと・しごと創生法」に係る地方創生交付金を平成28年度から平成31年度の4年間において最大限活用しながら、各種施策を推進していくこととしております。

具体的な取り組みとしては、若者をターゲットとした島内外の活発な交流人口の拡大、安心して暮らせる居住環境の創出、協働による生きがいづくりなどの施策を重点化し、事業の展開を図ってまいります。

今後、4年間を本町における人口減少問題や地域活性化の最重要期間として位置づけ、地域特性を十分生かした「ゆんぬ創生」に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次、廃屋の撤去対策につきましてお答え申し上げます。長年にわたって、居住ま

たは利用されてないことが明白な家屋、その他建築物で、良好な景観の形成に配慮した適正な管理を行っていないため、主要な構造部が朽ちて崩れるなど、周辺の景観を著しく阻害しているもの、または防災・防犯上不適切な状況にあると認められる廃屋については、審査会を設置し、現地調査の結果に基づき、解体・撤去に要する経費に対し60万円を限度として3分の2に相当する額を補助金として交付しております。現在、問題のある廃屋等がいくつもありますが、所有者の事情等調査確認を行い、処遇を検討してまいりたいと思います。

次に、共同墓地の整備についてお答え申し上げます。町内における個人墓は、維持管理が行き届いていないものが至るところに見受けられています。また、墓地管理組合について、地域によってはうまく機能していないところがあると聞いております。今後、少子高齢化が進み、人口減少や核家族化が進展していくにつれて、祖先の墓を子孫が守っていくということも難しい時代となってきていると感じているところです。そのような中で共同墓地納骨堂を今後整備していくことが必要であると痛感するところであります。まず、近隣市町村等の先行事例を調査・研究し、設置費用や維持管理費、運営方法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、緊急医療体制の整備につきまして、鹿児島県においては地域医療構想を策定するにあたり、奄美保健医療圏において平成28年12月の運行を予定している県立大島病院のドクターへリのエリアを、トカラ列島、十島村を含め与論までとしたものと認識しております。しかし、現実としましては御承知のように平成18年より沖縄県のドクターへリが奄美で利用可能となり、本町と沖永良部島、徳之島まで運航し、救急救命の任務に携わっている状況にあります。このようなことから、鹿児島県としても地域医療構想の策定を進める必要性に鑑み、ドクターへリの運航の考え方等については沖縄県との協議を行うこととしておりますが、未だ何ら沖縄県からの協議の申し出がない状況にあると認識しております。本町としましては、今後協議の進展を見極めながら、急性期・回復期患者について、地理的に近く医療施設の充実した沖縄県へのドクターへリによる搬送を継続して要望するとともに、関係機関との連携を図りつつ、国や県に対する支援策等について粘り強く要請を行い、安心・安全な救急医療体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊訓練場の誘致についてお答え申し上げます。本町の人口減少問題や地域経済活性化などの解決策において、自衛隊訓練場や保養所の誘致は今後検討していく重要な課題の一つであると考えております。自衛隊訓練場については、部隊訓練の規模による用地確保やインフラの充実、近隣市町村に既に配備されている部隊以外に本町の立地条件に合致したニーズがあるかなど、一定の条件が満たされて

いることが必要であると考えます。また、誘致を推進する場合には、町民のコンセンサスが最も重要であり、今後の誘致活動の動向で町民の自衛隊誘致に対する機運の高まりなどを見極めた上で誘致について検討してまいりたいと考えます。

次に、保養所については財政的な面から全国的に廃止の方向であり、誘致については極めて困難であると考えております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 地方創生対策について、町長の答弁の中で総合戦略4カ年間の具体的な取り組みとして、若者をターゲットとした島内外の活発な交流人口の拡大、安心して暮らせる多様な移住環境の創出、協働による生きがいづくりなどを重点に展開を図っていくとしておりますが、これを早期実現するためには、推進体制、組織づくり、あるいは人事の体制の強化が極めて重要であると私は思っております。そういったことから、どう取り組んで行かれるか、町長、御答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） この人口問題につきましては、本当に本町の喫緊の課題でありますので、関係各課と検討したいと思いますし、またこのたび地域おこし協力隊の方々も見えますので、一緒になって検討を進めていき、若者たちの交流、そして若者が本当に与論でいかにして仕事を見つけて定着していくかどうかということを早急に考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） しっかりと取り組んでいかれるということはわかっておりますが、地方創生はもう全般的に非常に広い範囲でございます。そういうこともあって、できれば地方創生課という新しい課を設置したり、そういういろいろな考え方、アイデアですかね、そういうのが私は大事ではないかと思っていますが、総務課長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御説明申し上げます。

この地方創生に関しては、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて地方創生交付金というのが制度されております。その制度を活用するためには、総合戦略というのを立てて成果をつくって実施・推進することとなっております。それから、その総合戦略の策定に当たっては町民参加、いろいろな組織体制、産官学金労言というのが基本となっておりますが、そういったことで推進体制というの

はしかれております。役場内の推進体制としましては、役場の中で地方創生課とした課を創設することについては、この地方創生というのは、例えば商工観光課だったり、産業振興課サイドだったり、教育委員会サイドだったり、そのいろんな総合戦略をするに当たっては、その課で集中してやるのではなくて、横断的に、各課で今年はどういったことをやるということで進める必要がありますので、今のところ推進体制については横断的な取り組みで、もちろん推進本部というのは当然ありますので、その体制でやっていきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 各課、検討されまして、早期に達成できるようしっかりと取り組んでいただきたいということでございます。

次に、廃屋の撤去対策についてですが、大型台風などの影響で民家の廃屋が県道やヨロンマラソンのコース、そして観光名所など、2、3軒見受けられます。これまでに何軒か撤去したということは聞いておりますが、今後どのような対策をしていくのか。環境課長。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

廃屋の解体については、基本的には所有者が処分するというのが基本だと考えております。その中で、いろんな防災的な見地から危険性を伴うと周りが判断したり、地域の人たちからいろんな御意見等をいただいたときに、その所有者に対していろいろお願いをしながら、所有者からの申請を上げていただいて補助金で対応しておりますので、申請を上げていただいた分について対応しているところですが、今後またいろいろあると思いますので、いろんな条例の整備やいろんなことも含めながら検討していかなければいけないというふうに感じております。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 今後は、町内の廃屋や廃船等も含めて、環境条例とか、それから行政代執行条例などを制定して対策を講じていただきたいという私の要望ですが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 前向きに検討してまいりたいと思いますが、いろんな法整備の中で、その所有者に対して努力をしたり、御相談申し上げたりして対策を講じながら、まずはそれが先だと思いますので、検討してまいりたいと思いますが、法整備については、もうちょっと努力をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 東京あたりでは行政代執行などをして、撤去しておりますの

で、早急に対策を講じていただきたいと思います。

次に、共同墓地の整備についてでございます。墓のない人や墓の敷地のない人、そして一人暮らしでも、墓の心配をすることのないよう、安心して暮らしができるよう、住民のニーズに合った環境を整備していくことも極めて重要であると思います。そういうことから考えて、どう考えているか。町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほどの高田議員の質問にもありました、墓地がある土地というものをもう一度再調査して、町の土地なのか、また個人の土地なのかというのも調査しながら、そしてそこにまた共同墓地がつくれる余裕があるのか、あるいは町民の要望がどれぐらいあるのかというようなことも考えながら、そして今、空いている墓地があったり、あるいは本当に子孫の方々が帰ってこられなくて荒れている土地もあるように見受けておりますので、調査・検討しながら前向きに進めていきたいというふうに考えます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 宇検村においては高齢化が進んで、住民のニーズに合った納骨堂も建設しております。どうぞ調査をしていただいて、ぜひ計画的に検討されるようにお願いいたします。

次に、緊急医療体制の整備についてでございます。今年から鹿児島県本土の市立病院と奄美の県立大島病院のドクターへリを2機体制で準備されているようですが、奄美群島と十島村においては、ハブの咬症患者の対応をするということで、ほぼ固まっております。そういうことも考えながら、また本町においては沖縄県のドクターへリを利用してあります。また、万一沖縄県で緊急患者が出た場合は、与論に向かっているそのドクターへリが引き返すということもあるようです。私は初めて知りましたけれども。与論で緊急患者が出てへリを呼びますと、沖縄県のドクターへリですから、そこで緊急患者が出た場合、飛んでいるヘリが引き返すんですよ。こういうことは私はあってはならないことだと思っております。どう思われますか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私もその話を聞きましてそういうこともあるのかなということです本当にショックを受けたわけでございます。先般の鹿児島県の会議で沖縄県のドクターへリについては、しっかりとした答弁はなかったのですが、自衛隊とか、それから海上保安部については、今までどおり沖縄に搬送するというようなこと。それから、県立大島病院の院長も、やっぱり与論あたりはこれまでどおりになっていくのではないかというような話をしていらっしゃいました。まだ正式な回答では

なかったのですが、その会の中でそのような雰囲気でした。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ドクターヘリもそうですが、悪天候とか、それから夜間の場合は自衛隊のヘリを利用しております。ですから、ドクターヘリを利用するのか、自衛隊のヘリを利用するのか、やはりそこは安全で安心であることを考えますと、どういうような対応ができるかどうか、そういうことも関係機関と十分に検討していただいて、今後またしっかり対策を講じていただきたいと思います。

それから、次に自衛隊の訓練の誘致についてでございます。昨年、防衛省は奄美大島及び沖縄東方海域で自衛隊の有力な維持向上を図る目的で統合訓練を行っております。本町においては陸上自衛隊の西部方面隊が約40名あまり通信演習をしております。そして、総合グラウンドにおいて通信機器や車両等の展示もありまして、多くの町民が見学をしております。また、今年には自衛隊の第8師団という熊本の自衛隊でございますが、ふれあいコンサートを砂美地来館で開催をしております。そういういろいろなこともありますと、町民の多数の方々がお集まりいただき、またコンサートには与論高校生の吹奏楽部が参加をしております。そういうことを考えてみると、やはりこの自衛隊を目の当たりにしますと、やはり実物を見て、本物を見て、やっぱり子どもたちも感動して、次の世代が、夢と希望を持って、恐らく就職も希望するかもしれないというふうに私は考えております。そういう観点から、町長はどうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先日の自衛隊の訓練や、それから演奏会等の話を聞きますと、本当にこの与論の島を利用していろんなことをしていただいたことに感謝するわけでございますが、この件については総務企画課長がいろいろと問い合わせはしているようですので、総務課長に答弁させます。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御説明いたします。

私たちも自衛隊の誘致の件に関しては、わからない点が多々ありましたので、問い合わせをしたりして情報を把握していました。奄美市が今後自衛隊の配置をするということ、それから与那国島でも誘致が始まっていると、予算化も始まっているということだったんですけど、まず自衛隊の誘致については、奄美市とか、もちろん瀬戸内町もなんんですけど、それと向こうのほうは議員連盟とかを組織されまして誘致活動をされたという経緯があるそうです。今後そういう活動をする場合は、向こうの進め方を多いに参考としながらやったほうがいいのではないかという御指

導をいただきました。

一つは、隣の知名町、また喜界町、沖縄も当然ありますし、それから笠利町、近隣市町村にそういういた部隊が配置されていますので、その配置されている以外に、与論町の地理的条件だったり、インフラの問題だったり、土地が確保できるかという問題があったりして、それがどういったニーズが自衛隊にとってあるかというのが一番重要な点だというふうにおっしゃっておりました。そういうことで、今後、これを考えていく場合にはそういういたところを特にまた調査しながら十分に検討したほうがいいかと思います。

それから、保養所につきましては、現在市ヶ谷のほうに防衛省管轄の国の保養所といいますか、そういうのは一つあるということだったんですけど、それ以外についてはすべて廃止、予算措置もしていないということで、保養所の誘致については大変厳しい状況にあると考えます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 4、5年前、護衛艦が来ておりました。そして、大型台風や地震、それから津波を想定した陸上自衛隊と消防署、そして警察署、病院等など合同訓練を計画しておりました。ところが、中国の尖閣諸島の問題で急に取りやめになったんですよ、中止になりました。そういうことも考えてみると、今後、合同訓練なりいろんな訓練所を、これはいろんな訓練がございますよ。現在は通信訓練ですね、通信訓練をやっております。陸海空、いろんな訓練がございますが、この与論に適した訓練をひとつ設定して、緊密に連携を取りながらやっていかなくてはいけないのかなと個人的にも考えております。そういうことから、今後奄美大島も国境、離島という意識を持って、平和で安全を守るためににはやっぱり自衛隊と地域、地元で協力体制を構築することが一番大事じゃないかと思っております。そういうことで、地元と自衛隊とのいろんな今後の課題といいますか、今後の与論の誘致に關することをぜひ推進していただきたい。町長、最後にお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変ありがたい御意見だと思います。いずれにしましても、本当に町民のコンセンサスを得ながら、また自衛隊からもいろんな昨年同様の要望があつたりするときには受け入れて、みんなと自衛隊の活動も理解しながら、またこの島から自衛隊に行く子どもたちがいるように、そういうことからも考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 1番、林 敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの一般質問の中の答弁の中で補足説明の必要があるとのことでありますので、説明を求めたいと思います。

茶花こども園長。

○茶花こども園長（阿多とみ子君） 説明させていただきます。

午前中の野口議員さんの2-2の質疑の中で、私が答弁したこども園の開園時間の説明のところで、「計1日11時間の勤務時間になっております」と説明しましたが、「計1日11時間の開園時間になっております」と訂正させていただきます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今、訂正の説明がありました。これが町長、現実なんですね。現場の声を聞かれて、ぜひひとつ改善をしてください。

終わります。

○議長（大田英勝君） 引き続き、一般質問を行います。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） 一般質問に入ります。山町長も第1回当初予算の一般質問になりましたけど、町長よろしく、ほかの課長の皆さんもよろしくお願ひします。

1 出産・子育て支援策の拡充について

(1) 現在、出産、子育て世代には様々な支援が行われているが、今後消費税の増税や介護保険料の上昇等新たな社会負担を強いられ、家計の負担は拡大に増加していくと推察されます。このため、出産から高校卒業までの18年間に加え、大学進学等による家計負担の軽減が図られるよう永続性のある思い切った支援策の創設等が喫緊の課題であると痛感します。町長は、基本的な政策をどう考えているか。

2 まちづくりについて

(1) まちづくりとは、にぎわいを醸し出すことと言ってもよい。にぎわいのシンボルとして、庁舎の役目は極めて重要であると考える。町長はどういう認識してますか。

(2) 公共交通のあり方とまちづくりは表裏一体の関係にあることから、街の盛衰に大きな影響を与える主要な問題であると痛感されます。本町の公共的な交通政策をどう推進していく考えであるか。

3 公共施設建設等事業の進め方について

(1) 多目的運動広場、いわゆるサッカー場は、計画・着工されてから数年以上が経過している。町長は、公共施設の建設等の事業計画や予算確保のあり方についてはどう考えているか伺いたい。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 皆さん、こんにちは。お疲れ様でございます。午前中に引き続きまして、喜山議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、出産・子育て支援策の拡充についてでございます。お答えいたします。民間調査会社の試算によりますと、一人の子供が誕生してから大学を卒業するまでの22年間に係る費用は、基本的に養育費と各コースごとの教育費の合計が約3000万円になると試算されております。このような多大な家計負担が生じる中・高や大学に進学した場合、多くの学生は日本学生支援機構の奨学金制度をはじめ、各大学独自の奨学金制度や授業料免除制度、国の教育ローン制度等を活用しているのが現状ではないかと考えます。また、一方で地方の所得水準は大都市圏に比べると相対的に低く、学費のみならず家賃、食費、光熱費といった生活費の仕送りをするとなると家計の負担は重くのしかかってまいります。いずれにしましても、奨学金制度は返済義務がある貸与であることから、かかる利子等についてふるさと納税制度を活用した補填や家賃等の助成、支援の基準などについて、支援策の先行事例等を参考にしながら、財政的に許容される範囲の中で永続性のある負担軽減策を前向きに検討してまいりたいと考えます。

次に、まちづくりについてであります。庁舎は与論町における「自治」の拠点として、行政運営・行政サービスの中核拠点であることはもとより、町民の安全・安心な暮らしを支える拠点施設、町民の政策形成への参画のもと、協働・連携したまちづくりの戦略拠点施設としての役割は極めて重要であると考えます。また、庁舎は地域の核となる施設であることから、周辺環境と調和の取れた景観形成や中心市街地などと一体となったまちづくりを果たす役割も担っており、多くの町民や観光客など来訪者が行き交うにぎわいのシンボルとしての庁舎の果たす役割は大変重要であると認識しております。

次に、公共交通の政策についてでございます。公共交通は、町民全てが自立した日常生活を送るために必要不可欠な社会基盤であり、加えて観光客をはじめとする本町を訪れる人の移動の利便性や回遊性を高め、交流を活性化する役割も担ってお

り、住みよいまちづくり、来訪者に優しいまちづくりに密接な関わりがあると考えます。近年、人口減少や自家用車等の普及により、定期路線バスの利用者が激減している状況にあり、利用率の向上や公共交通としての機能維持を図るための方策について、再検討する必要があると考えます。特に高齢者や自家用車等が利用できない交通弱者の利便性向上を図る方策や観光客など来訪者の移動に配慮した公共交通のあり方について重点的に検討する必要があると考えます。今後の公共的な交通政策については、協議会等を組織することにより、調査・分析等を行いながら地域の実情にあった交通システムの構築に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、公共施設建設等の事業の進め方についてでございます。多目的運動広場については、平成24年度に用地購入及び基本計画、平成25、26年度に用地造成、平成27年度に実施計画、平成28年、29年度に建設工事の6カ年計画として実施しているところです。また、公共施設建設等の事業計画については、第5次与論町総合振興計画の実施計画や陳情を採択された事業に基づいて事業規模に応じた実施可能な期間や財源の裏付けなどを慎重に調整し、年次的な事業計画を策定しているところでございます。予算確保については、計画する事業に係る補助金やその他歳入財源を最大限確保することとし、起債発行に伴う事業においては有利な起債の活用を図るなど、財政措置を行っているところです。今後の大型事業の推進にあたっては、特に公共施設の統廃合や規模縮小など必要性を考慮しながら、単年度財政支出が集中しないように事業費の平準化を図るなど適正な事業計画による財政運営に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長と教育長は、教育界からいらしたわけですが、教育の現場というのは、一番子供たちの生活とか、様々なものが教育現場に出てくる場所で、ある意味、児童は家庭の鏡であり、社会を映す鏡ではないかと思っています。町長が校長をされている間に、子育てについてどういう考えを持ったことがあるか。また子育てにおいて教育現場から考えて何が大事かということを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、やっぱりまちづくりは人づくりからと言われるように、子供たちの教育というのは本当に与論の将来を見据えた場合に大変大事なことであるというふうに考えて、普段から考えているわけでございますが、何せ外界離島のこの与論の島では、本当に教育の面、あるいは進学の面とかいろんな方面で本当に財政的に負担が大きいなというふうに考えております。我が島に裕福

な予算がありましたら、本当にいっぱい子供たちの生活、あるいは学習、学問に投資したいと考えるわけでございますけれども、本当に御承知のとおり、大変予算的に厳しいものがございます。それで、できましたらふるさと納税等も大いに今後活用して、その納税で入るお金を何とかして増やしていきたいと思いますし、その財源を教育にできるだけ回せるように、今後また考えていきたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 教育に何を期待するか、まちづくりなのかというところで非常に答えにくいですが、思ったまま答えさせていただきます。

どのことも大事ですが、教育は、島で自分も育ったように、やっぱり将来独り立ちしていく人間を育成することが基本だと考えております。今、どの部分で入るかですけれども、生き抜くためには、知力・体力・気力、そして創造性、困難に立ち向かう力など、その子に応じた様々な教育をさせなければならないと思っております。不足していることも、足らないものも教育の一環であり、それからまた大事に満たされなければならないもの、それも教育の大しさであります。先ほど家庭とおっしゃいましたので、そこだけに申し上げますと、やはり家庭が一番ですので、親子が支え合う、長幼の序というか、親を大事にする気持ちとか、そういったものがまた家庭では大事であり、ないものを一生懸命助け合いながら分け合うということも家庭の持つ大事な部分ではないかと思います。一方で、外側では必要な環境を与えることであるというふうに考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 校長でいらっしゃるときは、そういう考えでもいいんじゃないかと思いますけど、ひとりの政治家ですので、与論町の行政のトップです。町長が校長をされていた時代に政策上、政治上に対していろんな要求もあり、不満もあったと思うんですよ。逆に今は町長自らがその政策実現に向けて頑張っていただきたい。そういう意味で伺ったわけですが。先般、先ほどの野口議員からも質問の中ありましたように、ツイッターの炎上のことはもう改めて申し上げることもなく、2月16日にツイッターで私拝見したんですが、私たちの総務委員会でもこのことについていろいろ話し合われて、大変だということで、先ほどの高田議員からも質問ありましたけど、総務委員をはじめ、本町議員は全員子育て、出産にもっと力を入れてくださいというのが全議員の強い要望だと思います。だからこそ、今度開かれる群島の議員大会においても、本町からもこの要望をすることになっております。ぜひ、様々な政策、あるいはしなくてはならない事業があると思いますが、い

わゆる子育てについてどういう環境づくりをするかということを多面的な立場から、ぜひ精査されて、きちんとした政策を遂行していただきますよう、また予算措置もぜひお願いしたいと思いますので、厳しい中、大変こういう要求をするのもつらいのですが、ぜひもう待ったを言わせない状態だと思います。ぜひ、お願ひしておきます。

昨年12月17日の報道で保育料の減免を受けるには、第1子が小学校入学前であるという条件とか、年収が330万円以下の世帯とか、それから幼稚園に入るための様々な第1子が小学3年以下じゃないといけないとか、いろいろな減免措置に足かせがはめられていきましたけど、来年度からこれについて相当緩和されるということを聞いておりますが、この国の施策もあると思いますが、ぜひ県や国から政策を引き出すための突破口になるような政策というものをやっぱり与論町が先駆けてやるべきじゃないかと。一番言いたいのは、本町は離島で、ほかの地区と比較しても厳しい状況に置かれているわけですよ。そして、なおかつ小児科もない、産婦人科もないわけですよね。だから、そういう様々な意味で離島が背負っている、いわゆる子育て、特に医療関係の厳しい中、ぜひこの辺は少なくとも全面的に国や県でやるべきじゃないかというのが私の考えなんですね。ぜひそのためにも、とっかかりになるような制度を与論町自体から出発すべきではないかと。ぜひこれを課長会なりで検討していただくようお願ひしておきます。

それから、24年の4回の定例会議において、診療科のない就学前の島外治療支援制度の創設について一般質問をしました。その後、また26年4回定例会で高田議員から就学前の幼児の島外通院旅費の補助についても質問されています。ぜひ、離島で、いわゆる診療科のない子どもたちの診療、大変保護者が苦労しています。そのことをぜひ頭に入れられて、制度をつくっていただく方法を考えていただきたいと思います。与論町のある主婦のツイッターの中で、船に乗ってみたら知り合いが多かったが、子連れは病院で、明日那覇から夕方出港の船があるからそれに併せたんだろう。那覇港で夕方の4時ごろ出港で、よる8時ごろ入港するマルエーフエリーがあるんですが、その船で前日に渡って診療して、翌日の昼の船で、午後の船に乗って帰って沖縄に泊まらなくても診療はできるんですね。だから、そういうお金を使わないようにとか、そういういろんな工夫をして保護者の方々は医療費の軽減、治療なんかに努めています。こういう実態をぜひ委員会なり何かで与論島における乳幼児医療とか、小学生・中学生の医療の状況を、費用とか、実態はどうなっているか一度レポートにする必要があるんじゃないかと。ぜひそれを作成して、県や国に提出しておけば、官僚を説得する材料になるんじゃないかと。ぜひその辺の努力は、いろんな事業においてもそういうレポートにする、いわゆる論文化する

という作業がなおざりにされているから、政策要求ができない。また、官僚に対して、いわゆる説得力のある資料がない。だから、ぜひそういう意味でこの辺も現場にいる渦中の皆さんのが理論武装していただきたいと。ぜひそれを要望しておきます。

それについて、副町長、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 大変ありがたいというふうに思っています。以前、琉球エクスプレスの与論寄港についてあったわけなんですが、その寄港にするためのメリットがないということで、やはり今、船が着いておりません。これは、町内でいろんな産業を興して、島外にその作物を出すことによって外貨が稼げるような、これは総合戦略でいかないと、ただ単に医療とかそういった問題じゃなくて、島おこしをもっともっと根本的に考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今、子育て、出産とか、いわゆる子どもを育てる間の、これこそ二十歳過ぎまで親が仕送りしなくてはいけないというこの現在の中で、本当に離島で子育てをするのは大変だということはもう皆様が一番御承知で、いろいろな制度の中で細々といろんな問題があるんですが、例えば認定こども園になった場合に、私立は出生2カ月後、公立は出生6カ月後からしか入園できないという決まりになっていますよね。こういう決まりは、どういうことでこうなっているのか。また、その辺については要望は少ないのか、あるのか。もし課長さん、把握されていたらお願いしたいんだけど、なければ結構だけど。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。

6カ月間といいますのは、仕事を持っておられて、要するに預けて頑張っていくというような形になりまして、基準がございまして6カ月というのは決まっております。また、そういう要望は、今現状としましては多くなっている現状もございますので、先ほどの御質問等にありましたように、充実した環境のもと、スムーズにそういう子どもたちの育成に関われるような形で、園と連携しましてこの辺は対応してまいりたいと考えているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは、ただ例としてあげただけなんですが、現状のお母さん方が要求している内容とか、求めている内容とかに、100%までとはいかなくて

も、できるだけ対応できるように、先ほど厚労省から平成28年度の保育対策関係予算の概要が今年3月1日付けで発表になっていたんですが、これは先の野口議員からも言わされたように、やはりこれだけのいわゆるサービスを行おうとした場合に、どうしても人材の問題が出てきて、人の確保がやっぱり一番ネック。当然、人を雇うのは予算の確保で、それらを網羅した形で解決していかないと、なかなかおいそれとは解決できる問題じゃないと思いますが、国において保育人材確保策についてとか、それから保育補助者雇用強化事業とか、今年になってからかなりそういう施策が相当出てきているような感じを受けるんですが、ぜひこの辺も見ながら、予算確保と、そして人員確保、そして保育の質を高めることも非常に重要じゃないかと思いますので、これについて総務企画課長、予算の点から考えてどんなもんですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えします。

国のそういった保育士に対する支援策というのは、ちょっと私も承知していないところなんですけど、本町においての保育士の今後の増員のことで申し上げますと、これまで与論町役場職員が150名近くいた時期があったと思いますが、かなり行財政改革、いわゆる市町村合併とか、いろんなことがあって、財政改革という下で職員を減らす流れがあったと思います。そういったところで、いろいろな給与のカットだったり、職員の減だったりということが背景にあって、これまで保育士の増員というのがなかなかできなかつたのではないかと感じておりますが、今の現状を見てみると、今後そういった政策、国の施策も含めて、先ほどのまたいろんな体制の問題もありますので、善処していきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 少子化だとか、この保育の問題、出産支援とか、さまざまな問題をずっとこう考えてみると、結局その先に何があるのかといったら、やはり労働者の賃金カット、ちゃんとした給料を払ってないような社会風潮、小泉政権以来、もう何でも切ればいい、カットすればいいというようなそういう風潮が闊歩しているような感じがしてならないんですよ。結局、これだけ少子高齢化てきて、疲弊化してきたかと。その原因を私なりに考えると、簡単な話が臨時職員をはじめ、この非正規職員の使い方、やっぱりブラック企業そのものですよね。ここに全日本自治団体労働組合、いわゆる連合の臨時非常勤等の職員の手引きというのがありますて、それもちょっと読ませてもらって、それからネットのほうを調べると日本全国に740余りの自治体が例規集をホームページにアップしているんですよ。そのホームページから、いわゆる臨時職員とか非正規職員の項目を引き出してみると千差

万別なんですよ、その臨時職員とか、非正規職員の手当のやり方、報酬のやり方ですね、様々にある。ほかの自治体でできるのに、なぜ与論町ができないんだろうかとすごく疑問に思いました。ぜひ、急がば回れではないですが、私、この与論の労働者の方々の賃金を少しでも上げたら、すべて経済は浮揚するのではないか。行政が何をするとか、道路を造るとか、サッカー場をつくるとか、そういう話はさておいて、今最優先課題といったら、今の職員の方々の仕事の能力やその資格に応じてそれなりの評価をして、きちんと面倒を見てあげる、こういったらちょっと失礼かもしれませんけど。そういう考え方で、財政のお金の使い方そのものも根本から考え直さなくてはいけないんじゃないかなと、そういう感じがするんですけど、町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変ありがとうございます。皆様方から役場の職員の給料が低い、あるいは臨時の方々、非正規雇用の方々の賃金が低いということを指摘されて、大変ありがたいと思うことですけれども、いかんせん与論町の財政を考え合わせることになりますので、喜山議員がおっしゃるように給料が上がればそれだけ消費が増え、町が潤うということ、活性化されるということはそのとおりだと思います。今後、財政等を鑑みながら、また税金の兼ね合いもありますので、そういうような検討をしたいというふうにお答えしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。町長、今の非正規とか臨時職員の賃金は安いとかというレベルじゃないんじゃないかなと思うんですよ。最悪。だって、町の平均所得は180万円もいかないんですよね。それで、いろんな施策の中で年収330万円とか360万円というのを基準にした、いわゆる準要保護者の認定もあります。臨時職員で5月の連休の多いときには7、8万円しか手取りがないような状態ですよ。どうして生活していくかというんですか。この臨時職員の給与の問題については、もう何回も取り上げました。私は、本当に真剣に取り組んでいるのか。こういう財政が逼迫している中で、お金を要求する話ばかりで申し訳ないなと思いますけど、やはりどっちを優先した形で政策を行うか、その辺をきちんとわきまえていただきたい。

それから、副町長、ごみ処理センターの問題、それからサッカー場、消防のデジタル化事業など、その辺ずっとここ何年かの大型事業を見ると、島民が豊かになるような意味での投資事業にはなってないんですよ。そして、あの事業を行うことによって、町民にお金が回る、町内にお金が落ちる歩どまりが悪い事業ばかりですよね。その辺も、同じ事業を選ぶなら島内に還元できる大きな事業とか、いわゆる

住民に対してそれだけ将来は戻ってくると、そういうところにウエイトを置いた形の公共工事の選択、それをぜひ考えていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 確かにおっしゃられたこともよくわかります。大型プロジェクトをする中で、もっともっと予算的な見積り、積算の基礎というのをしっかりと持って事業計画をするべきだった点も確かにあるんではないかと思っております。ただ、サッカー場につきましては後ほど教育委員会のほうから御答弁があると思いますが、この島にどういった誘客ができるかというのを考えていたときに、先の南町長さんが与論のスポーツ関連で今一番組織的に充実しているサッカー連盟を動かし、そしてそのことによっていろんな合宿とかが誘致できればということでの事業を取り入れてございます。ぜひ、先ほどの野口議員のほうからの質問もあったわけなんですが、その辺を十分に各課横の連携も取りながら、成果があるような政策をまた一つ一つ持つていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 教育長に伺いますが、準要保護、学校でのいわゆる就学支援ですね、要保護と準要保護がありますけど、準要保護の財源はどこが出しているかということと、与論町の準要保護の審査における項目についてはどういうお考えをお持ちですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 準要保護につきましては、国の補助と県の補助を合わせて町が補助するという形をしているようです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 準要保護については、いわゆるアからテまでありますて、生活保護に基づく保護の停止または廃止とか、市町村民税の非課税、減免とか、いわゆる準要保護にするにあたりその基準を決められているわけですが、この中で与論町は基準における項目というのがいっぱいあって、考えようによっては緩くなっているなという感じで受け取れるわけなんですよ。郡内のある町では、所得が130万円以下じゃないと駄目とか、それ一本だけで切り捨てているんですよ。その点、与論の場合はできる限りすくい上げて、準要保護の児童をもっといろいろしてあげたいという形でされているわけだと思って受け取っているんですが、これらについてもう少し、認定基準についても緩和して、支援してあげられる方法はないものか。その辺について伺ったわけですが、ぜひまたこの辺も教育長、今後調査され

て、ぜひ前向きに取り組んでいただくよう要望しておきます。

次のまちづくりのことについて移りたいと思います。まちづくりと一言でいいますが、課長さん、教育長さんの中で、自分で借金して、自分で店を開いて事業を起こした経験のある方はいらっしゃいますかね、いないでしょうね、それは。私が何を言いたいかというのは、自分で仕事を求めて、自分で借金して、自分で事業を起こすということのその重みとつらさ、やはりこれは起業した経験のある人じゃないとわからないと思うんですよ。なぜそれを言うかということは、この茶花の町にこれだけの店舗数があるわけですよ。いわゆる経営者の方々はですね、見た目はいいかもしませんけど、その店の中からも、自分の営業所からは外に出れない、おいそれと旅行もできない。ちょっと表現は悪いけど、自分で自分のおりをつくって自分で仕事をしているというのが自営業者の宿命だと思っているんです。それとともに、ぜひこういう方が寄り集まってこういう茶花の町というのを形成しているわけですよ。ここに一人でも二人でも人を集めさせていただきたいというのが切なる事業者の願いなんですよ。そういう意味で、私はもういつも言っていますが、役場の庁舎というものは、そういう意味で人寄せパンダとは言いませんけれども、人を集め、町をにぎわす最大限の、最高の、どうしてもなくてはならないものだと思っています。ぜひ、今度の庁舎の建設についても、この辺の視点を忘れてはだかれないようお考えいただきますよう、また検討委員会の方々にも配慮をお願いしたい。

それから、街ならそこに当然人が集まる。集まるためには、足が必要。足というと交通機関ですよね。この今のバスの運行については様々な問題が出ています。私は現在、この質問しているバスについても、公共交通についても、総務委員会でも幾度となく論じられていることを私が代表していると言えばおかしいですけど、一応そういう意味で質問をしていますが、ぜひこの公共交通のあり方は様々な手法が今出ています。先般にもニュースが出ましたが、ウーバーでしたっけ、いわゆる一般の方々がアプリケーションをダウンロードして、その会員になることによって自家用車をタクシ一代わりに使えるような方法がカリフォルニアで出て、今それを日本全国に広げようと、総務省でこのことについて検討したら、タクシー業界が反対運動を起こしてデモを行っておりますが、ぜひこの公共交通機関のあり方とまちづくり、庁舎の位置、建設、すべてこれらは一体化したものだと思うんですよ。これらの論点をばらばらにして論じることがないように、ぜひやっていただきたい。町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かに庁舎をつくる場合も、結局町民の足ということを考えないといけないし、またおっしゃるとおり茶花の街の発展もまた考えていかなき

やならないと思います。いずれにしましても、町民の意見を参考にしながら、いろんな方々のまた意見を取り入れながら、本当に与論町が発展していくようなそういうような施策を今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 乗り合いバスがあるように、今度は乗り合いタクシーだとか、また先ほどいった一般個人の車をタクシ一代わりに使うような、いわゆるウーバーというソフトなんですが、これは3月8日にライドシェアリングの形で安倍政権の規制緩和をしようということでこれが出てきたところで、一般車の白タク行為だからということで、相当問題にはなっておりますが、こういう離島とか島嶼にあっては、今の公共交通の制度ではもう無理じゃないかと。ぜひこの辺も兼ね合わせて、様々な視点から本町の公共交通のあり方を検討していただきたい。これは総務企画課長にも前の総務委員会でお願いしたわけなんですが、交通政策基本計画の策定、これらをすることによって、いわゆる総務省への補助金の請求とか、あるいは計画立案のためにいろいろあるわけですよね。この交通計画を今後どのような方向で持っていく考えか。それと、一般会計予算書の中では、バスのことについては、いわゆる補助金という項目になっていたわけですね。前回までは委託料という形。委託料という形と補助金という形で、どういう法的なものとか、次の展開においてキャスティングボードを与論町が握って公共交通の計画策定にそのハンドリングができるのか。その辺についてはどんなもんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えしたいと思います。

まず、交通基本計画についてですが、やはり今路線バスの現状を見てみると、県道だけを回っているというのと、高齢者、島の真ん中あたりにいらっしゃる方々、そういう方々にはその利便性がないということで、その交通路線の見直しも必要だというふうに思います。また、これは全国的にもそうかもしれないけど、定期路線バスに合わせたコミュニティバス、そういうことも検討することが必要であると。もう一つは、デマンド交通ということで、予約してやるシステムだったり、先ほどの喜山議員の新しい個人の車をタクシ一代わりという話もありまして、その地域に合った、与論町の実情に合った交通体系というのをまた協議会等で組織をして、その基本計画をつくり、改正すべきところは改正していきたいと考えております。

それから、もう一つはその補助金、一般会計予算の中で今回当初予算に補助金として計上しておりますけど、補助金と委託料の考え方としては、委託料の場合は与論町が主体であり、結局お願いする、どこかにお願いするということですので、あ

る程度こちらの裁量、そういうものが掲げられるということだと思います。逆にその補助金の場合は、補助金を受ける側が主体になって、そこに主体といいますか、ちょっとお金が不足するので補助金を出すということになりますので、どっちが主体であるかというその度合いでいきますと、補助金と委託料の違いはあると思います。今回、補助金で計上してはいますけど、この考え方からいきますと委託料のほうが正しいのではないかというふうに思っており、そこは見直しをする考えであります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） わかりました。こういう今の制度はいろんな意味で制度疲労を起こして、新しい時代を切り開こうという中で旧態依然とした制度や決まりに足かせられて、革新もできない、また新たなイノベーションもできないと。そういう中で、ぜひ行政が主体的になってその辺を進められるように、そういう環境づくりは今からきっちり確保していただきたい。そういう意味でも、委託事業の形にしておいて、次の要請に応えていく準備をしなくてはならないと、そう考えております。

先ほどの質問にもちょっと戻りますが、まちづくり、いわゆる庁舎問題でも、この交通政策基本計画の中にも、いわゆる豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現という項目があって、やはり国の施策基本法の中の25条の中に、まちづくりの観点からの施策推進という項目が出ているんですよ。要するに、やはり街をどうするか。昨日の南海日々新聞を見られたと思うが、大和村でしたか、コンパクトビレッジ、いわゆるコンパクトに集約した町を形成しようということで、今回の総合戦略の中にこの事業も入れてありました。いかにばらけることがないように集約化することによって、経済効果とか様々な賑わいを醸し出すという大きなメリットもありますので、ぜひこの交通政策とまちづくり、庁舎の位置問題、または庁舎の建設のあり方ですよね。だからその辺も総合的な視点でぜひ検討していただくよう要望しておきます。

これについて、建設課長、何かありますか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） ありがとうございます。まさしく地域の交通、公共交通というのは、買い物、通勤など、そして公共施設の利用、そして観光名所の案内など必要不可欠な移動を提供するもので、まさしく地域の暮らしを支える公共サービスでなければならないと思います。人が移動することにより、街がにぎわい、そして少子高齢化の進展により高齢者の自立と、そして社会参加が重要な課題となっている中で、地域交通の衰退というのが高齢者の移動を制約して外出機会の喪失にもなりかねません。特に高齢者の自立を支援して社会参加を促進するためにも、この地

域交通政策が必要になってくると思います。これから、私どもの建設課サイドにおいても、自家用車の普及により交通事情が非常に多様化している中で、主要幹線道路につきましても、この地域交通政策を含めて緊急車両、そして消防車両、そして救急車両、福祉車両が安全で快適な運行ができるよう整備していく必要があると考えます。

喜山議員の御提案につきましては、真摯に受け止めて、関係機関へ陳情要望活動を通して取り組んでまいりたいと思いますし、また議会の方々がこれまでに県議会や関係機関のほうに陳情要望を活動として取り組んでいただいた諸事情と含めて、本懸案事業についても今後とも御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。3番目に移りたいと思いますが、道路整備においても、やはり一番主要な道路として、特に私がこのごろもう少し何とかしなくてはいけないんではないかと思う道路は、空港の信号のあるところからプリシアへ向かっての区間ですが、それとトンネル内でのこぼこ道路の整備は今度終了するということで事業の計画にも載っています、大変ありがとうございます。ぜひ主要道路は、議会の怠慢と言われたらなんんですけど、県道にでも昇格してもらうとか、その辺の必要もあるんじゃないかなと。ぜひ、主要道路はどこのラインとどこのラインだ、そこをどういう形で整備するという形の将来に向けた道路のあるべき姿という、執行部側からのそういう青写真があってしかるべきだと。ぜひ、今の建設課長の御意見を伺って、ぜひ進めていただきたいと思いますので、また町長のほうも県へいらっしゃる折りには、ぜひその辺も含んでいただいて要望していただきたいと思います。

先ほどのですけど、これ昨日の新聞の4面ですかね、コンパクトビレッジ、宇検村ですね。いわゆる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、コンパクトビレッジを目指すということになっていますが、ちょっとここを注目してみたいなと思っています。

次に、公共施設のことに関してですが、何もサッカー場がうんぬん、くんぬんということで出したというわけじゃないんですが、やはり議会で採択されたとはいえ、町民からの様々な意見は今も絶え間なくきております。この財源の確保のあり方について少し問題があるんじゃないかなと。今回のごみ焼却の件もそうですが、きちんと財源裏付けもないままに事業を出されて、それを採択して、進めて、いろいろ今回はたまたまそういう金子先生なり、県のお陰で何とかできましたけど、今回のサッカー場の予算ですね、これについては今後どうされるつもりか。

それと、これだけ過疎債をこの事業に使ったときに、先ほど述べたように、ごみ

焼却施設の建設費からどれだけ与論町に落ちるんだろうか。プラント事業でほとんど、装置作業なもんだから、ほとんど島外へ出ていくお金が大きい。そういう感が否めないんですけど、副町長、今後こういう公共事業をされる場合、その財源のあり方、あるいは今後の返済のあり方、いわゆる公債比率の問題とか、この辺をどう見られているか、少し説明をいただきたいんですけど。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） このことにつきましては、随分前から議論もされておりますが、すべて町が運営するものについて使用料あるいは入館料も含めてなんですかでも、無料とか、低額に抑えられた経緯があります。現在の財政を見てみると、今後、多くの大型プロジェクトが見込まれておりますので、ぜひ少額でも町民の方々には、やはり痛みを分かち合っていただいて、何とか御負担もしていただきながら、この局面を乗り切っていかなければというふうに思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今後、これらの返済が始まる2年、3年後はもちろん、今までのものもあるわけですが、借金が10億円でしたっけ。我慢して済むような状態で済むならいいと思うんですけど、例えばごみ焼却の問題でも、以前から一般ごみについては、いわゆる住民負担を求めるということで検討会が開かれていますよね。ここ何年かこれ開かれてない状況。一般町民に痛みを求めなくてはいけない事業もあるのに、それをほったらかし、事業はばんばんやると、このお金はどこから来るんですか。この辺の説明が全くなおざりにされている。今後、町民に対してどれだけのどういう負担が来るのだろうか。また、今後の住民負担のこともきちんと説明していかないと厳しいんじゃないかと。昭和40年代、50年代につくったいろいろな公共施設、先ほど質問があった、いわゆる寺崎の防波堤・防潮堤、土木関係から建築関係、すべて40年、50年、もう55、6年ぐらいの年数を経過している建物とか施設がほとんどになってきているわけです。だったら、これらに対してどういう計画を立てているかというと、何も出でていないじゃないですか。財政計画も何も出でていない。もうどんぶり勘定もいいところ、やりたい放題。これで、島の財政が保ちますか。給食センターのこととか、いろいろ計画されていますよね。どういう形で今後対応されるつもりか、その辺をきちんと示していただかないと、町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山元宗君） 今、仰せのとおり、あっちこっち本当に整備を要しなきやならないところがいっぱいあるというふうなことも考えております。それから、給食センター、それからごみ焼却炉、それから多目的運動場、いろんな整備が次々出てき

ている、もちろん庁舎の問題もです。そういうのを、さっき申し上げましたように、偏りがないように、全体的なことを考えながら進めていければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 最後にお願いしたいのは、前にも述べましたけど、これらは公事事業をするときに町民からの意見を伺う。ぜひ、先ほど町議員からも言われました。やはり町民からの意見を真摯に聞く、あるいは陳情書が出たら、はい、そうですかということで、後は行政はやりたい放題、何をどうつくるか勝手じや駄目じやないですかとか、やはりこういう陳情があってもこういう形でこういうものをつくりたいけど、これではどうですかという形まで踏み込むべきじやないかと思うんですね。その辺もぜひ併せて住民との意見の交換、住民の知恵を得ながら、ぜひ事業を滞りなくまた進めさせていただきたいと。ぜひ、財政規律を設けて、もう少し厳しい視点が必要じやないかと、そういうことを強く申し上げて一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、8番、麓 才良君に発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成28年の第1回定例会における一般質問をいたします。

子育ち・子育て支援についてであります。午前中からも論議がありましたように、今回、一般質問で野口議員や喜山議員をはじめ子育ち・子育て支援について質問が重なって、多くの論議がなされておりますことは、国づくり、まちづくりにおいて極めて重要な課題であるということの表れだと思います。子育て支援の課題の一つでありました離島出産支援が県やまた町も一步踏み出したことは大きな前進であると考えますが、またある面、当然のことが行われたということでもあろうかと思います。関係各位の皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

また、野口議員と現場の園長との論議の中で、保育士の待遇改善や人員増については大きく論議が交わされました。私も聞きながら感慨深い思いをいたしました。このことが今回大きく前進するものと期待しておりますが、こういう受け止めでよろしいですよね、町長。

それでは、私の一般質問を進めてまいります。島づくり・国づくりは人づくりからと言われております。私は、この人づくりは三つ子の魂百までと言われているワラビからとの思いで質問させていただきます。

1 子育ち・子育て支援対策について

(1) 山町長も施政方針の中で、「こども園・小学校・中学校・高校との連携を充実させ、心の教育、ユンヌフトゥバ学習、英語学習などにおける一貫した教育の推進に努める」と幼・小・中・高一貫教育の充実をうたっておら

れます。

そこで、第1点といたしまして、子育ち・子育て支援を充実させるため、こども園に保護者の集いを組織されて、情報の共有や課題の研修等を行い、小・中・高のPTAとの協働体制をつくり支援していく考えはないか、お伺いをいたします。

(2) こども園の保護者やこども園に通園させていない保護者も支援対象に含めた上で、保護者の集いをコーディネートする担当を設けて、子育て支援員や適任者を委嘱して、園・家庭・地域、小・中・高等の関係機関との協働体制の環境を整備充実していく考えはないか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 子育ての支援策について、2つほど御質問がありました。

まず、第1点からお答えしたいと思います。現在、こども園では各クラスの保護者の中から、会長、副会長を選任して、主に園内の諸行事、開催時の準備運営等について協力をお願いしております。小・中・高のPTAのような組織体制をとってはおりませんが、教育委員会及び子育て担当課、保健センター等が連携を取り、情報の共有に努めています。

そのような中で、課題の研修等については、保護者に対する学習、研修会等が十分なされているとは言えない現状にあります。このようなことから、今後、地方創世、子育て支援、福祉促進事業等を活用した研修会や講習会を開催し、こども園、小学校、中学校、高等学校の枠を超えた支援について相互に学び合い、連携を深め、子育て支援の充実を図ってまいります。

次、2点目でございます。本町の子育て支援については、教育委員会及び子育て支援担当課、保健センター等を通じて、すべての子育て世帯が子育て支援を円滑に利用できるよう情報提供や相談支援、関係機関との連携調整を行っているところであります。今後、子育て世帯の要望、個別のニーズを拾い上げ、さらに子育て支援を充実していくためには、公的機関だけでなく、子育て支援員や子育てコーディネーターによる保護者にとって身近で集いやすく、日常的に利用でき、かつ当事者目線の寄り添い型の支援を行う相談機能を持った民間施設の設置運営が必要であると考えます。子育て支援員、子育てコーディネーターの要請・確保を積極的に進めながら、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、子育て支援の充実に向け取り組んでまいる所存です。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今回、このような形で質問をさせていただきましたのは、前からもいろんな形で論議をさせていただいておりますが、どうしても0歳から就学前までの幼児の子育ち・子育て支援というのが島づくり、人づくりの一番の根幹であるということを実感してきたからであります。そういう中で、よく見てみると、きちんとした統一された組織化がされていないというのをよく感じます。また、こども園に一元化するときに、文部省関係、それから厚生省関係、そういうところが一つになった関係もあるからではないかとは思いますが、ここを今一度本町なりの、与論なりの形で一つのきちんとした筋を通していく必要があろうかと思います。そういう中で、やはり子どもを育てる、子育ちを支援するということは、家庭であり、それを預かっていただいている園であり、それを取り巻く地域であり、そしてまた次に上がっていく小・中・高であり、そういうところの連携がどうしても必要になってくるだろうと。そうした場合に、それを踏まえて考えていくと、保護者の、皆様方の共通理解、情報交換、そういうものを行っていくことによって、別の観点から指摘されております子育て支援の窓口を設けてほしいとかという、そういうことについても、そういう保護者の集いの中で話し合いをされ、同じ思いを抱えている保護者同士の連携を深めていくことによって、改善していく面が大いにあろうかと思います。そして、そういう状況を想定していった場合に、こども園でそういう親の集いを組織して、それを運営指導していく場合に、今の園の人員でそういうことができるのかということは、これまでの論議でも明らかに難しい状況だと思います。だから、2点目に上げました、そういうところをサポートしていく、そしてコーディネートしながらネットワークを構築していくためのそういう担当をきちんとした仕組みとして設けていくことが必要であろうと思います。そういうことで、子育て支援員や、あるいは適任者をそのコーディネート担当として設けて、そこで連携を深めていくと。そして、親の、保護者の集まりにしても、昼の時間帯に集まれる方々と、夜の時間帯に集まれる方々と、その集まる時間帯も様々ありますので、そういうところの工夫というのもそのコーディネートされる担当の方々にしていただき、そして来られない方々に出向いてお話をされるとかというような、そういう形で進めていく必要があろうかと思います。そして、これは、この園の保護者の方だけではなくて、今、医療関係になると保健センターとか、就学前になると教育委員会とかいろんな関係との連携も出てまいりますので、そういうところまでこういう方がパイプをつないでいく役割ができないかなということであります。そういうことで、今回、そういう方向で取り組んでいくという答弁をいただいておりますが、まとめられたこの答弁をいただきましたけれども、今回、現場の実情というのをこども園の園長がお見えですので、会長、副会長を決め

られて、行事のたびに話し合いをしていただき、協力いただいているということであります。それぞれの園でまた趣が違うところもあるうかと思いますので、それぞれのところから今の現状をお伺いさせていただきたいと思います。そして、今、私が話したことについてどういうお考えか、併せてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 那間こども園長。

○那間こども園長（高田りえ子君） 先ほども阿多の方から現状としてはお話をさせていただき、一応3園の気持ちは一緒ということでさせていただきました。現状としては、今の体制としては難しいなと思っておりますけれども、それもまた工夫次第では今のところは、私の園では地域の皆さんとともにということが私のモットーでもありますので、地域に支えられて、三者連携ということで常に行事のたびにお越しくださったり、私たちがまた出向いていろんな行事に参加をしているということで、させていただいているわけですけれども、今後私たちがこうして私と岩山が退職ということで園長として職を抜けますと、どうしても今のところ、私のところは職員が1年間育休ということで2人の体制なんですね。そういう部分では難しいかなと思っているところですが、これは今後とても大切なことだと思っておりますので、こういう人材育成とか、そういう確保ができましたならば、現場の声を聞いていただいたり、また現場に足を運んでいただいて現状を改善していくならば可能になるんじゃないかなと思っています。今後、また子育てには十分大切な部分だと思っていますので、こういう改善をしていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 茶花こども園長。

○茶花こども園長（阿多とみ子君） 貴重なお話をありがとうございます。先ほどもありましたように、この会長、副会長、各クラス2名ずつ選任して、1年間の行事等でお世話になっているんですけども、ほとんどは運動会等での協力であったり、そういうもので保護者との連携を取っております。こういう子育て、やっぱり社会の、地域の協力があってこそ地域力で子育てをするという、そういうことがとても今は大切ですので園でも一生懸命保育しておりますけれども、また家庭とも連携を取り合ってやっているところです。こういう幼児教育の現場の基礎が、しっかりとした体制が、職員の確保、その体制が整えられれば、そういうことはまた望ましくやっていければいいかなと考えているところです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 与論こども園長。

○与論こども園長（岩山秀子君） こども園に子供を預けていらっしゃる保護者の皆様というのは、朝早くからの出勤で、また一番手のかかる0、1、2歳児を抱えていらっしゃる保護者の皆さんのがほとんどです。確かに小学校、中学校、高校のようにPTA組織というのがこども園にはございませんけれども、先ほど他の園からもありましたように、各クラスに会長、副会長を選任して、行事のときにまた御協力いただいているのが現状です。やっぱり、子育て支援、地域全体での子育て支援という観点から見ますと、こども園での職員体制をしっかりと整えて子育てにかかわる、また各関係機関が強力に連携をし合って地域の子育ての活性化へつなげていくことは、本当に大切なことであり、今後の課題だと思っております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） ありがとうございます。今のこども園にもう一つの視点を入れてみたいと思います。幼児の子育ち・子育て支援というのは、療育の部門と表裏一体であります。子どもに問題がある状況というのを早く気づき、そしてそれにしっかりと温かく対応していくことが必要だというふうに言われております。そうすると、たくさんの目や手が必要になってまいります。問題を早く気づいてあげるたくさんの目が必要でありますし、そしてそれを温かく握りしめてあげるたくさんの手が必要です。そして、また優しく包み込んであげる多くの胸が必要であります。今、午前中から論議がありましたように、正職員、臨時職員、今の状況ではそういうことからすると非常に現場の状況、またこういう療育と子育ち・子育ての一体感というのを考えにくいと、たくさんの方々がそこに携わっていくという工夫を、仕組みづくりをしていかなければいけないということになります。そういうことを踏まえて、先般私が論議したのが、子育て支援員の制度が今回から設けられておりますので、きちんとした形で講師をしていただき、そういう方々が現場の保育士の方々と一緒に子どもたちに対応する流れをつくっていただいたらどうかということをお話ししたところであります。それで、今回子育て支援員の講習の募集もされておりますが、3名かそこらということで聞いておりますが、この子育て支援員の講習の流れについて、またその考えておられる方向性についてお伺いをさせてください。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 子育てに関するアンケートを見ますと、地域行財政の不安ですか、また誰にも相談する人がいない、それから子どもは親族、知人等の、誰にも見てもらうことができないなどというような子育ての不安感、孤立感といいますか、そういう保護者の姿がうかがえるところでございます。また、そのた

め教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、また在宅の子育て家庭を含むすべての子供、子育て家庭の不安感ですとか、そういう孤立感を解消しまして、妊娠期間を安心して、また喜びを感じながら子育てできるよう支援することは重要だと考えているところです。そのようなことから、今度新しく内閣府及び文科省の子ども・子育て支援交付金事業というのが新規にございます。そういうのを活用しまして、まずは利用者支援制度への要請ですとか、確保を図りつつ、保護者や通園させていない保護者も支援対象に含めた組織をコーディネートしてもらって、各園持ち回りなどを検討しまして、その中でいわゆる教育、保健、保育等の子育て支援の情報提供ですか、それから必要に応じた相談助言等を行ってもらうとともに、関係課との連絡調整を担ってもらうというふうなことで、今度そのような事業を活用しまして支援員の研修等の募集を行いながら、人材確保に努めていきたいと考えております。

また、先ほど町長がおっしゃいました中で子育て支援促進事業というのもございます。その中で、同じようにこども園の方々、就学前の子供、こども園入学前の子供を持っている保護者ですか、またこども園に入園させている当事者の保護者の皆さんとか、そういう方々を対象に悩みごとの相談、出産、食事、それと病気等、育児に関わる相談支援などを実施するための、そういう方々を募集しているところでございます。現在、4地区に2名ずつという形で募集をしておりますが、今4名から5名ほどの方々が応募されております。子育て支援員の方々とまた連携を取っていただいて、そういうふうな組織の整備ですか、それからもうもう相談事業についてまた勉強を深めていくように、私どもも同じようにそういう形でまた研修等を行なながら支援をしていければと考えているところです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） このことについては、いろんな関係機関とも協力をし合いながら、新しい仕掛けをして、仕組みをつくっていくということありますので、町長、ぜひ、今の段階で各部署でこういうことをします、こういうことができますということはなかなかすぐには出てきにくいところがあると思いますが、こういう視点を持って、ぜひこれを形づくり、仕組みづくりをしていくという町長の強い思いで、引っ張っていただきたいと思います。そして、このネットワークができたら、これは動いていきます。動いていくと、与論ならではの人づくりの仕組みというのがきちんとした形でできてきて、そのときにこそ、私たちは大手を振ってこの与論は、幼・小・中・高一貫による教育をする島ですよ、生涯学習の島ですよということができるのではないかというふうに思います。今は、小・中・高一貫教育という

のはきちんとした筋が通ってなされておりますが、そこに幼を付けてくると何か決められた会合をたまにやっていますよということであり、与論町独自の仕組みというのがそこに通されてないわけです。ぜひこの児童の子育ち・子育て支援というのをしっかりと形づくって、一貫教育の中にきちんとした筋が通っていくように、ぜひ町長のリーダーシップをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。実は、先日、若いお母さん方と話をする機会がありました。そのお母さん方が子育てのチームをつくっていろんな悩みを打ち明けあっているというような話がありまして、そのことがこども園から、あるいは小さな子供たちからこども園、そして小学校、中学校、高校と、子供たちを育てる、そういう学校、学年の枠を超えて、悩みを打ち明けるような、そういう組織をつくりたいというような話がありました。大変ありがたいなというふうに思いますし、またそういう組織ができたとしても、これをコーディネートする、やっぱりコーディネーターが必要じゃないかなというふうに思います。そして、こういう人たちのために、またその話し合いの場を持ったり、あるいは講演の講師の設定をしたり、いろいろそういう講演会をもったりというようなコーディネーターの要請を急いでしていきたいなというふうに考えますし、前向きに検討していきたいと思います。特に、先日のヨロンマラソン等でも中学生のボランティアの様子を見まして、ああ、与論の子どもたちはここまでこんなに成長したのかな、やさしい心が育ったのかなと、感動する場面がありましたけれども、やっぱりこれは小さい頃からの思いやりの心、こども園でのしつけのたまものじゃないかなというふうに思つたりするわけですけれども、本当にこういうふうに、とにかくこども園でのしつけが、中学校、高校に行って花が開くというところを見ると、大変ありがたい、うれしいなと思うところです。ぜひ、前向きに検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 町長の決意をいただき、大きく期待をするところであります。

さて、今、町長のお話の中にもお母さん方がそれぞれ集まっていただいて、そういうそれぞれの悩みや情報交換をされているということがございましたが、まさしくそういうことを一つの仕組みとしてつくっていくということだろうと思います。そして、私がいつも口癖のように言うはめになりましたが、早寝・早起き・朝ご飯は3歳までと。私はそれに歯磨きまで付け加えたら、早寝・早起き・朝ご飯・歯磨きは3歳までと、この基本的な生活習慣というのが3歳までにつくられていったら、そこに子どもたちの個性というのがしっかりと輝いてくると思うんですね。個

性の輝きというのは、人としての基本的な生活習慣というのがきっちりと幼児のうちに、子どもそのものが成長していく過程の中できっちりと備わってきたときに、その子どもの持つ個性というのが、さらに大きな輝きを持ってくるのではないかと思います。ですから、この3歳までの間の早寝・早起き・朝ご飯・歯磨き、こういうものをきちんと子どもたちに、生活の流れの中で捉えていくためには、どうしてもその保護者の方々との連携が必要になってくると思います。そして、またこれを指導される方々との連携も必要になってくると思います。御存知だと思いますが、子どもたちの睡眠時間が今非常に短くなっていると、パソコンとかスマホとかそういう関係に費やされる時間もあって、子どもたちの睡眠時間が1時間ほど短くなっている。この1時間というのが大きな問題であると。子どもたちは寝ているときにいろんな形で学習したものとか、そういうものをさらに吸収して、しっかりしてものにしていくということで、睡眠をきちんと取るということが子どもたちの成長にとって非常に大事だということを指摘されておられます。そういうことからすると、この早寝・早起き、そして朝ご飯を食べてきちんとして出掛けていく、そして乳歯をきちんと歯磨きをして永久歯にそのまま変わっていくという、そうすると先ほども、前からも論議になっています医療という面においても非常に大きな影響を与えてくるだろうと思います。そういうところからして、ぜひこの保護者の皆様方の集いの中で、いろんなことを共通理解し、情報交換をしていくということは非常に大事な観点だということで考えておりますので、ぜひその点を御理解いただいて、積極的な推進を期待しております。

さて、もう1点、こども園における人員増についてなんですが、先ほどたくさん目の目や手や心が必要ですというのは申し上げましたが、なぜそれほどまでに子供たちには人手、ぬくもりが必要かというと、まさしくこれですよ。与論のこの昔から伝わっているこの言葉です。「ワラビトウミャーヤピチュヌキムミュン」という、ここです。子供に温かい思いで受け取ってもらうには、一人一人にゆっくりとした時間で対応していくようなそういう現場が必要なんです。だから、午前中から論議しているこども園における人員の配置というのがなぜ必要なのか。そこに子育て支援員とか、私ども与論町独自の仕組みをさらに付け加えて、与論ならではというところを構築していくというのが、非常に大事な観点ではないかというふうに思います。そういうことで、先ほども申し上げました療育と子育て支援は表裏一体である。そこで、問題のある子どもたちに早く気づいてあげて、その子どもにゆっくりと温かく接してあげることによって、その子どもは成長するにしたがってその問題点を解消していく、就学のころには普通の子どもたちと一緒にできるということが多いあるということがもう指摘をされているのは御存知のとおりであります。そ

ういうことからしますと、やはり私たちはこの三つ子の魂百までも、3歳までの間の子育ち・子育て支援というのをしっかりとしていく必要があると考えます。そして、これが学校教育の流れにきちんと組み込まれていく必要があるというふうに思います。教育長、思いをお聞かせください。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。まさに私もそのように感じております。やっぱり教育立島になるためは、早寝・早起き・朝ご飯プラス歯磨きと併せて先ほどの幼児教育についても本当に大事なところだと思いますので、私たち教育委員会のほうからも福祉行政とともに力を合わせて、連携を密に行って、0歳から5歳までの間に受けるべき、親が受けられる研修をまた一緒にやっていくというような方向で連携を図っていかなければというふうに課長とも話をしておりますので、充実に向けて頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） もう1点申し上げたいと思います。前からお話をしていることがあります。今は家計の状況を顧みると核家族の所帯が多くなっており、三世代同居というのが大変少なくなってきております。子どもたちの成長においては、三世代、じいさん、ばあさん、そういう世代の方々の触れ合いというのが非常に大事だというふうに思います。私も自分の孫を対応しながら実感をするところなんですが、親の世代というのは間が取りにくいんですね、子どもに対する間が取りにくい。時間があるからもう行かなくちゃいけないとかということで、子供のほしいときにはほしい間を与えることができない。祖父母になると、その子供のほしいときに間を与えることができる世代だというふうに思います。子育ちで一番大事なのは、この間という、待ってあげる、このことが非常に大事だと言われておりますが、この待ってあげられる世代のじいさん、ばあさんの世代が、ぜひ子どもたちとのふれあいの場に多く、また日常的にあってほしい。そういう思いから、子ども支援員の資格をじいさん、ばあさんたちに取っていただいて、きちんとした形で保育士の方々と一緒にそのこども園に入って子どもたちとふれあいをしていく。そういう中で、島のいろんな話であり、言葉であり、いろんなものを子どもたちに接してあげる。要するに言葉は1歳から2歳、3歳までの間に洪水のように浴びせてあげる。そのことによって、聞く力ができるてくる。そしてまた、話すことができてくるということですが、今、島口のことを捉えたときに、私はこの視点を大事にするべきだというふうに思います。町長の施政方針の中にもユンヌフトウバ、英語学習ということがありましたから、あの島口を聞くことができる世代をつくっていく、予算質疑の中でも申し上げました、そういう聞く、理解する世代ができれば、この島口で

英語を教える取り組みができるんじやないですか。島口で英語を教えるということもできないことはないと思います。そういうことで、ぜひ、じいさん、ばあさんの世代をこども園に一緒に連携できるような方策というのも、ぜひ考えていただきたいと思います。これこそ、形を変えた島ぐるみの3世代の育成だというふうに思いますし、各家庭でできなければ、島ぐるみでそういう形をつくっていく、これが町であり、私ども議会の一つの視点であり、役目でもあろうかというふうに思います。この点について、教育長のほうにお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 俗に言う、今育児というのがござりますね。今おっしゃるとおりの部分がございまして、余暇ができたじいちゃん、ばあちゃんの子育てへの関連、そういうものの研修会もテレビではよくされております。島にいらっしゃるお年寄りの方々を、先ほどの福祉講演会とも含めて、子育てに関する研修会等への参加もしていただきながら、豊かな子育ちのためにじいちゃん、ばあちゃんとして何ができるかということも、町民の先ほどの教育立島へのまた大きな一歩ではないいかと私も非常に賛同するところであります。そういう意味での研修会の生かし方も年代を考えながら広報活動をして、大事にしていきたい部分だと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） じいさん、ばあさんたちの世代が子育てにきちんとした形で関われる仕組みをつくるということは、非常に私は大事な視点ではないかと思います。また、そういう中から、遊具の関係、じいさん、ばあさんたちの知恵を生かして、島にあるものでその子供たちの遊具を提供していく。購入する遊具というのは、パテント料が含まれていてなかなか結構な値が付いているようですが、昔、島でやっていたものをアレンジしたり、島にある材料を使ったり、生かしたりすると、いろんなのが展開できてくると思います。そうすると、子供たちにもいろんな工夫や知恵を学んでいけると思います。そうすることによって、またいろんな形の展開ができるんだろうというふうに思います。この点について、今、町で臨時職員でいろんなところの補修とかそういうのを頑張っておられる方々にこの話を雑談でしたら、ああ、それはどんどんできますよと、いろんな形で取り組んでいけるのじゃないかと。私が見たところでも、例えば木工所にある材木の切れ端、あれ結構あります。かんなくず、おがくずも結構あります。また、水道屋に行けばパイプの切りくずもあります。そういう物を組み合わせていけば、いろんな形の遊具を子供たちに提供することができると思います。あれば、子供たちは遊びの天才ですから、子どもたちがいろんな発想をしてくれると思います。そういうことにも結びつ

いていくというふうに思いますので、ぜひこのじいさん、ばあさんたちとのふれあいも十分に仕組みづくりの中で御検討をいただきたいと思います。

さて、ここまで話をしてまいりましたが、最初に申し上げましたように、島づくり、国づくりは人づくりであるという観点から、私はこの人づくりを、三つ子の魂百までというこのワラビから取り組んでいただきたい。またそうすることによって、与論ならではの子育ち、子育て支援ができて、そしてそれがどこにつながっていくかというと、与論高校から子供たちが島立ちをしていくときに、そのときに子どもたちの中にしっかりととしたものが輝いてくると思います。そういう姿を見て、与論高校への、いや、私たちの子供たちも与論に帰ってくるという流れがしっかりとしたものになってくるだろうと思います。子供たちの幼・小・中・高一貫教育の充実を目指し、これは与論でしかできない、与論ならではの子育ち・子育て支援ですよというものをぜひ町長のリーダーシップ、教育長のリーダーシップで取り組んでいただきたいと思います。28年度はその仕組みができるのを大いに期待し、またそれを要望、要請をしながら私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 先ほど喜山議員さんの質問で答えそびれました。実は、準要保護に係る支援の中で予算を町や県と申し上げましたが、平成17年度より三位一体改革により国の制度補助を廃止し、税源移譲になったために、全額町の予算で要保護の支援をしていますので、訂正させていただきます。併せて、御要望につきましての見直しについて確認していきます。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は3月18日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げる開くことにします。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

—————○—————

散会 午後3時12分

平成 28 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 28 年 3 月 18 日

平成28年第1回与論町議会定例会会議録
平成28年3月18日（金曜日）午後3時34分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 議案第16号 平成28年度与論町一般会計予算
第2 議案第17号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算
第3 議案第18号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
第4 議案第19号 平成28年度与論町介護保険特別会計予算
第5 議案第20号 平成28年度与論町と畜場特別会計予算
第6 議案第21号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
第7 議案第22号 平成28年度与論町水道事業会計予算
第8 議案第25号 平成27度与論町一般会計補正予算（第9号）
第9 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性
や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情（総務
厚生文教常任委員長報告）
第10 陳情第3号 南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備について（環境経
済建設常任委員長報告）
第11 発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知、予防及びその危険
性や予後を相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提
出について（麓才良議員ほか3人提出）
第12 発議第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出につ
いて（林敏治議員ほか3人提出）
第13 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）
第14 議員派遣の件
第15 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議
会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会

2 出席議員（9人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 林 敏治君 | 3番 町 俊策君 |
| 4番 林 隆壽君 | 5番 喜山 康三君 |
| 6番 供利 泰伸君 | 7番 野口 靖夫君 |
| 8番 麓 才良君 | 9番 福地 元一郎君 |

10番 大田英勝君

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

2番 高田豊繁君

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	林英登樹君	税務課長	竹本由弘君
町民福祉課長	酒勺徳雄君	環境課長	吉田勉君
農業委員会事務局長	徳田康悦君	産業振興課長	町島実和君
商工観光課係長	大馬福德君	建設課長	山下哲博君
教育委員会事務局長	田畠豊範君	教育委員会事務局長 教育委員会事務局長 教育委員会事務局長	山下一也君
水道課長	池田美知博君	与論こども園長	岩山秀子君
茶花こども園長	阿多とみ子君	那間こども園長	高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 主幹兼係長 川上嘉久君

開議 午後3時34分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

議事に移る前に、先日の本会議の中で環境課長から補足説明の申し出がありましたので、環境課長の発言を許します。

○環境課長（吉田 勉君） 先日の一般質問の中で、議員さんから新ごみ焼却施設の煙突の高さの御質問がございましたが、私は38メーターということで御報告申し上げましたが、今、航空局に届けたのが35メーターで届けられておりましたので、35メーターに訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

日程第1 議案第16号 平成28年度与論町一般会計予算

日程第2 議案第17号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第18号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 議案第19号 平成28年度与論町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第20号 平成28年度与論町と畜場特別会計予算

日程第6 議案第21号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第22号 平成28年度与論町水道事業会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第1、議案第16号、平成28年度与論町一般会計予算から、日程第7、議案第22号、平成28年度与論町水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

お諮りします。

予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、平成28年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第16号、平成28年度与論

町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、議案第16号、平成28年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第17号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第18号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成28年度与論町介護保険特別会計予算を採決しま

す。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第19号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成28年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成28年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第20号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成28年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第21号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、平成28年度与論町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第22号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成28年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第25号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第9号）

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第25号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山元宗君） 議案第25号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

今回の平成27年度一般会計補正予算（第9号）につきましては、国の平成27年度補正となる地方創世関連予算に伴う新規事業が主となっております。

まず、歳入としまして、総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金事業補助金8000万円、財政調整基金繰入金1060万5000円を増額しております。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費の与論町まちづくりDMO設立事業800万円、移住定住化促進事業1300万円、商工費の沖縄県北部地域連携型振興事業6500万円など、それぞれ増額をしております。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9060万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額は47億6962万7000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） 総務課長にお尋ねいたします。先ほど全員協議会の中でもお話ししましたが、私がこの予算書、予算案を見るときに、一番最初に思ったことは、場当たり的じゃないかというふうに見受けられました。ということはどういうことかといいますと、我が町にとって必要な予算措置ではあると思うんです。ただそれに対してどのような実施計画がなされようとしておられるのか、それがちょっと

と私には受け取りにくいわけなんですね。そういうことからして、その実施計画はどのように現段階で立てておられるのか。それから、まずお聞きしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君）　総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　御説明申し上げます。

今回のこの交付金事業については、平成27年の10月に与論町総合戦略というのを立てて策定しております。この策定の過程には、町民をはじめNPO、まちづくりに関わっているいろんな団体、たくさんの方々の住民の意見を反映してつくられた計画となっております。特に地方創生の柱としては、移住定住の促進、交流の拡大、そういった空き家の住居の確保ですね、そういったことが基本として掲載されております。

そういった中で、今回平成27年度の交付金、補正予算とありましたけど、これを全役場にこの総合戦略に基づいた施策を提出していただきました。そういった中で、9200万円ほど国のはうにいろいろ協議をして提出し、今日、その事業の、満額とはいきませんでしたけれども、8000万円が交付決定となったということになります。

○議長（大田英勝君）　7番。

○7番（野口靖夫君）　その与論町の戦略的なことについての趣旨はわかります、趣旨は。あらゆる各種団体等からできたものを総合して予算の要求をしたところ、国が認めてそれだけのお金を抱えてきたということで、その意味はわかります。また、総務企画課長とか担当課長がやられようとしている気持ちもわかります。十分くみ取れます。私はそれを言っているんじゃなくて、私が申し上げているのは、平成27年度というのは今3月、もう半ば過ぎてきているわけですね。あと10日ぐらいしかないんですよ。ということは、私は皆さんにお聞きしたいことは、この期間に実施計画はできないわけだから、じっくり練る必要があると思うんですね、今からその実施計画を。そして、なるほど、この金を有効に使って戦略に込められたものが成就されるということになればそれでいいわけなんです。だからそこでお聞きしたいのは、その予算書に計上しているわけですからね、これを例えればこの本会議で可決したとしますね。そしたら、また後で、後ほどですよ、皆さんは腰を据えて、いかに使えば有効的に目的が達成できるかということを念頭に置きながら執行していくつもりなのか。もう議会で決まったから、もうそのままどんぶり勘定で予算を使っていいよという考え方なのか、その辺を私はお聞きしたいんです。そうしないと、町民は国からこれだけのありがたい予算が与論に入ってきた。だけど、本当に問題がないだろうかということを見ているんです。例えばプレミアム商品券にして

もそうなんです。また、モニターツアーにしてもそうなんです。北部琉球文化圏交流事業に対してもそうなんです。そういう事業が中身があるように、例えば全員協議会の中でも麓議員が言っておられましたが、今我々は沖縄と与論島の航空運賃の軽減、あるいは農水産物の輸送コストの軽減ということで、一生懸命沖縄、与論と交流を進めておりますね。そして、また観光客誘致のために北部琉球文化圏の圏内の中でやんばる駅伝を実施しています。おかげさまでやんばるの方々が我々を仲間に入れていただいてやっているんですね。そういう、例えば小学生の修学旅行誘致に動いているわけなんです。北部の小学校とタイアップして、やろうということで今一生懸命動いています。そういうところにもその予算が執行されるのかどうかということを、トータル的に実施計画を立てるべきだと私は思うんですね。これを見たらどんぶり勘定にしか見えない。違うというんだったら、またどうぞ一つ違うところを御指摘いただいて、私にちょっと聞かせていただきたい。商工観光次期課長、お願いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） 27年度にプレミアム商品券という交付事業で1500万円ほどいただいております。当初は1500万円ということで、どんぶり勘定で5,000人ぐらいこの事業を使って前年比よりもお客様を増やしたいということで、このプレミアム商品券事業は、ほかの市町村はその地域の人に配っております。1万円出すと1万2000円分のプレミアムの付いた商品券を地域の人が購入して活用しております。ただ、我々与論町は島外のからお客様をいっぱい呼んでお金を落としたほうが、より経済効果が生まれるんじゃないかなということで、一昨年この1500万円を使いまして、おかげさまで前年に比べましてお客様は1万人ぐらい増えたんですけども、これだけの効果ではなくて、ほかのテレビ関係の番組誘致とかも強く影響していると思っております。

そこで、この地域創生の加速化交付金、急きょ年度末にこの事業決定が来まして、昨年の与論町地域振興のプロジェクトの立ち上げを待って、その事業にのつとつて、プレミアム商品券の効果とか、テレビの効果を勘案しまして、広報宣伝、北部沖縄地域の連携振興事業という形で事業を固めて申請いたしました。ですので、25年も26年で言えばテレビの放映なども5、6回ぐらいの全国放送だったんですけども、昨年のテレビ放映が16件ほど増えまして、その効果と、プレミアム商品券を出したことによって旅行会社が意欲をもって販売をしていただいたという、この2つの両輪で増えたと思っております。ですので、この流れを消さずに27年度の補正予算、この8000万円を使いまして地域振興の事業計画を加速して効果をより出すようにということで検討した結果、このような事業申請になりました

た。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） ただいま大馬さんのはうから説明がありましたように、例えばプレミアム商品券の使い方についても問題があるわけですね、実際。こういうことです。ある旅行会社のお客さんにはプレミアム商品券があつて、ある業者には行き届かなかつたと。これは不公平じゃないかという問題が起きてきているんですね。私は、それを悪いというんじゃないんですよ、そういうこともある。あるいは与論町民の中から、何でその観光客ばかりに使わせてから、我々与論町民には地域振興のために使えということでそのプレミアム商品券はあるのに、ほかの地域でもやっているのに、与論町民に使う場はないじゃないかということも出てきているわけです。だから私が申し上げているのは、同じ問題でも、それをバックアップしてあなたはもっと力強くやっていきたいというお気持ちはわかります。だけど、同じ事業でも使い方によっては、我々再検討して執行しなければならないことが多々出てきたわけなんですよ。だから、その戦略の中で、与論町のビジョン、プロジェクトの中で出てきた問題の趣旨はわかります。趣旨があるからこそ、皆さんに申請書を出して、それが交付決定されて交付されたわけだから、それはわかります。だから、私がさつきから御質問しているのは、これを一応、例えば本会議場、今決めるとしても、みんなでもう一回再検討して、実施計画を立て直して、有効的に使う気持ちはあるのか、ないのかということを、そこをお聞きしたいんです。町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。

一応、本町でこういうことをすれば、町の活性化になるんじゃないかなというようなことでいろいろ検討して、計画を提出し、そしてそれについて国で見ていただいて予算がついたわけでございます。ですので、そのことを中心にしながら、今、野口議員がおっしゃるように、本当にこういかにすれば町民のためになるか、町の活性化になるかというようなことをまたさらに検討しながら進めていかなければと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 8ページの創生のまちづくりのDMO設立という、DMOについてちょっと詳しく御説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御説明いたします。

これは、ちょっと英語になってしまいますが、簡単に言いますと観光まち

づくり組織と言つていいかと思います。これは、農業、商工業、それから農商工、N P O、町民を含め、いろんな企業が、事業者が連携して、観光のまちづくりを進めていくという、一つはそのもうけですね、稼ぐ力を視点とした考え方ということになって、今後いろんなまちづくり、観光を進める上で連携をして、そういう軸となるものをつくっていきたいということでございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） それから、その次の定住促進施策が1300万円、次のページに移って、商工費の今の6500万円ですか、これで約八千何百万円か。その3件が今回の創生資金の予算の主なものだと思いますけど、この中で一般財源から各項目で200万円ずつ、合わせて600万円の支出になりますけれども、こういう財政が厳しいんだと、先日一般質問の中でも子育てなど様々な費用負担、それから非正規職員の給与の問題、財政的に様々な厳しい状況になっていると。さらに、その状況はもうここ近年極めた厳しい状況にあるというのは、もう現実としてあるわけですので、この一般財源からの繰り入れというものはどうしても必要なものか。この件についてはいかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御説明いたします。

今回、9200万円で事業申請をしまして、それが8000万円になりましたので1200万円は採択されなかつたということなんんですけど、昨年の平成26年度補正分の地方創生交付金があったときに、申請額をすべて使い切れなかつたといいますか、期間も少なかつたので不用額が残つてしまつた状態もありました。

できるだけ追加の交付金があつたときには財源の構成をしながら、また全額8000万円を執行したいということで、この一般財源を計上してはありますけれども、できるだけ使わぬよう形で執行残となりますので、そのような体制で進めたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 予算というものは、案外といい加減なものですね。

今、野口議員からも指摘されました、国からいただける金だから使わないと損だと。かといって、それに一つのいわゆる基本的な考え方とか戦略に基づいて予算が執行されているのか。また、使い方にも様々な問題があると思いますので、ちょっと細かく立ち入っちゃいますけれども、大馬さんにお聞きしたいんですけど、例えば宣伝・広告制作業務委託ってあるんですけど、この業務委託の方法はどういう方法でされるんですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） テレビ局のほうに見積書をいただきまして、業務委託契約を結んで行っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） いや、こんなことを聞くために質問はしてないわけよ。見積りを取って委託するといってね、それはわかっている。ただ、先ほど全協のほうでも総務委員長から指摘されたように、本町で今後何をすべきかと。やっぱり沖縄県との連携というのは強めなくちゃいけないと。それで、宣伝するときにも日本全国に渡ってこの3000万円を使うのと、沖縄だけに絞って、沖縄県民に対して絞って宣伝をするのとは、宣伝効果とか使い方、おのずと違いますよね。その辺の戦略、まずどこの市場を狙ってやるかというその戦略的な部分もあるのかということで、もう結構ですけど、その部分と、だったらテレビ局は、私は総務委員会を代表したような格好になるけど、沖縄を主体とした形でもっと動いてほしいと、総務委員長もそういうことをおっしゃっているわけですよね。だから、私が言っているのは、一定の費用を付けるなら効果的な使い方をせよと。そして、なおかつ今の委託のあり方は、テレビ局、何局かありますね、沖縄には3局、OTBとRBCとQABがありますね。3局に対して、それぞれやっぱり一定の形でプロポーザルする必要があるんじゃないでしょうか。それと、それぞれのいわゆる切り口の宣伝の方法があると思うんで、それを全部止めというわけでもなくて、やはりその辺もできるだけ取り入れた形でやる方法とか、宣伝広報のあり方だけでも、テレビなのか、先ほど話したネットでやるのか、いろいろあると思うんですよ。その辺も勘案した形で、きちんとした形で戦術と戦略を立ててやっていただきたいということをぜひお願いしておきますので、一言。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） ありがとうございます。本年度の予算、1000万円に限りましては540万円が東京MXテレビ、これは東京FMが親会社となっている会社です。これは、先日のヨロンマラソンをニューハーフの方に走ってもらって取材していただいたんですが、これらの金額は540万円です。大手4局の見積りをいただきますと2000万円、3000万円の高額、桁が違う額になります。こちらは、関東ローカルのエリアになりますと、新しいところもあります。その番組制作に関しましては、普通のテレビ会社は放送後はもうテレビ局の著作でその映像は使えないことになっていますが、そこはその映像をPR映像としてデータをいただくことになっていまして、YouTubeに上げたり、いろんなネット配信とか、あと観光イベント会場での放映、そういった2次使用が可能となっております。ですので、金額面も見て、安い上に有効活用ができるということで選びま

した。

あと沖縄のほうですが、沖縄テレビのシンガーソングのグループHYという紅白にも出たミリオンセラーのグループが出ているHYゴーゴーゴーヤーという番組、これは沖縄でも人気がある番組なので、その番組を選定しました。あと、QABのコキザミプラスという、これは土曜日の深夜30分番組でやるんですが、OTBとQABを見ている世代、20代から40代の若い世代をターゲットにということで、現在沖縄ツーリストさんにマイカープランを作成していただいております。あと、船のプラン、Jタップにはまた飛行機のプランというプランをつくって、それに地域プレミアム商品券を付けてパンフレットに載せて宣伝しています。そういう形で、相乗効果でその商品を使って与論に運んでくるような、誘導するような番組制作をしてもらうために、私のほうで与論にある沖縄を探せとか、そういう感じで局によって企画書を変えて提案しています。ということで、そういう沖縄、あと鹿児島はKYTの番組を誘致しております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 広報については今回で終わりということにはなると思うんですよ。やっぱり末永く10年、20年にわたってマスコミさんとのおつきあいということもあると思うんですよ。その辺を視野に入れながら、ぜひ私がお聞きしたいのは、こういう広告宣伝を行うときには、どこの地域で、どういう年齢対象を狙ってやるかとか、そうするとおのずと今の広告を入れる時間帯も、夜中にやったって中高年の方々は夜中のテレビは見てないわけだから。ということは、与論にいらっしゃる、沖縄からいらっしゃるお客様がどの年代が多く来ているかとか、そういう統計とってないでしょう。そういう与論に今入っている観光客がどこからどういう具合に入っている、どの年齢だと、その辺のきっちとしたデータを常日ごろから持っていることによって、こういうときのお金の使い方、予算の通し方、その辺は違うと思うんで、これらについてもぜひ詳細なデータというものをできるだけ把握するように、今後やっていただきたい。

次に、モニターツアーの件なんんですけど、このことも併せて、同じような、前回はツアーでいらした方がたまたま与論に行ったら、くじ引きで当たったようなので、これだけお金が使えてありがとうという感じで何人も私会っているんですけど、そうではなくてこういう特典が今回は付きますよという形で宣伝の中に入れるとか、その方面の工夫。やっぱり綿密なマネジメント的な形で大変でしょうけど、ぜひやっていただきたいということです。

それから、住宅、移住定住のことについて、1300万円の件数を、限度額を決めているかとか、それから改築の場合はいくらまでと。そして、話を聞くと先ほど

の総務企画課長の話では新築も適用すると。新築のときには限度額いくらだと。そして新築の場合は、今の合併浄化槽の補助のほうは適用されないですよね、業務上目的になるから。環境課長、ちょっとお聞きしたいけどいかがですか。定住促進のための住宅をつくることになるけど、それについて与論町の環境課による今の合併浄化槽の補助は対象になるか、ならないか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） それにつきましては、今回こういう感じで事業として出てきておりますので、総務企画課とかも調整をしながら検討をしていかなければいけないと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 前向きに検討するのか、ちょっと考えられないというのかわからんけど、期限が2カ年ですよね。町民からの申し込みも多いと思うんですよ。この2年間のうちに定住促進のための住宅の建築申し込みが来たときに対して、何件まで応じられるか。その辺も後でぜひ、できるだけ対応できるようにしてくれたら、もっとこの制度にも拍車がかかるんじゃないかと、そう思っています。それで、農業委員、徳田さんにお聞きしたいんだけど、この場合に結局土地の問題がいろいろ出てきますよね、転用問題。ぜひ、この辺についてはどういうお考えがあるか。ちょっと伺いたいんだけど。

○議長（大田英勝君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（徳田康悦君） お答えをいたします。

現在は、町民の方々からそれなりの相談も受けております。定住促進の関係で島外の方からは今のところありません。しかしながら、その要件、転用の要件は農地法によって定められており、それによって許可なり、そういうふうなことになると思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長と副町長、ぜひこの事業をスムーズに行うためにも、この辺の、いわゆる側面的な支援ですよね、例えばそれに上下水道とか上水道の問題が出てきたりすると思うんですよ。水道を引いてくれとか、いろんな形で。だから、合併浄化槽から、上下水道のことから、農地の転用問題とか、様々な案件がこの定住促進には絡んできますよ。それは与論の建築業界のいわゆる産業振興にも密接に関わる問題ですね。ぜひこの辺も迅速に対応していただいて、この事業がスムーズにいくように、ぜひ素晴らしい結果が出せるようお願いしますけどいかがですか、副町長。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。今、宅地と評価されていながら、実際は島外に引き上げをして、そのまま荒れ地になっていたり、あるいは本当に古民家で改造も利かないような住宅でそのまま残っているところ、結構あるんですけれども、できるだけ町にもう少し財政的なゆとりがあれば、そういうところを譲つていただいて町有地として確保しながら、島外の申し込みがあれば町のほうから提供する、あるいは形が取れればもっともっと有効にできるんじゃないかなというふうには思っております。それは今検討中でございますので、今後また有効に、各課連携を取りながら頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 8ページの与論町まちづくりDMO設立の件についてですが、これは業務委託で総合地域振興アドバイス業務委託がありますが、これの基本的な考え方について、今、柱を立てておられるのであればお伺いをさせてください。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） このDMO設立に関しましては、以前関連する団体、役場行政側のまた関係する団体を集めまして、どういったまちづくりDMOをつくれるかということでちょっとアドバイザー的な方も参加されて進めております。この業務委託に関しては、いわゆる今後はどういったものが与論の地域に合ったそういう体制が取れるかという調査も含めて、計画を策定するということの委託となります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） まだ基本的な戦略というのが固まってないということでおろしいですね。これから、この予算をしながら、そういうところを進めていこうということですね。今回、施政方針でもこの商工観光、農林水産業という、こういうものを複合的に連携させていくというのがはっきりと示されたというのは大きな一歩だと思います。これまでこういう視点でいろんなそれぞれの事業をしてまいりましたけれども、一つの総合的な形になっていなかったので、花火が上がったけれどもある程度までいったらまた消えていったというような形になっているのが今の実状ですね。今度は、そういうのも含めて、そういう経緯、過去のいろんなアイデアも含めて生かしていくもんだというふうに思います。

そこで、1点、私たち総務委員会で今度は公共交通の設備について当局とも論議をしながら先進地調査もしてきたんですが、これについても今ある路線バスの単なる見直しではなくて、地域の福祉面であり、観光面であり、総合的な観点からこの公共交通機関の見直しを図るべきだと。そのためには、広い分野からの視野のアド

バイスをいただくためには、コンサルタントにも委託することも考えて取り組むべきではないかということで、後で委員長報告いたしますが、総合振興ということになっていますので、そういう観点も入れてできるんですか、できないんですか。お伺いします。副町長でよろしいですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） おっしゃるとおりにたくさん事業をこれまで過去にもいただいて、似たようなことがあったのではないかというふうには思っております。成功した例、失敗した例、たくさんありますので、そういった事例等もまた踏まえて、何とか一つの形をつくり上げていければ大変ありがたいというふうに思いますので、議会の皆さん方もまた積極的にこの事業に御協力をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 過去に話が出てできなかつた、話が出て、一步踏み出せなくてお蔵入りになっているとか、案外そういうものに宝が眠っていると思うんですよ。そのやり方というのを複合的にどう取り組んでいくか、町全体でどう取り組んでいくかという視点を当てて見ていくと、これまで出してとどまっていたようなものが案外大きな宝物になると思いますので、これまでの施策というものを十分検討されて進んでいただきたいと思います。本町にも多額の予算をかけて振興計画、マスターープランと、それぞれの部門でできておりますので、その精査もこういう事業の中でやられてはどうだろうかというふうに思います。そういうのも含めての総合戦略だろうというふうに考えます。

それから、商工費の目の沖縄県の北部地域連携型振興事業についてなんですが、この目が北部地域ということで限定されているのが少し気になります。その節に出てくるのは、宣伝広告制作業務委託ということになってきておりますので、こうなってくると沖縄県全体に向かったという、そういう宣伝広告の方向になってくるんじゃないかなと思うんですが、そういう感覚でよろしいんですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） 発信は沖縄全体、全国に発信していくという捉え方をしておりますが、そのネーミングをしたのが与論町はやんばる駅伝、あと沖縄音楽交流祭など、特に来年は復帰45周年の記念すべき時代でもあります。今回はそういった形で北部、特に国頭・本部とか、船を使った与論島への誘客、そういうものを強化していくという思いから北部という形でネーミングのほうには入れさせていただきました。ただ、沖縄県全体として沖縄県庁も含めてですが、奄振法沖振法とで輸送の軽減とか協力し合っておりますので、全体として協力していきたいと

いう気持ちであります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 御承知のように、本町の大きな課題の一つとして沖縄との交流ということで、航路運賃の助成ということを要請してきておりましたが、今回、沖縄県のほうが初めて県外の離島のほうに助成をするということで、沖縄の一括交付金と奄美の交付金とで、ほぼ半額ということで方向性がマスコミ等で出されている、大変ありがたい時期なんですね。こういう時期でありますので、やはり沖縄全体を含めた形で我々は発信するべきじゃないかと思います。そういう中で、従来から交流のある北部とはこういう形で具体的に進めていくんだというような予算の組み方、発信の仕方が非常に肝心じゃないかと思います。そして、このことについては、以前から沖縄との交流の促進についてはきちんとした本町の組織もつけて全般的に取り組めるようにしたらということが町政懇談会のときにも出てまいりました。議会でも論議をいたしております。そういうものを踏まえて、そういう立場でこれを取り組んでいただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） かねてから沖縄北部との交流を推進していきたいというふうなこと、またこれからは沖縄北部との連携をしないといろんな面で私たち与論の発展に影響されるんじゃないかなというふうなことで考えておりまして、おっしゃるとおり沖縄北部との交流は今後もなお一層進めていきたいし、そういう方面でも研究を進めていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 私が話をしているのは、北部を少しおろそかにということじゃなくて、やっぱり沖縄全体に視線を向けなければ、私たちは沖縄に対しては親の島であるという理解をして、非常になじみがあるんですが、沖縄全体とすれば与論は鹿児島県だという、この歴史的な流れを踏まえた、この壁というのをどのように乗り越えるために我々が努力をするかというのが私たちに課せられた大きな課題だと思います。そのためにも一つの大きな窓口は北部だと思います。北部も踏まえながら、そして沖縄全体に発信をしていくという、今このタイミングだと思うんです。沖縄県がこの航空運賃を初めて県外の与論・奄美路線に出すという、このタイミングこそ、時の利じゃないですか。そういうのを踏まえて、ぜひ沖縄全体へのシグナルを出しつつ、そして北部との具体的な復帰45周年とか、交流というのを具体的な形で進めていくという、スタンスに立つべきだと私は思うんです。そういう思いをもう一度町長に決意をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 言われること、本當によくわかります。ありがとうございます。文化圏が沖縄の文化圏であり、本当に言語と生活、あるいは経済的に非常に密着していますので、そういうことで今おっしゃられるとおり沖縄県をターゲットにしながら、沖縄県との協力を協同で進めながら、また北部ともなお一層連携を図つていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 観光について、喜山議員の関連質問なんですかけれども、モニターツアーの内容について質問がありましたけど、どういう内容か答えてないのでお願いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） 今回は3000万円の予算をいただいておりますので、幅広く、やりたいと思っております。内容が、飛行機を活用して与論に来たツアーリーに対しては3,000円、船を使って入ってくるお客様には2,000円の商品券を付ける予定です。範囲は全国です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） この奄美から以南につきましては、観光商品としては非常に似たような商品を全部売り出しているわけですかけれども、その中で与論島がより誘客しようとしているというか、これだったら絶対に強い商品だというような商品づくりについて説明してください。何を商品として売りだそうとしているのか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） 与論は、まさしく百合ヶ浜の自然美を活用した、海の資源を活用した商品を全面的に売り出していく予定です。南西諸島、あと沖縄各島々も同じように美しい海で売っているわけですが、一昨年の「死ぬまでに行きたい絶景の島」ということで、百合ヶ浜、与論島がちょっとだけ注目を浴びてきております。マスコミのそういう取材も増えてきております。百合ヶ浜、海の自然美を全面的に出した商品づくり、またそれに付随する癒しの島ということで商品を造成していくと考えております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 前回から言っているわけですが、百合ヶ浜が今の状態で他より優れた商品であるかということを言われると、非常に何か残念な気がするんですけれども、あまりにも井の中の蛙じゃないかなという気がします。要するに、あそこはナンバーワンだと、オンリーワンだと言われるような地域づくりが必要だと思うんです。今、百合ヶ浜にそういう目が集中しているんであれば、今後何年かであそこで整備して、他にない観光地としての役割を果たすんだと、そういう計画づくり

をぜひ持っていただきたいし、そのことについて考えがありますか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） 今、この地方創生の加速化交付金の長期ビジョンの次年度以降の計画にも入れておりますが、今までこの事業がなかった場合には奄振事業ということで長期計画で平成30年まで、現時点の申請では大金久一体の再整備ということで事業申請を行っております。確かにあそこは防砂林帯なんですから手を入れてはいけないという管轄、徳之島林務の管轄なんですが、その林務の性質を損なわないけれども、美化的に観光資源となるような公園整備を申請して、そういう特区なり、認可をいただくような形で、大金久一帯あの2キロを昔のようなきれいな砂浜とこの中を通っても落ち着きがあって与論らしいという林務帯にもう一度整備し直したいというふうに考えております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 各議員と執行部との意見のやりとりを聞いていて私がちょっと気になったことは、今、最後に副町長が失敗談、成功談を参考にして、練り直してやっていきたいと最後締めくくりの言葉をいただきましたが、もうその通りなんですね、その通りなんですよ。だから、プレミアム商品券にしても、やっぱり失敗談、成功談あるわけだから、そういうものを練り直して詰めていきたいという、それがないといけない。私たちが普段何回も質問しているのは、そういう素直さがあるのか、ないのかということを確認しているわけなんですよ。喜山さんが例の古民家の再生事業のことを聞きましたね。ここに小型合併浄化槽を取り入れられるかということも、そこなんですよ。それも整合性を持たさないと意味がない。中にはこういうこともありますよ。再生した後に貸した人がもう返してくれず、いるんですよ。こういうことは、じゃどういう対応をすればいいかということを前持って検討しておかないと、あるんです、実際。あるわけだから、だからそういうことも想定しながら、我々はこの予算をもっと中身の濃いものにしなければならないという議論をしているわけであって、この予算書に対して反対論を述べているわけじゃないんです。皆さんもそれをしっかり聞いていただきたい。先ほど全員協議会の中で申し上げましたね。約30年前に百合ヶ浜の整備をしたときに、ある課長が膨大な予算を計上されて、もちろん町長が計上したんですけど、その答弁の中で、全く違うような答弁をされてから、我々は可決しちゃったんです。可決してやったら、議会で可決したから我々はそのとおり執行するべきだと。それはそうですよ、議会が可決したわけだから。だけどその中身を、その課長も中身は聞いてないわけですよ。もう自分のやりたい放題。だから、一般町民から文句を言われるは、後でまた議会が文句を言っても、それはあんたたちが決めたことだから、それ

は関係ないと、こういう感じになってくるわけですね。だから、とにかくこれだけの莫大な予算を計上して、予算を提出して可決した以上は、今、副町長が言われたように、過去の失敗例、成功談も持ち合わせて、中身も充実して、先ほど麓さんが言われたことも中身を充実して、沖縄全体の問題として交流の中で使ったらいいいじゃないかという御意見もあるわけだから、そこを素直にやっていただきたいということで申し上げているんです。だから、どうかひとつ、皆さんには冷静になって、我々も冷静に質問しているわけだから、そうしないとこの予算が本当にばらまき予算になりますよ。本当に町民から笑われますよ。これは、過去の失敗例を申し上げましたけれども、笑われますよ。いったん可決した以上は、皆さん勝手に使っていい仕事じゃないですから。だから、今、特に大馬さん、ひとつ、あなたの行動次第によっては、この予算が有効的な使い方になるか、もしくは使い方によっては失敗するかということになるわけだから、その辺しっかりと認識していただきたいということを我々は指摘しているわけなんです。大馬さん、一言。

○議長（大田英勝君） 商工観光課係長。

○商工観光課係長（大馬福德君） 今日は、すごく人気があつてよかったです。ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、今後はまた皆様との交流を深めて、一杯飲みながらそういう親睦を深めて、日ごろから意見交流会をもって真摯に受け止めて、天地神明に目を掛けて真っ当な仕事をするように頑張ります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） さっき忘れたのがあります。観光関係で整備をしたり、企画をしていくときに、この前の鹿大の学生が島の活性化のレポートで出してきたものの中に、ほとんどの方々が指摘されているのは、与論の海は素晴らしい、来てみるとその素晴らしさがわかる。じゃ、來るためににはどうするのかという視点をたくさん入れたのがあります。そのためには、同じような状況、環境の状態にある奄美、沖縄と差別化をしてアピールする必要がある。アイデンティティということで表現するときもありますが、似ている奄美、沖縄と差別化をする、こういうところがこれからは戦略の基本の一つにあるべきだと思います。またその中に、与論の素晴らしい象徴的なものに百合ヶ浜を皆さん上げてあります。じゃ、今も論議がありましたけれども、私たちは百合ヶ浜を生かしているのか、戦術的に使っているのかということになると、百合ヶ浜を見るといって下りて、そこを見るということだけに今使われているので、これから一步踏み出した企画というのを、一步踏み出した百合ヶ浜を生かしてこうするんですよという企画を、結婚式があつたりとか、何とかかんとかということでやってきておりますけれども、こういうのを常態化できるよう

な形に企画、そういうものを、目玉になるものをどういう形で売り出していくかということがあろうかと思います。そういう中でもう1点はヨロンマラソンです。ヨロンマラソンのイベントを行うという感覚の中から、このヨロンマラソンというのは日本全国に与論はヨロンマラソンというのがある程度、ほとんどが知れ渡っている状況になっています。そうすると、このヨロンマラソンは百合ヶ浜と似たような存在で、与論のヨロンマラソンという立場に変わりつつありますので、これを今度はヨロンマラソンを使った形でのいろんな情報発信に持っていく。これからヨロンマラソンの26回大会からは、ひとつのそうした役割をヨロンマラソンに持たせるという発想も必要だろうと思いますので、そういうことも含めて、ぜひこの事業の検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） さっきのモニターツアーの件なんんですけど、前回のプレミアムの件でも1人いくらというふうに単一的に発行するんじゃなくて、例えば家族でいらしたらいくらにするとか、同じプレミアム商品券を発行するにしても、カップルできたらプラス α が出るよとか、あるいは家族で来たらまたプラス α の α が付くとか、様々な手法があると思うんですよ。このことについても申し上げましたけど、今回これがどういう形で生かされるかわかりませんけれども、やはり単一に1人いくらにするとかじゃなくて、もう少しこの辺の、いわゆるプレミアム商品券を発行するのにもやり方、私は行きたいけれども、ちょっと彼女でも連れていくんだったら付くから、お前一緒に行こうかとか、家族で、今回与論島と沖縄は、昔は一緒だったから行ってみたいから行ってみようじゃないかと、家族でも来てもらうとか、そういう意味でのきっかけというのをぜひこれでしていただきたい。

それから、総務委員長も言われているように、やはり沖縄県というのは100万人以上の市場があるわけですよ、別のものの見方では。そして、すぐ近くにある。近くにこれだけの市場があるんだから、もっと掘り起こしてもいいんじゃないかな。

それから、先ほどの航空割引じゃないですかけれども、沖縄振興予算から与論島のために飛行機賃としてお金を使ってもらっているわけですよね。この恩返しをするという意味もあると思うんですよ。その辺の視点もぜひ忘れないように、素晴らしい企画をされるようお願いしておきます。

以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

○議長（大田英勝君） 日程第9、陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月11日金曜日、午後2時から全委員出席のもと、第1委員会室で審査をいたしました。軽度外傷性脳損傷・脳しんとうは、追突事故や転落事故のほか、柔道やラグビー、サッカーなどのスポーツなどで頭部に衝撃を受け発症する病気であります。実際の教育現場や家庭では、その危険性についての知識や認識が十分理解されず、適切な対応や治療が後手に回ってしまい、生活全般に不安・不便・孤独を感じ、重篤な状態となるケースが多々あるとのことであります。このため、国民や教育機関への啓発・周知・予防措置の推進を図るとともに、相談窓口の設置等を求めるものであります。当委員会としては、陳情の趣旨は賛同できるものと判断し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第10 陳情第3号 南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備について

○議長（大田英勝君） 日程第10、陳情第3号「南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○6番（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第3号、南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月9日金曜日、午後4時から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長に参与を求めて現地調査を行ったのち、第2委員会室で審査いたしました。この農道は、周辺の地域住民の生活道路としてだけではなく、地域営農のための交通路としても頻繁に利用されていますが、わだちが多く、通行に大変支障

をきたしていることから、バイク等の転倒を防止するなど、交通の安全対策を講じる必要があることに加え、農業生産上の利便性を確保する上からも全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第3号、南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号、南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、「南板畠農道（仮称）の早期改良舗装整備について」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知、予防及びその危険性や予後を相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第11、発議第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知、予防及びその危険性や予後を相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第1号提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰伸。賛成者、与論町議会議員、福地元一郎。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知、予防及びその危険性や予後を相談可能な窓口などの設置を求める意見書の議案を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

軽度外傷性脳損傷である脳しんとうは、追突事故や転落事故のほか、柔道やラグビー、サッカーなどのスポーツでも発症します。主な症状は、頭痛、めまい、ふらつき、耳鳴り、物が見えにくい、ろれつが回らない、しびれ、軽い麻痺、味覚や臭覚の減退、物忘れ、集中力の低下など、複雑かつ多彩です。脳しんとうを受傷しても、通常生命を脅かすことはありませんが、その危険性についての知識や認識が十分に理解されず、適切な対応や治療が後手に回ってしまったために1割から2割の人が治らず、重い後遺症を残して苦しんでいます。また、このような病態を日本の医師はほとんど知らず、CTやMRI画像に写らないことが多いことから、ノイローゼ扱いされ、適切な診療を受けずに放置されているのが日本の医療の現状であります。

のことから、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについては、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知をより一層図るとともに、予防措置の推進と各自治体での医療相談窓口の設置が求められています。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知、予防及びその危

険性や予後を相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知、予防及びその危険性や予後を相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 発議第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第12、発議第2号「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。1番。

○1番（林 敏治君） 発議第2号、提出者、与論町議会議員、林敏治。賛成者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、町俊策。賛成者、与論町議会議員、林隆壽。

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議案を別紙のとおり与論町議会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災上の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることは極めて重要であります。このことから、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進して、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律の早期成立が求められております。このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会

付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 所管事務調査報告

○議長（大田英勝君） 日程第13、所管事務調査報告を行います。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

平成27年12月21日に沖縄県の読谷村役場で読谷村コミュニティバス（鳳バス）の運行について、午後からは沖縄県庁で沖縄県の離島航空路・航路運賃及び貨物輸送コスト軽減対策について調査を行ったのち、沖縄タイムス社、琉球新報社、沖縄・北方担当大臣事務所を表敬訪問いたしました。沖縄県庁での調査については、平成27年5月12日、鹿児島県の担当課に与論・沖縄間の航空運賃及び貨物輸送コストの軽減対策について要請を行った際、本町からも沖縄県に調査・要請活動を展開することについてお伺いしたところ、有効であるとの助言を得られたことから、町当局とも協議した上で実施することにしました。当初、町長の要請活動に併せて合同で調査活動を実施する予定でしたが、町当局との日程が合わず、当委員会単独で調査することになりました。当局と話し合いの上、調査に担当職員が同行することになりました。

読谷村では、コミュニティバスを導入するまでの経緯について、また導入や運行に係る財源確保や経費負担について、現在の運行状況についての3項目を調査いた

しました。

1点目のコミュニティバスを導入するまでの経緯について申し上げます。読谷村では、平成9年に役場庁舎を読谷飛行場跡地に移転しましたが、役場への交通アクセスが整っていなかったため、路線バス会社に運行要請をしたところ、採算が取れないとの理由から実現できなかったとのことであります。そのため、平成11年からタクシーを利用して来庁する村民を対象に、最寄りの県道バス停から往復相当分のタクシー運賃900円を1日1回限りで助成するタクシーチケット助成事業を実施したことになります。その後、平成20年に役場の隣接地に文化センターや健康増進センターなど公共施設等が整備されたことから、チケット利用者数の増加による助成額の高騰が財政負担になると予想されたため、平成21年4月からコミュニティバスを導入したことになります。

2点目の導入や運行に係る財源確保や経費負担について申し上げます。沖縄県内でのコミュニティバスの運行については、本来、路線開設前の実証実験的な意味合いがあり、一定期間運行した後、採算が合えば本格運行にして一般路線化し、厳しい状況であれば運行を終了することになります。読谷村のコミュニティバスは、当初から公共交通の空白地帯における村民の交通手段を確保する目的で、採算性は考慮せずに運行していました。運行管理については、路線バス運行業者と委託契約を結んでおり、当初契約では簡易プロポーザルによる随意契約を結び、他社からの運行希望がなかったため、同業者とは単年度での随意契約になっているとのことです。当初の収支計画では、年間利用客を8万6479人と想定し、利用料収入額を1326万9000円、支出経費としては運行管理委託料及びその他の経費の合計額で2066万5000円、差し引くと739万6000円の赤字であります。また、車両の購入については、特定防衛施設周辺整備事業を導入して3台購入していましたが、総事業費は5969万6000円で、うち国庫支出金が5348万7000円、一般財源が620万9000円となっていて、車種は日野ポンチョで座席数12席の最大36人乗りを導入しているとのことです。

3点目の現在の運行状況について申し上げます。平成26年度の利用者数は2万1490人で、利用料収入は274万8563円、運営事業費は2596万9305円となっていて、差し引くと2322万742円の赤字運行となっています。当初の収支計画からすると赤字額が大幅に拡大しているとのことであります。読谷村のコミュニティバスを運行するにあたっての基本方針は、1、循環型社会の形成に寄与する優しい交通手段として村づくりに貢献すること。2、少子化に対応し、児童生徒に優しい村づくりに寄与すること。3、高齢者等の移動制約者に対し、外出等の活動機会を増やし、元気で明るい高齢社会に寄与すること。4、既存バス路線

を保管する交通手段として、公共交通全体の利便性の向上に寄与すること。5、村内各地から村民センター地区へのアクセス性を高め、村民福祉に貢献することあります。

今後の課題としては、デマンド方式や乗り合いタクシー等も視野に入れて検討を始める予定であるとのことです。読谷村のコミュニティバスの運行については、5項目の基本方針を掲げてユニバーサルデザイン的発想による福祉環境の整備に尽力されており、大いに学ぶべきところがあると痛感したところであります。本町においては、既に現実問題として少子高齢社会に突入して、福祉環境の整備が迫られている現状にあることから、本町独自の施策等により交通弱者への対応や通学用交通機関を整備するなど、人に優しい、安心・安全なまちづくりを進めていく上での参考事例となるものでした。

次に、沖縄県庁では、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業、離島生活コスト低減事業、農林水産物流通条件不利性解消事業の3項目について調査いたしました。なお、この調査には、前島明男沖縄県議、禧久伸一郎鹿児島県議が同行し、適切な指導・助言を受けることができました。

1点目の沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業について申し上げます。この事業は、定住条件の厳しい沖縄県内の離島について、航路業者、航空業者、市町村及び県が連携し、離島住民等の航空運賃及び船運賃を低減して、離島の定住条件を整備するもので、平成24年度から導入されたとのことであります。船運賃についてはJR在来線、航空運賃については新幹線並みを目指し、船運賃で約3割から7割、航空運賃で約4割の運賃低減を実施しております。平成27年度の航路数は24航路で、航空路は11路線あり、航空路については島出身の高校生は5割引となっているほか、病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃も3割軽減しているとのことであります。平成27年度当初予算での事業費額としては21億2900万円で、うち17億円が国からの一括交付金であるとのことです。

2点目の離島生活コスト低減事業について申し上げます。この事業は、対象離島市町村の登録事業者である小売店に輸送される食品や日用品等の補助対象品目に係る沖縄本島、離島間の輸送経費を航路事業者等に対して補助するもので、平成27年度の全体事業費は8991万6000円であります。座間味島では、事業開始後20%程度の低減が図られたとのことで、今後も対象市町村を拡大するとのことであります。

3点目の農林水産物流通条件不利性解消事業について申し上げます。この事業は、農林水産物の県外出荷に対し、大消費地から遠隔地による輸送上の不利性を軽減す

るため、出荷団体が県外出荷する際の輸送費の一部を補助するものであります。補助対象者は、農業協同組合、農事組合法人、漁業協同組合、漁業生産組合、森林組合及び知事が認める団体となっております。対象品目は、野菜15品目、花き13品目、果樹12品目、生産物9品目のほか、甘庶、薬用作物、リュウキュウマツ等の県産材、キノコ、肉用牛、豚などの55品目で沖縄県の離島に対する温かい配慮が伺えるものでした。なお、当委員会としては、最後に挨拶の中で与論・沖縄間の航空運賃の軽減については沖縄県でも御理解をいただき、鋭意取り組んでいただければありがたいとお願い申し上げたところであります。

次に、禧久県議の同行して沖縄タイムス社、琉球新報社、沖縄・北方担当大臣事務所を表敬訪問しました。両新聞社においては、今回の調査の目的と概要を説明するとともに、与論・沖縄間の航空運賃の軽減についての取り組み内容を報告し、沖縄・北方担当大臣事務所においては、与論・沖縄間の航空運賃の軽減について実現方を要請しました。両新聞社には、訪問後、この取り組みを新聞記事として掲載し、広く報道していただいたところであります。その後、沖縄県が沖縄振興法に基づく一括交付金を活用し、沖縄・与論間、沖縄・奄美間の航空運賃を軽減するため、鹿児島県と連携して助成する方向で調整していることが1月3日づけの沖縄タイムス、1月5日づけの琉球新報で報道され、また最近のマスコミ報道等によると、平成28年度の早い時期から通年実施される運びとなっていることは、既に周知のとおりでございます。当委員会としては、今回の調査を踏まえて、町当局と意見交換を行った上で、次の2点を意見としてまとめ、提言いたします。

1点目は、路線バスの運営の見直しについては、福祉・観光面など影響が多岐にわたることから、基本計画の策定はコンサルタント等に委託するなどして、関係機関等で検討委員会を設置し、十分に論議を尽くしながら進めることができるということであります。

2点目は、与論・沖縄間の航空運賃が軽減されることを踏まえ、実効性のある施策の早期展開及び沖縄との一層の交流促進が望まれるということであります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

以上です。

○議長（大田英勝君） これで、所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第15 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第15、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会・議会運営委員会・役場庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とともに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後5時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 麓 才良